第３部　発災後対策

発災後対策節別タイムスケジュール

				発災後1時間以内	発災後3時間以内	発災後6時間以内	発災後12時間以内	発災後24時間以内
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	（県災対本部） 活動態勢の整備 （地方部）	県災対本部の設置	災害対策本部会議の開催	災害対策統括会議、本部会議とも、以降必要に応じ随時開催	緊急派遣チームによる支援活動	
				災害対策統括会議の開催	主要活動拠点の確認・調整			
				地方部の設置	地方部員会議の開催	地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催	地方部派遣チームによる支援活動	
					主要活動拠点の確保・調整			
		第2節	通信機能の確保	通信手段の確保	通信手段途絶の対応		通信設備の応急復旧	
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	自衛隊への第一報の報告	派遣及び応急措置の実施要請	受入体制の整備		経費の負担区分の協議
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	災害情報の収集・伝達	被害情報の収集・提供			
				津波情報の収集・伝達		県民への広報・広聴		
		第5節	広域的な応援・受援体制の整備		（応援）	協定等に基づく応援要請の受理・県内市町間の調整		応援市町への応援要請
					（受援）	国に対する応援要請・各協定に基づく応援要請		連絡要員受入・要請内容の検討
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	国・他都道府県に対する職員派遣要請 従事命令等　　受援状況の進行管理				
		第7節	災害救助法の適用			災害救助法の適用	災害救助法の運用	
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	道路交通情報情報・被害情報の収集	道路パトロールと緊急時の措置			緊急輸送道路の確保 緊急交通路の指定
		第2節	水防活動	必要な箇所の門扉開閉操作	水防施設等の監視・警戒体制の整備	水防施設の応急復旧工事の実施		
		第3節	ライフライン施設の復旧・保全	被害情報の収集	施設の応急対策活動			市町水道施設応急復旧活動への参加
		第4節	公共施設等の復旧・保全	被害情報の収集	人員及び資機材の確保		復旧活動・危険個所の周知	
		第5節	ヘリコプターの活用	被害情報の収集 ヘリコプターの応援要請	活動拠点の確保・各活動の実施			
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急及び消防活動	各救助機関への部隊派遣要請	救急・救助及び消防活動の調整	活動拠点確保・資機材調達等		
		第2節	医療・救護活動	医療情報の収集・共有	医療救護活動			
				医薬品等の確保				医療機関の応急復旧
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	避難の指示等 緊急の避難情報の伝達	被災者の大規模避難対策	避難所開設・運営支援		
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策	避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況把握・受入調整等		要配慮者への応急対策情報等の提供	避難所等への専門職員派遣 市町からの要請に対する支援	
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	児童生徒の安全確保・登下校時の安全確保		児童生徒の下校または保護継続の判断		県立学校および市町への支援
				学校施設等の被害状況の把握・情報提供				
		第4節	ボランティア活動の支援		被害情報等の収集と共有			みえ災害ボランティア支援センターの設置
		第5節	防疫・保健衛生活動				防疫活動の実施・支援	
							健康管理の実施・調整	
		第6節	災害警備活動	災害警備本部の設置	災害警備活動の実施			
				津波災害に対応した活動				
		第7節	遺体の取り扱い		検視場所・遺体安置所の調整	検視・検案・身元確認・引き渡し 遺体保存用資材等の支援		

職員非常参集

※　タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

				発災後1時間以内	発災後3時間以内	発災後6時間以内	発災後12時間以内	発災後24時間以内
第5章	救援物資等の供給	第1節	緊急輸送手段の確保	職員非常参集	県有車両の確保 輸送ルートの情報収集・伝達		輸送手段の確保	
		第2節	救援物資等の供給		物資要請情報の収集・整理・調整		支援物資の受入 物資等の調達	
		第3節	給水活動		飲料水の確保	応急給水活動の調整 津波災害への対応	応急給水活動の実施	
第6章	特定災害対策	第1節	海上災害への対策		情報の伝達	応急対策活動	災害救助活動 流出油防除応急対策活動	
		第2節	危険物施設等の保全		災害発生防止の緊急措置		災害発生防止の緊急措置 災害応急対策	
第7章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動			障害物の除去 し尿処理対策		
		第2節	住宅の保全・確保				住宅関連情報の収集	
		第3節	文教等対策				学校施設の一時使用措置	
		第4節	災害義援金等の受入・配分				三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置	

※　タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

				発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	活動態勢の整備	（県災対本部）災害対策統括会議、本部会議とも、以降必要に応じ随時開催				
				災害対策職員の健康管理	職員の動員			
				（地方部）地方部員会議を、以降必要に応じ随時開催				
				災害対策職員の健康管理	職員の動員			
		第2節	通信機能の確保	通信設備の機能維持				
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等			撤収要請 ※支援が不要になった時点		
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	被害情報の収集・提供				
				県民への広報・広聴				
		第5節	広域的な応援・受援体制の整備	情報収集のための職員派遣	応援体制の構築			
				連絡要員受入・要請内容の検討	受入体制の構築			
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	国・他都道府県に対する職員派遣要請 従事命令等　　受援状況の進行管理				
		第7節	災害救助法の適用	災害救助法の運用				
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保	海上航路の確保				
		第2節	水防活動	水防施設の応急復旧の実施				
		第3節	ライフライン施設の復旧・保全	市町水道施設応急復旧活動への参加				
		第4節	公共施設等の復旧・保全	復旧活動・危険箇所の周知				
		第5節	ヘリコプターの活用	各活動の実施				
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急及び消防活動	惨事ストレス対策				
		第2節	医療・救護活動	医療救護活動				
				医療施設の応急復旧				
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営	避難所運営支援				
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策	公営住宅等の要配慮者への優先提供				
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保	県立学校および市町への支援				
		第4節	ボランティア活動の支援	みえ災害ボランティア支援センターの設置	災害ボランティア・災害支援団体への支援			
		第5節	防疫・保健衛生活動	食品衛生監視				
		第6節	災害警備活動	災害警備活動の実施				
		第7節	遺体の取り扱い	広域火葬体制の確立				

※　タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

発災後対策節別タイムスケジュール

				発災後2日以内	発災後3日以内	発災後1週間以内	発災後2週間以内	発災後1か月以内
第５章	救援物資等の供給	第１節	緊急輸送手段の確保					
		第２節	救援物資等の供給	物資等の供給 燃料の確保				
		第３節	給水活動	応急給水活動の実施				
第６章	特定災害対策	第１節	海上災害への対策	災害救助活動				
				流出油防除応急活動				
		第２節	危険物施設等の保全	災害応急対策				
第７章	復旧に向けた対策	第１節	廃棄物対策活動	生活ごみ等処理対策		災害がれき処理対策		
		第２節	住宅の保全･確保	被災建築物応急危険度判定等の実施		応急仮設住宅等の確保		
		第３節	文教等対策	応急教育の実施判断、教職員の確保		授業料減免等の判断 被災児童生徒等の保健管理		
				文化財の保護				
		第４節	災害義援金等の受入･配分	災害義援金の募集･保管･配分				災害義援金の配分

※ タイムスケジュールの時間帯は、各対策の活動開始時期の目安である。

第１章　災害対策本部機能の確保

第１節　活動態勢の整備 (発災1)

【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、情報班、総務班、派遣班）

第１項　活動方針

○ 職員は、配備体制に応じて、非常参集し、県災対本部の設置等、必要な体制をとる。
○ 県災対本部は災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
○ 県災対本部長は、必要に応じ、関係機関に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害対策のための配備体制	総括部隊 (総括班) 地方統括部 (総括班)	【発災直後】 配備基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
県災対本部の設置	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
地方部の設置	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 設置基準に基づき速やかに	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
災害対策統括会議の開催	総括部隊 (総括班)	【発災直後及び随時】 発災後速やかに第1回を、その後必要に応じて	・震度情報等 (津地方気象台) (震度情報システム)
本部会議の開催	総括部隊 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・各部隊、地方部、防災関係機関等
地方部調整会議の開催	地方統括部 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・各部隊、地方部、防災関係機関等
地方部員会議の開催	地方統括部 (総括班)	【発災後随時】 必要に応じ	・地方部各班、各事務所等
広域防災拠点等主要活動拠点の確保・調整	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 地方部設置後速やかに、又は、必要に応じて	・広域防災拠点、施設管理者
広域防災拠点等主要活動拠点の確認・調整	総括部隊 (総括班)	【発災直後】 県災本部設置後速やかに、又は、必要に応じて	・各部隊、地方部、施設管理者

緊急派遣チームによる地方部・市町災対本部活動支援等	総括部隊 (派遣班、情報班)	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・地方部、市町等
地方部派遣チームによる情報収集等	地方統括部 (総括班)	【発災直後】 災害の状況により、必要に応じて	・県災対本部、市町等
災害対策職員の健康管理	総括部隊 (総務班)	【発災2日後】 職員の勤務状況等を考慮し、必要に応じて	・各部局、各事務所等
職員の動員	各部隊	【発災3日後】 災害対策活動の状況により、必要に応じて	・県災対本部、地方部

※「活動開始（準備）時期等」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　災害対策のための配備体制

(1)　配備基準

被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、県は、次の基準による配備体制を整える。

なお、南海トラフ地震臨時情報への対応については、「第２部第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する対応」に基づき実施する。

体制(※１)	準備体制	警戒体制	非常体制
配備基準	1.　県内に震度４を観測する地震があったとき。 2.　津波注意報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3.　隣接府県で震度５強以上を観測する地震が発生したとき。 4.　その他地震に関する災害が発生したとき。	1.　県内に震度５弱を観測する地震が発生したとき。 2.　津波警報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。 3.　地震又は津波により災害が発生した場合で知事が必要と認めたとき。 4.　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	1.　県内に震度５強以上を観測する地震が発生したとき。（自動参集） 2.　大津波警報が県内に発表されたとき（津波予報区「伊勢・三河湾」「三重県南部」）。（自動参集） 3.　県内に地震又は津波により甚大な災害が発生した場合で、知事が必要と認めたとき。
本部設置	-	県災対本部設置	
配備要員 (※２)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員

業務	事態の推移に伴い、速やかに県災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※１　災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※２　各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。

※３　警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。

(2)　職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

なお、勤務時間外に震度５強以上の地震が発生した場合は、緊急初動対策要員が県災対本部又は地方部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行うとともに、緊急派遣チーム要員は地方部を経由し、事前に規定した市町へ直接参集する。

準備体制・警戒体制	非常体制
各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。	全職員は、連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属機関もしくは最寄りの県機関へ参集する。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。 なお、緊急初動対策要員は、所属部所に関係なくあらかじめ指定された県災対本部又は各地方部の総括班に参集する。

【非常体制時の職員参集場所について】

原則、自らの所属機関へ参集する（第１参集場所）。

ただし、交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、次の順により、県機関へ参集する。

〔第２参集場所〕自己の業務に関係のある最寄りの県機関

〔第３参集場所〕最寄りの県総合庁舎（県災対本部又は各地方部の総括班）

〔第４参集場所〕その他の最寄りの県機関（県立学校を含む）

(3)　幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における知事等幹部職員への第１報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

【県災対本部】

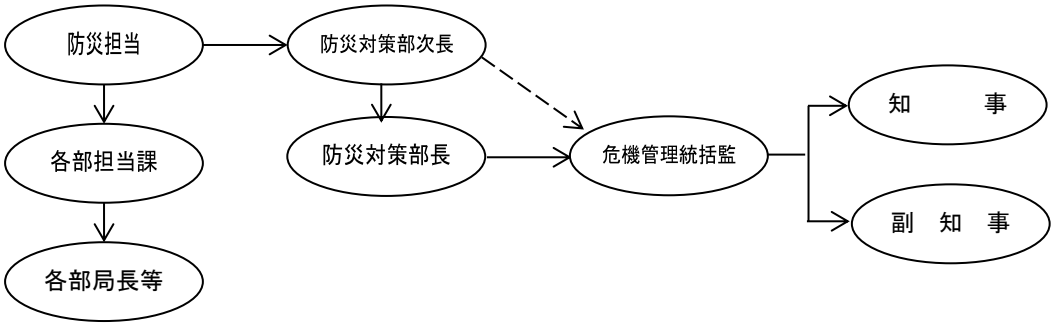

【地方部（標準例）】※各地方部ごとの連絡系統は、それぞれの地方部において定める

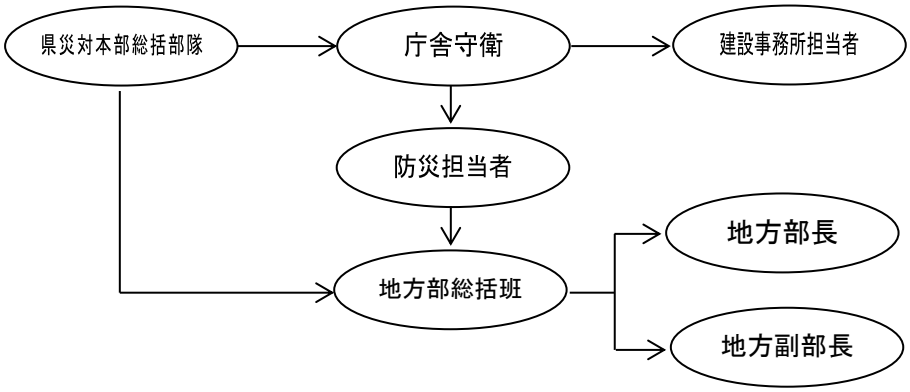

２　県災対本部の設置

県内に地震又は津波による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策活動を実施するために必要があると認めたとき、知事は基本法第 23 条の規定に基づき本庁に県災対本部を、各地域防災総合事務所又は地域活性化局の管轄区域を単位に地方部を設置するとともに、必要に応じ災害地を主に管轄する地方部に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という）を設置する。

また、県災対本部の組織及び運営は、基本法、三重県災害対策本部に関する条例、三重県災害対策本部に関する条例施行規則、本計画及び三重県災害対策本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 県災対本部（本庁）の概要

名称	三重県災害対策本部（県災対本部）
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる。

<table>
<tr><td>設置場所</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>本部会議</td><td>災害対策統括部
オペレーションルーム</td></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>プレゼンテーションルーム</td><td>オペレーションルーム
（防災対策部内）</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>プレゼンテーションルーム</td><td>オペレーションルーム
（防災対策部内）</td></tr>
</table>
※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。
<table>
<tr><td>施設名</td><td>所在地</td><td>代替施設名</td><td>所在地</td></tr>
<tr><td>三重県庁
行政棟</td><td>津市広明町１３</td><td>三重県庁
講堂棟</td><td>津市広明町１３</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>設置基準</td><td>「県が実施する対策　１災害対策のための配備体制　(1)配備基準」で定める基準による。</td></tr>
<tr><td>廃止基準</td><td>県の地域内に震災の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。</td></tr>
<tr><td>組織</td><td>別図１及び別表１参照</td></tr>
<tr><td>活動</td><td>被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。

１　災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）
本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。
①　災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定
②　緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討
２　本部会議の開催（総括部隊＜総括班＞）
本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。
①　本部長の指示の共有及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認
②　緊急対処事案の検討結果についての全庁的な情報共有
３　広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）
県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要となる拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、ＳＣＵ、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。
また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から県有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。
４　緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）
県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。（推進計画）</td></tr>
<tr><td>所掌事務</td><td>三重県災害対策本部運営要領の定めるところによる。（別表２参照）</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>災害対策統括部（編成については、別表２参照。）</td></tr>
</table>

その他	１　県災対本部長は、地震・津波により石油コンビナート災害が発生した場合は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった運用を行う。 ２　県災対本部が設置されたとき、次の組織は包括される。 ・ 県水防本部（水防法に基づく） ・ 三重県水道災害対策本部（三重県水道災害広域応援協定に基づく） ・ 三重県災害廃棄物処理対策本部（三重県災害廃棄物処理応援協定に基づく） ３　国の非常（緊急、特定）災害現地対策本部が設置された場合には、国の当該対策本部と連絡調整を図る。

(2) 地方部の概要

名称	三重県地方災害対策部（地方部）
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する者
設置場所	

施設名	所在地	代替施設名	所在地
桑名庁舎	桑名市中央町５丁目７１	三重県工業研究所金属研究室	桑名市大字志知字西山２０８
四日市庁舎	四日市市新正４－２１－５	三重県広域防災拠点（北勢拠点）	四日市市中村町２２８１－２
鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条５丁目１１７	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町４５２
津庁舎	津市桜橋３－４４６－３４	公衆衛生学院	津市夢が丘１－１－１７
松阪庁舎	松阪市高町１３８	三重県農業大学校	松阪市嬉野川北町５３０
伊勢庁舎	伊勢市勢田町６２８－２	三重県伊勢庁舎別館	伊勢市勢田町６２８－２
伊賀庁舎	伊賀市四十九町２８０２	三重県広域防災拠点（伊賀拠点）	伊賀市荒木１８５６
尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町１番１号	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀北〕拠点）	尾鷲市光ヶ丘２８－６１
熊野庁舎	熊野市井戸町３７１	三重県広域防災拠点（東紀州〔紀南〕拠点）	熊野市久生屋町１３３２０－２

設置基準	「県が実施する対策　１災害対策のための配備体制　(1)配備基準」で定める基準による。
廃止基準	所管区域に震災の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組織	別図２及び別表３に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。

活動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各所掌事務のほか、以下の活動を行う。 **１　地方部調整会議の開催（地方統括部＜総括班＞）** 地方部は、地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される地方部調整会議を設置し、以下の事案に対応する。 ①　地方統括部の編成 ②　地方部における災害予防及び災害応急対策の方針策定 ③　地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 ④　地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等 **２　地方部員会議の開催（地方統括部＜総括班＞）** 地方部は、地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される地方部員会議を設置し、以下の事案に対応する。 ①　本部長指示の共有及び地方部における災害応急対策の実施にかかる方針等の承認 ②　地方部における緊急かつ迅速に対応すべき事案の共有 **３　広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（地方統括部＜総括班＞）** 地方部は、県災対本部から指示があった場合は、速やかに広域防災拠点及び施設管理者を通じて拠点施設の被災状況を県災対本部へ報告する。 また、県災対本部により指示があった場合は、各部隊及び各地方部は、施設管理者と連携を図り、運営のための体制を確立する。 **４　地方部派遣チームによる情報収集等（地方統括部＜総括班＞）** 地方部は、災害の状況により必要に応じて、地方部職員により地方部派遣チームを組織し、市町へ派遣して、県災対本部及び地方部と市町災対本部との連絡調整、情報収集及び防災情報システムの入力支援等を行う。
所掌事務	別表４に準じて、各三重県災害対策本部地方災害対策部運営要領の定めるところによる。
事務局	地方統括部
その他	１　地方部の所管区域は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の所管区域とする。 ただし、水道事務所、一部の保健所等のように、平時の所管区域が地方部の所管区域と異なる事務所については、平時の所管区域を尊重し、必要に応じ、地方部・事務所間で情報共有を行う。 ２　地方部の配備体制、職員の参集、幹部職員への連絡系統等については、県災対本部（本庁）の基準等に準じ、地域特性、機関の規模及び任務に即応した体制を整える。

(3) 現地本部の概要

名称	三重県現地災害対策本部（現地本部）
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する者
設置場所	被災した市町を所管する地方部
設置基準	県の地域内に局地的な激甚災害が発生し、知事が現地での指揮の必要性を認めたとき
廃止基準	当該地域の応急対策が完了したと認められたとき
組織	別図３及び別表５参照
活動	被災地において知事の特命事項を処理し、地方部長の協力を得て、各防災機関との連絡調整にあたる。

３　災害対策職員の健康管理（総括部隊＜総務班＞）

(1) 連続勤務の制限

各部局及び各事務所等の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことのないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど適切な措置を講じなければならない。

(2) こころのケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るための措置をとる。

４　職員の安否確認と動員（各部隊）

職員の安否確認は、各所属でとりまとめた後、総務部人事課で県庁全体をとりまとめる。

また、災害対策活動を実施するにあたり、県災対本部と地方部の間で職員の動員が必要な場合は、別に定める様式により文書で総務部長に要請する。

ただし、緊急の場合においては電話連絡等適宜の方法により要請できる。

【別図１】三重県災害対策本部組織図

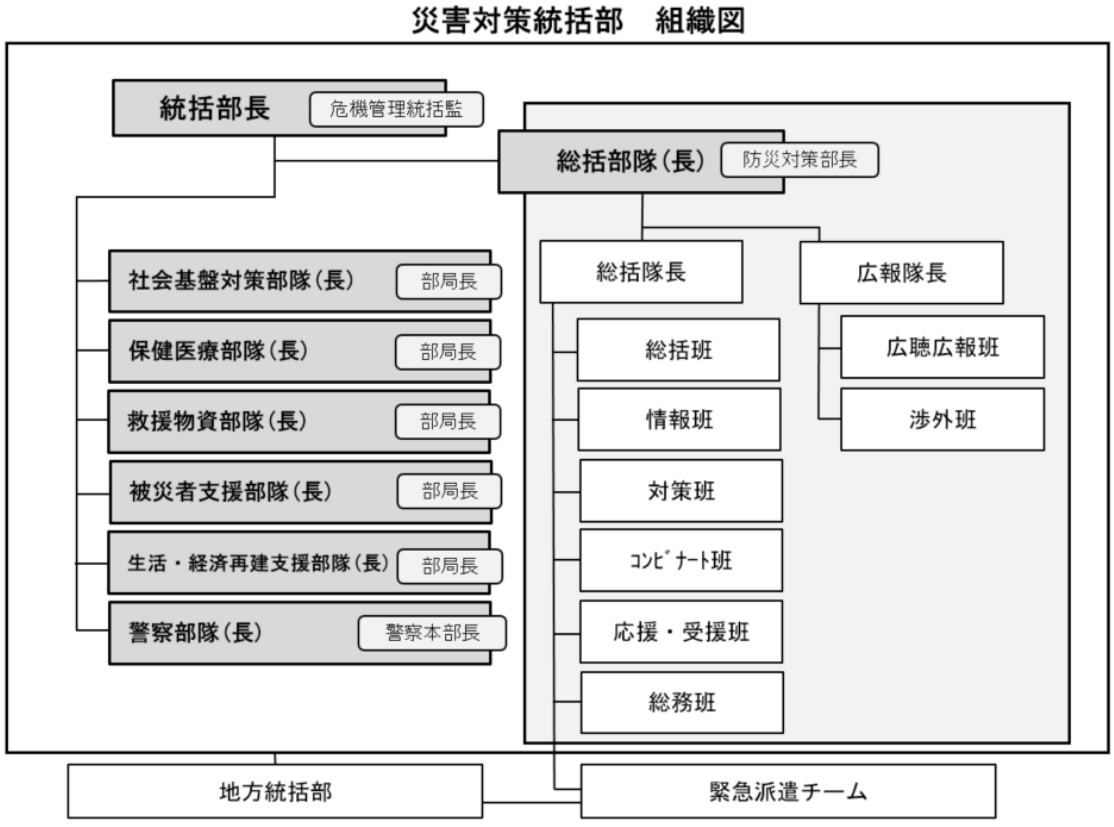

【別表１】災害対策本部の組織

名称	説　明
本部長	知事
副本部長	副知事、危機管理統括監 ※知事が不在の場合には、副知事、危機管理統括監の順に指揮をとる
本部員	危機管理統括監、本庁各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長
各部局等	各部局等は、災害対策統括部各部隊から受けた指示をふまえ、所掌事務に係る業務を遂行する。
災害対策統括部	県災対本部に、全庁的な危機管理を統括する危機管理統括監を部長とする災害対策統括部を設置し、危機管理統括監の指示のもと、発災直後の初動から応急、復旧期における知事の意思決定を支援する。 また、災害対策統括部内に災害対策上のカテゴリーに属する情報を一元的に収集し、必要な業務を部局の所管業務の枠にとらわれることなく処理できる部隊を編成し、部局長を部隊長に任命して部隊活動の指揮権を与え、責任を負わせることで、本部長及び災害統括部長のもと、迅速な初動体制と応急・復旧期を含めた災害対策活動を可能とする体制を整える。 なお、部隊の立ち上げは、災害の規模や災害応急対策活動の内容に応じて、必要な部隊を立ち上げる。
防災関係機関	県災対本部は非常体制をとった場合等必要と認められる場合には、次の関係機関に対して、県災対本部への参加を要請する。 ・第四管区海上保安本部　・陸上自衛隊第 33 普通科連隊 ・中部地方整備局　・東海農政局 ・津地方気象台　・消防機関の代表 ・西日本電信電話株式会社三重支店 ・中部電力パワーグリッド株式会社三重支社 ・東邦ガス株式会社　・日本赤十字社三重県支部 ・公益社団法人三重県医師会　・中日本高速道路株式会社 ・一般社団法人三重県トラック協会　・みえ災害ボランティア支援センター ・日本水道協会三重県支部　ほか この場合、上記機関は迅速に県災対本部に参加する。
本部会議	本部長、副本部長、本部員により構成される。
災害対策統括会議	本部長、災害対策統括部長、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長また、必要に応じ関係部隊長及び関係機関により構成される。

【別表２】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務

※各隊の必要職員数は兼務を含めた職員数とする。

1.　総括部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
総括部隊(87) ※派遣班の場合 (90)※応援・受援班の場合	部隊長	防災対策部長
	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長
総括隊(66) ※派遣班の場合 (69) ※応援・受援班の場合	隊長	防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監
総括班(17)	班長	防災対策部 災害即応・連携課長 防災対策部 災害対策推進課長
	班員	防災対策部 災害即応・連携課(2) 防災対策部 地域防災推進課(3) 防災対策部 危機管理課(1) 防災対策部 災害対策推進課(4) 防災対策部 防災対策総務課(2) 政策企画部 政策企画総務課(1) 総務部 (1) 議会事務局(1)
対策班(16)	班長	防災対策部 専門監 防災対策部 災害即応・連携課課長補佐
	班員	防災対策部 災害即応・連携課(3) 防災対策部 地域防災推進課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 防災対策部 消防・保安課(4) 政策企画部 政策企画総務課(1) 監査委員事務局(1) 人事委員会事務局(1) 労働委員会事務局(1) 海区漁業調整委員会事務局(1)
情報班(11)	班長	防災対策部 地域防災推進課長 防災対策部 地域防災推進課課長補佐
	班員	防災対策部 地域防災推進課(4) 防災対策部 災害対策推進課(2) 政策企画部 (1) 総務部 (1) 出納局 (1)
派遣班(4)	班長	防災対策部次長（総括隊隊長兼務）
	班員	防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1)
応援・受援班(7)	班長	総務部 人事課長
	班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)
コンビナート班(5)	班長	防災対策部　コンビナート防災監
	班員	防災対策部　消防・保安課(4)
総務班(8)	班長	防災対策部 防災対策総務課長
	班員	防災対策部 防災対策総務課(2) 防災対策部 危機管理課(2) 総務部 (3)

（通信）(3)	班員	防災対策部 災害対策推進課(2) デジタル推進局 デジタル改革推進課(1)
広報隊(16)	隊長	防災対策部副部長
渉外班(8)	班長	政策企画部 政策提言・広域連携課長
	班員	政策企画部 政策提言・広域連携課(3) 総務部 秘書課(4)
広聴広報班(7)	班長	政策企画部 広聴広報課長
	班員	政策企画部 広聴広報課(6)

◆　所掌事務（総括部隊）

	対応部課(※１)
総括隊	
総括班	
災害対策統括部の総括に関すること	災害即応・連携課
現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること	災害即応・連携課
関係機関及び各部隊との連絡及び調整に関すること	災害即応・連携課
県災対本部の設置・廃止の検討に関すること	災害即応・連携課
災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること	災害即応・連携課
緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること	災害即応・連携課
本部長指示等の伝達に関すること	災害即応・連携課
災害応急対策の実施状況の把握及び進捗管理に関すること	災害即応・連携課
自衛隊の災害派要請及び撤収要請、第四管区海上保安本部への応急措置の実施要請の要否の決定に関すること	災害即応・連携課
国、全国知事会、他府県等への応援要請の要否の決定に関すること	災害即応・連携課
緊急派遣チームの派遣の要否の決定に関すること	災害即応・連携課
災害救助法の適用の要否の決定に関すること	地域防災推進課
被災者生活再建支援法の適用の要否の決定に関すること	地域防災推進課
本部員会議の運営に関すること	災害対策推進課
被害状況及び活動実施状況にかかる資料の取りまとめに関すること	防災対策総務課
県民への呼びかけに関すること	災害即応・連携課
所掌事務外事案の対応調整に関すること	災害即応・連携課
対策班	
自衛隊との活動調整に関すること	災害即応・連携課
県内消防機関との連絡調整に関すること	消防・保安課
防災ヘリコプターの運航管理、活動調整に関すること	消防・保安課
消防応援活動調整本部との調整に関すること	消防・保安課
第四管区海上保安本部との活動調整に関すること	災害即応・連携課
サイレントタイムの設定に関すること	災害即応・連携課
避難指示等の発令に係る助言に関すること	災害対策推進課
避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること	災害即応・連携課
災害救助法の運用に関すること	地域防災推進課
県有車両、市町村の公用車両、救急車両等の燃料の確保	災害即応・連携課
その他、災害対応、避難者対応、重要施設の業務継続等に必要な燃料・通信の確保	災害即応・連携課 災害対策推進課
情報班	
気象情報等の収集及び伝達に関すること	地域防災推進課
被害状況の収集、整理に関すること	地域防災推進課
収集した情報の分析に関すること	災害対策推進課
災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること	地域防災推進課
国、全国知事会、他府県等への被害状況等の報告に関すること	地域防災推進課
避難所・避難者等情報の把握に関すること	地域防災推進課
派遣班	
緊急派遣チームの派遣に関すること	災害即応・連携課
応援にかかる調整に関すること	災害即応・連携課
国、全国知事会、他府県等への職員応援にかかる要請、受入調整に関すること	災害対策推進課
各部班の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること	人事課

応援・受援班（一般事務職員）※広域応援を受ける必要が生じた際に、派遣班を拡大させ設置。	
応援要請に関すること	防災対策総務課 災害対策推進課
対口支援団体の決定に関すること	災害対策推進課
応援自治体職員の配置調整に関すること	災害即応・連携課 人事課
応援県等の活動支援に関すること	管財課 食品安全課 災害即応・連携課
受援状況の進行管理に関すること	災害即応・連携課 人事課
コンビナート班	
特別防災区域に係る災害応急対策、災害復旧等に係る連絡調整	消防・保安課
国や他都道府県との調整	消防・保安課
総務班	
災害関係文書、物品の収受配分及び発送に関すること	法務・文書課
職員の健康管理に関すること	福利厚生課
職員の罹災給付に関すること	福利厚生課
総務事務システムの運用に関すること	総務事務課
災害関係費の予算に関すること	財政課
物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること	会計支援課
出納事務（緊急支払い）に関すること	出納総務課
財務会計システムの運用に関すること	出納総務課
国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関すること	防災対策総務課
本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること	防災対策総務課
県有車両（集中管理自動車）の配車に関すること	管財課
(通信)	
防災通信ネットワークの運用に関すること	災害対策推進課
行政情報ネットワークの災害対策に関すること	デジタル改革推進課

広報隊	
渉外班	
政府、政党、中央省庁等への提言事項等の取りまとめに関すること	政策提言・広域連携課
災害見舞いに関すること	秘書課
本部長、副本部長の秘書に関すること	秘書課
全国知事会、中部圏知事会及び近畿ブロック知事会からの視察、慰問、激励等にかかる調整に関すること	政策提言・広域連携課
広聴広報班	
報道機関との連絡調整に関すること。	広聴広報課
県民への呼びかけ等知事会見に関すること。	広聴広報課
県ホームページの管理に関すること。	広聴広報課
各種広報媒体を活用した県民等への広報に関すること。	広聴広報課
県民からの問い合わせ、要望、意見に関すること。	広聴広報課
災害写真等の収集・整理に関すること。	広聴広報課

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

2.　社会基盤対策部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
社会基盤対策部隊(30)	部隊長 副部隊長 (※1)	県土整備部長 農林水産部長 環境生活部 環境共生局長 企業庁長
施設整備隊(24)	隊長 (※2)	県土整備部 人権・危機管理監 農林水産部 人権・危機管理監 企業庁 企業総務課長
情報収集・分析班(9)	班長	県土整備部 人権・危機管理監（施設整備隊長兼務）
	班員	県土整備部 (6) 農林水産部 (1) 企業庁 (1)
公共土木対策班(8)	班長	県土整備部 施設災害対策課長
	班員	県土整備部 (7)
農林水産対策班(5)	班長	農林水産部 人権・危機管理監（施設整備隊長兼務）
	班員	農林水産部 農業基盤整備課(1) 農林水産部 治山林道課(1) 農林水産部 水産基盤整備課(1) 農林水産部 農林水産総務課(1)
水道・工業用水道班 (2)	班長	企業庁 企業総務課長（施設整備隊長兼務）
	班員	企業庁(1)（情報収集・分析班兼務）
廃棄物対策隊(2)	隊長	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長（廃棄物対策隊隊長兼務）
	班員	環境生活部 環境共生局 資源循環推進課(1)

※１ 災害の規模・内容等に応じ、災害対策統括部長（危機管理統括監）が、部隊長等の変更を指示する。
※２ 隊長は、部隊長の指名に応じて就任する。

◆　所掌事務（社会基盤対策部隊）	対応部課(※３)
施設整備隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	各部局等関係課※
統括部隊・他部隊との連絡調整に関すること	各部局等関係課※
部隊内の情報収集・整理・資料の取りまとめに関すること	各部局等関係課※
部隊内の災害応急対策活動の把握及び情報共有に関すること	各部局等関係課※
受援調整に関すること	各部局等関係課※
公共土木対策班	
道路啓開に関すること	施設災害対策課 道路管理課
水防本部に関すること	施設災害対策課
道路情報の把握と提供に関すること	道路管理課
道路パトロールの実施と応急復旧に関すること	道路管理課
異常時における事前通行規制に関すること	道路管理課
建設業者の確保に関すること	建設業課 施設災害対策課
道路及び橋梁の応急復旧に関すること	道路建設課
港湾施設及び海岸保全施設の応急復旧に関すること	港湾・海岸課
河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報、ダム情報の収集に関すること	河川課
砂防設備等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること	防災砂防課
都市公園施設の応急復旧に関すること	都市政策課
下水道施設の応急復旧に関すること	下水道事業課 下水道経営課
部内の災害対応事業用地に関すること	公共用地課
営繕工事中の現場の保全指導に関すること	営繕課

県有施設の災害復旧工事の設計施工に関すること	営繕課
気象予警報等の受理及び伝達に関すること	施設災害対策課
復旧資機材の確保に関すること	施設災害対策課 建設業課
農林水産対策班	
農地及び農業用施設の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
農地海岸施設の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
地すべり対策施設の応急復旧に関すること	農業基盤整備課
被災農作物の応急技術対策に関すること	農産園芸課
被災農作物の種苗対策に関すること	農産園芸課
家畜伝染病予防に関すること	家畜防疫対策課
罹災家畜収容に関すること	家畜防疫対策課
治山施設の応急復旧に関すること	治山林道課
林道等施設の応急復旧に関すること	治山林道課
地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること	治山林道課・農業基盤整備
林業共同利用施設に係る災害対策に関すること	森林・林業経営課
自然公園等施設の災害対策に関すること	みどり共生推進課
林野火災対策に関すること	治山林道課
漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること	水産基盤整備課
漁業・養殖業の被害対策に関すること	水産振興課
水道・工業用水道班	
水道・工業用水道施設（県管理）の復旧に関すること	水道事業課 工業用水道事業課
廃棄物対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の調整に関すること	資源循環推進課
市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること	資源循環推進課
廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること	資源循環推進課
市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること	資源循環推進課
県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること	資源循環推進課
ごみ処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	資源循環推進課
し尿処理に関する関係団体への応援要請・調整に関すること	資源循環推進課
国、他府県への応援要請に関すること	資源循環推進課
廃棄物処理への技術的支援に関すること	資源循環推進課
受援調整に関すること	資源循環推進課

※３　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

3.　保健医療部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
保健医療部隊(27)	部隊長	医療保健部長
	副部隊長	病院事業庁長
情報収集・分析班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監
	班員	医療保健部　医療保健総務課(4) 医療保健部　医療政策課(1) 医療保健部　健康推進課(1) ※医療活動支援班兼務 医療保健部　薬務課(2)　　※うち医療活動支援班兼務１ 医療保健部　国民健康保険課(1) 医療保健部　医療人材課(1) 医療保健部　長寿介護課(1) ※被災者支援班からリエゾン１名兼務
医療活動支援班(9)	班長	医療保健部　医療政策課長
	班員	医療保健部　医療政策課(5) 病院事業庁　県立病院課 (1) 医療保健部　健康推進課(1) 医療保健部　薬務課(2)
保健衛生班(4)	班長	医療保健部　健康推進課長
	班員	医療保健部　食品安全課(1) 医療保健部　感染症対策課(1) 医療保健部　健康推進課(1)

◆　所掌事務（保健医療部隊）	対応部課(※１)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	医療保健総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課
受援の総合調整に関すること	医療保健総務課
医療情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 薬務課 国民健康保険課 医療人材課 長寿介護課
保健所、関係機関との連絡窓口に関すること	
派遣（職員含む）の総合調整に関すること	医療保健総務課
医療活動支援班	
本部の医療対策に関すること	医療政策課
医療救護班等の編成及び派遣に関すること	医療政策課
入院治療を要するものの収容に関すること	医療政策課
難病、透析患者等に対する医療支援に関すること	健康推進課
災害時精神科医療及び被災者のこころのケアに関すること	健康推進課
輸血用血液の供給に関すること	薬務課
医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること	薬務課
保健衛生班	
食品衛生に関すること	食品安全課
広域火葬計画に関すること	食品安全課
防疫に関すること	感染症対策課 食品安全課
保健師の派遣に関すること	健康推進課
毒物劇物取扱い施設に関すること	薬務課
食生活指導の支援に関すること	健康推進課

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等にその業務を担当していただくこととなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものです。

4.　救援物資部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
救援物資部隊（32）	部隊長	地域連携・交通部長
	副部隊長	地域連携・交通部 スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長
物資支援班（11）	班長	地域連携・交通部 地域連携・交通総務課長
	班員	地域連携・交通部（10）
物資活動班(18)	班長	地域連携・交通部 人権・危機管理監
	班員	地域連携・交通部(14) 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 農林水産部 農産園芸課(1) 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1)

◆　所掌事務（救援物資部隊）

所掌事務（救援物資部隊）	対応部課(※１)
物資支援班	
物資活動(実務)にかかる方針・計画の立案作成、調整及び進捗管理に関すること	地域連携・交通総務課
物資活動のための環境整備（広域物資輸送拠点・人員・資機材の確保）に関すること	地域連携・交通総務課
他部隊・関係団体等との連絡・調整、情報共有に関すること	地域連携・交通総務課
協定締結企業、関係機関に対するリエゾン及び物流専門家の派遣要請に関すること	地域連携・交通総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	地域連携・交通部
物資活動に必要な情報の管理（入力、集計、整理等）に関すること	地域連携・交通部
災害対策本部に関する各種会議にかかる庶務（資料作成等）に関すること	地域連携・交通部
報道対応に関すること	地域連携・交通部
物資活動班	
物資活動を円滑に行うためのマネジメントに関すること （広域物資輸送拠点の在庫状況や物資のニーズ把握、調達・入荷・出荷・輸送の指示）	地域連携・交通総務課
食料及び生活必需物資等の調達に関すること（協定締結事業者関係）	中小企業・サービス産業振興課 くらし・交通安全課
災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること	農産園芸課
食料及び生活必需物資等の調達に関すること	（地域連携・交通部） （農林水産部） （環境生活部） （雇用経済部）
関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること	（地域連携・交通部） （農林水産部） （環境生活部） （雇用経済部）

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

5. 被災者支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
被災者支援部隊(49)	部隊長	環境生活部長
	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長
被災者支援隊(26)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)
避難者支援班(9)	班長 班員	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長 医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 健康推進課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）にリエゾン１名兼務配置
応急住宅班(5)	班長	県土整備部 住宅政策課長
	班員	県土整備部 住宅政策課(2) 県土整備部 建築開発課(1) 防災対策部 地域防災推進課(1)（総括部隊兼務）
水道応援班(3)	班長	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課長
	班員	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 企業庁(1)（社会基盤対策部隊兼務）
ボランティア班(6)	班長	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課長
	班員	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(4) 子ども・福祉部 地域福祉課(1)
教育対策隊(20)	隊長	教育委員会事務局 学校防災推進監
情報収集・分析班(5)	班長	教育委員会事務局 学校防災推進監(教育対策隊隊長兼務)
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(4)
教育対策班(15)	班長	教育委員会事務局 教育総務課長
	班員	教育委員会事務局 教育総務課(1) 教育委員会事務局 教育財務課(1) 教育委員会事務局 教職員課(1) 教育委員会事務局 福利・給与課(1) 教育委員会事務局 学校経理・施設課(1) 教育委員会事務局 高校教育課(1) 教育委員会事務局 小中学校教育課(1) 教育委員会事務局 特別支援教育課(1) 教育委員会事務局 生徒指導課(1) 教育委員会事務局 保健体育課(1) 教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課(1) 教育委員会事務局 研修企画・支援課(1) 環境生活部 私学課(1) 環境生活部 文化振興課(1)

◆　所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課(※１)
被災者支援隊	
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	環境生活総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	環境生活総務課
受援調整に関すること	環境生活総務課
避難者支援班	
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課
保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること	子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課
児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課
高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課
透析患者、難病患者の援護対策に関すること	健康推進課
外国人への情報提供に関すること	ダイバーシティ社会推進課
水環境の保全に関すること	大気・水環境課
大気環境の保全に関すること	大気・水環境課
避難所でのペットの扱いに係る助言に関すること	食品安全課
避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること	(医療保健部) (子ども・福祉部) (環境生活部)※
避難生活の現状分析及び対策立案に関すること	(医療保健部) (子ども・福祉部) (環境生活部)※
水道応援班	
水道水の供給の調整に関すること	大気・水環境課
企業庁における応急給水活動等に関すること	水道事業課
応急住宅班	
被災宅地危険度判定支援本部の業務に関すること	建築開発課
被災建築物応急危険度判定支援本部の業務に関すること（地震災害のみ）	建築開発課
県営住宅の応急補修及び災害復旧工事の設計施工に関すること	住宅政策課
住宅相談の実施等に関すること	住宅政策課
応急仮設住宅の建設等に関すること	地域防災推進課 住宅政策課
公営住宅等の被災者への提供に関すること	住宅政策課
ボランティア班	
みえ災害ボランティア支援センターに関すること	ダイバーシティ社会推進課
ボランティアの受入の総合調整に関すること	ダイバーシティ社会推進課 地域福祉課
教育対策隊	
情報収集・分析班	
隊内の総合調整に関すること	教育総務課
部隊との連絡調整に関すること	教育総務課
隊内の情報整理に関すること	教育総務課
隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	教育総務課
受援調整に関すること	教育総務課

教育対策班		
	私立学校の災害対策に関すること	私学課
	被災児童生徒の安全確保に関すること	教育総務課
	被災児童生徒の保健管理に関すること	保健体育課 生徒指導課
	被災児童生徒の修学に関すること	教育財務課
	被災児童生徒への教科書等の支給に関すること	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課
	教職員の確保に関すること	教職員課
	教職員の罹災給付に関すること	福利・給与課
	公立学校施設の災害に関すること	学校経理・施設課
	災害時における学校給食対策に関すること	保健体育課
	県立高校の災害対策に関すること	高校教育課
	県立特別支援学校の災害対策に関すること	特別支援教育課
	公立小中学校等の災害対策に関すること	小中学校教育課
	社会教育施設の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課 文化振興課
	文化財・歴史的文化的資料の災害対策に関すること	社会教育・文化財保護課 文化振興課
	総合教育センターの災害対策に関すること	研修企画・支援課
	被災児童生徒の避難に関すること	小中学校教育課 高校教育課 特別支援教育課

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

6. 生活・経済再建支援部隊

部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）
生活・経済再建支援部隊(18)	部隊長	雇用経済部長
	副部隊長	観光部長
情報収集・分析班(3)	班長	雇用経済部 人権・危機管理監
	班員	雇用経済部 雇用経済総務課(2)
生活再建支援班(6)	班長	防災対策部 災害対策推進課課長補佐（総括部隊兼務）
	班員	総務部 税収確保課・税務企画課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1)（総括部隊兼務） 環境生活部 くらし・交通安全課(1) 雇用経済部 雇用対策課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1)（被災者支援部隊兼務）
事業者再建支援班(5)	班長	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課長
	班員	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課(1) 雇用経済部 ものづくり産業振興課(1) 雇用経済部 三重県営業本部担当課(1) 観光部 観光戦略課(1)
義援金受入・配分班(2)	班長	子ども・福祉部 地域福祉課長
	班員	子ども・福祉部 地域福祉課(1)　（被災者支援部隊兼務）

◆　所掌事務（生活・経済再建支援部隊）	対応部課(※１)
情報収集・分析班	
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課
統括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課
部隊内の情報収集・整理に関すること	雇用経済総務課
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	雇用経済総務課
受援調整に関すること	雇用経済総務課
生活再建支援班	
罹災による県税の減免に関すること	税収確保課
被災者生活再建支援法の適用及び運用に関すること	災害対策推進課
生活必需物資等の需給等の監視・指導に関すること	くらし・交通安全課
雇用情報の提供に関すること	雇用対策課
被災者に対する災害弔慰金の支給に関すること	子ども・福祉総務課
被災者に対する災害援護資金の貸付に関すること	子ども・福祉総務課
被災市町への財政支援に関すること	市町行財政課
職業能力開発施設の災害対策に関すること	雇用対策課
協定に基づく労働・社会保険分野の相談に関すること	災害対策推進課 雇用対策課
事業者再建支援班	
被災中小企業への融資及び経営相談に関すること	中小企業・サービス産業振興課 三重県営業本部担当課
中小企業の災害対策に関すること	ものづくり・イノベーション課 三重県営業本部担当課
立地企業の災害対策に関すること	企業誘致推進課
県内観光事業者への支援に関する関係機関との調整に関すること	観光戦略課
義援金受入・配分班	
災害義援金品の受入・配分に関すること	地域福祉課
災害義援金の保管に関すること	出納総務課

※１　対応部課とは、災害対策本部の業務のうち、必要に応じ、災害対策統括部の指示の下、各部局等がその業務を担当することとなるため、その場合の担当部課をあらかじめ定めておき、災害時に迅速な対応を行えるようにするためのものである。

7.　警察部隊

※　警察部隊は、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施することとする。

事務内容	対応部
部隊内の総合調整に関すること	警備部
災害警備体制の確立に関すること	警備部
災害情報の収集・連絡等に関すること	警備部
救出救助活動に関すること	警備部
避難誘導に関すること	警備部
緊急交通路の確保に関すること	交通部
身元確認等に関すること	刑事部
二次災害の防止に関すること	警備部
危険箇所等における避難誘導等の措置に関すること	警備部・生活安全部
社会秩序の維持に関すること	生活安全部・刑事部
被災者等への情報伝達活動等に関すること	警備部
相談活動に関すること	警務部・生活安全部
ボランティア活動の支援に関すること	警備部・生活安全部

【別図２】

地方災害対策部　組織図（標準例）※各地方部の体制は、それぞれの地方部において定める。

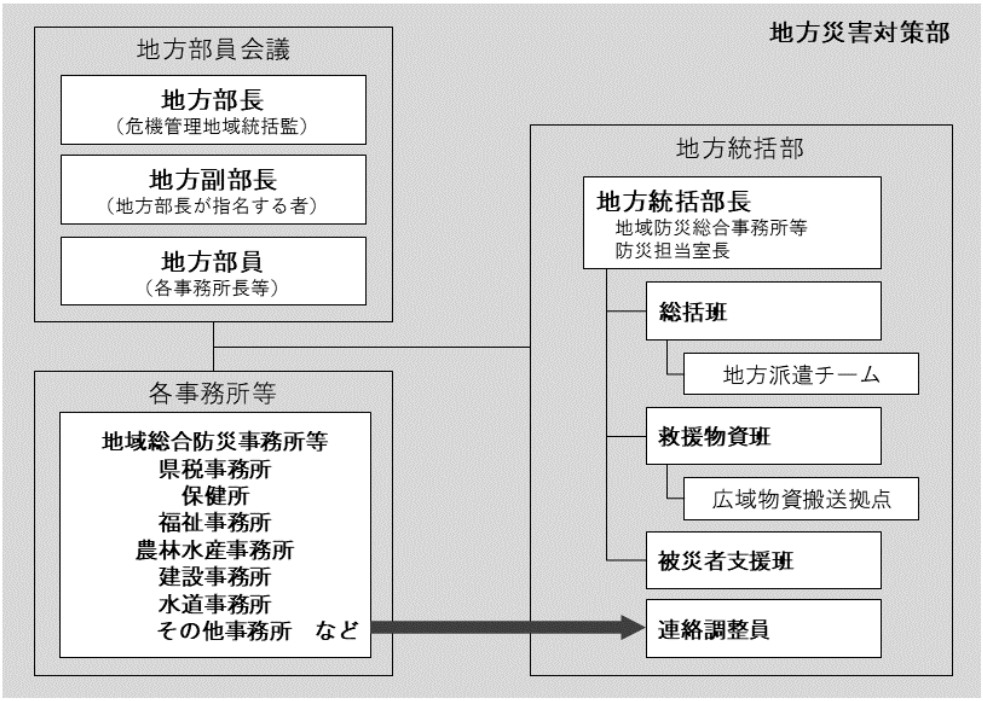

※平時業務と関連する災害対応のない事務所から、総括、救援物資、被災者支援等地方統括部業務を実施する職員を派遣する。
※平時関連業務（社会基盤対策、保健医療対策）を行う事務所等は、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。
※地方統括部各班および各事務所等において増員等が必要な場合は、地方部長の権限で地方統括部要員の配置を調整する。

【別表３】地方部の組織

名称	説　明
地方部長	危機管理地域統括監兼地域防災総合事務所長 又は危機管理地域統括監兼地域活性化局長
地方副部長	地方部員のうちから地方部長が指名する。
地方部員	各事務所長等
地方統括部	地方統括部は、あらかじめ各事務所職員で横断的に構成し、災害発生時、地方部長の指揮監督のもと、次に掲げる活動を行う。 ・　地方部としての全体把握、総合調整 ・　市町の災害情報の収集及び伝達 ・　県から市町への支援情報等の提供 ・　情報収集等を目的とした地方部派遣チームの派遣及び調整 ・　救援物資対策、被災者支援対策にかかる諸活動
各事務所等	社会基盤対策・保健医療対策等平時の業務と関連する活動については、建設事務所、農林水産事務所、保健所及び水道事務所等関連の事務所が本部各部局等の指示等に基づき行う。 また、平時の業務と関連する活動を行う事務所については、連絡調整員を選任し、地方統括部との連絡調整を行う。 一方、救援物資対策・被災者支援対策等災害時固有に発生する活動については、地方統括部が本部の関係部隊の指示等に基づき行うことから、地方部の各事務所のうち、平時の業務と関連する災害対応のない所属については、地方統括部活動要員としてあらかじめ登録し、登録された職員は、災害発生時に地方統括部において活動する。
地方部部員会議	地方部長、地方副部長及び地方部員により構成される。
地方部調整会議	地方統括部長のほか、地方統括部長が指名するものにより構成される。

【別表４】地方部の所掌事務（標準例）

地方統括部各班及び各事務所等			所掌事務
地方統括部	総括班	対策係	・地方部の総括に関すること
			・現地災害対策本部及び地方部の設置・運営に関すること
			・地方統括部各班及び各事務所等との連絡及び調整に関すること
			・地方部の設置・廃止の検討に関すること
			・情報分析、災害予防・災害応急対策の実施の推進にかかる方針等の企画・立案に関すること
			・緊急かつ迅速に対処すべき事案の検討に関すること
			・本部長指示等の伝達に関すること
			・地方部内の災害応急対策の実施状況の把握に関すること
			・災害警戒、注意喚起の発信に関すること
			・避難指示にかかる助言に関すること
			・広域防災拠点の開設・運営・管理に関すること
			・所掌事務外事案の対応調整に関すること
			・自衛隊の災害派遣要請及び撤収要請に関すること
			・救助機関（自衛隊・警察・消防・海保）の調整に関すること
			・避難者の搬送支援にかかる車両、船舶、ヘリコプターの確保に関すること
			・派遣チームの派遣に関すること
			・他府県等応援職員にかかる受入調整に関すること
			・地方統括部各班及び各事務所等の増員派遣要請に応じ、人員を派遣すること
		情報係	・気象情報等の収集及び伝達に関すること
			・被害状況の収集、整理に関すること
			・県が実施する災害応急対策の実施状況等の伝達に関すること
			・避難所・避難者等情報の把握に関すること
		総務係	・地方部員会議、地方部調整会議等の運営に関すること
			・市町からの応援要請文書の収受に関すること
			・災害関係文書、物品の収受配分及び発送に関すること
			・職員の健康管理に関すること
			・防災通信ネットワークの運用に関すること
			・物品調達(各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く)及び出納に関すること
			・出納事務（緊急支払い）に関すること
			・財務会計システムの運用に関すること
			・国、他府県等の災害応援職員の宿舎確保に関すること
			・本部職員等の食料・寝具等の確保に関すること
			・県有車両（集中管理自動車）の配車に関すること
			・災害救助用臨時電話の施設に関すること
			・災害派遣等従事車両証明書（緊急通行）の発行に関すること
			・災害義援金の保管に関すること

	救援物資班	・救援物資要請情報の収集・整理に関すること ・救援物資ニーズの把握に関すること
		・食料及び生活必需物資等の調達に関すること
		・災害救助用米穀等の緊急引渡しに関すること
		・広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営に関すること
		・入出庫管理、在庫管理に関すること
		・関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること
	被災者支援班	・避難生活実態及び避難生活ニーズ等の把握に関すること
		・避難生活の現状分析及び対策立案に関すること
		・医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整）に関すること
地域防災総合事務所		・市町廃棄物処理施設の被害状況の把握に関すること
		・廃棄物の発生量推計及び処理状況に関すること
		・市町仮置場の開設状況等にかかる情報収集に関すること
		・県災害廃棄物応援協定に基づく市町等広域要請・調整に関すること
		・ごみ処理に関する関係団体への応援調整に関すること
		・し尿処理に関する関係団体への応援調整に関すること
		・廃棄物処理への技術的支援に関すること
		・水環境の保全に関すること
		・大気環境の保全に関すること
県税事務所		・罹災による県税の減免に関すること
保健所		・医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること
		・食品衛生に関する啓発・指導に関すること
		・防疫、感染症に関すること
		・保健師の派遣に関すること
		・毒物劇物取扱い施設に関すること
		・食生活指導の支援に関すること
保健所（一部 福祉事務所）		・災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること
		・医療救護班派遣に関すること
		・ＳＣＵ候補地の情報収集、ＳＣＵの設置、運営に関すること
		・患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること
福祉事務所（一部 保健所）		・日赤備蓄品に関すること
		・社会福祉施設の被害情報把握に関すること
農林水産事務所		・農地及び農業用施設の応急復旧及び農地への湛水の応急復旧に関すること
		・農道及び農地海岸施設の応急復旧に関すること
		・被災農作物の応急技術対策に関すること
		・被災農作物の種苗対策に関すること
		・家畜伝染病予防に関すること
		・罹災家畜収容に関すること
		・治山施設の応急復旧に関すること
		・林道等施設の応急復旧に関すること
		・地滑り及び崩壊地の安全対策に関すること
		・林業共同利用施設に係る災害対策に関すること
		・自然公園等施設の災害対策に関すること
		・林野火災対策に関すること
		・漁港施設及び漁港海岸施設の応急復旧に関すること
		・漁業・養殖業の被害対策に関すること

建設事務所	・道路啓開に関すること
	・水防支部に関すること
	・道路情報の把握と提供に関すること
	・道路パトロールの実施と応急復旧に関すること
	・異常時における事前通行規制に関すること
	・建設業者の確保に関すること
	・道路及び橋梁の応急復旧に関すること
	・港湾施設及び海岸保全施設の応急復旧に関すること
	・河川の応急復旧、破堤・越水情報、水位情報・ダム情報の収集に関すること
	・砂防設備等の応急復旧、土砂災害関連情報の収集・発信に関すること
	・都市公園施設の応急復旧に関すること
	・部内の災害対応事業用地に関すること
	・営繕工事中の現場の保全指導に関すること
	・県有施設の災害復旧工事の設計施工に関すること
	・気象予警報等の受理及び伝達に関すること
	・復旧資機材の確保に関すること
	・施設被災情報の収集に関すること
	・被災宅地危険度判定に関すること
	・被災建築物応急危険度判定に関すること
	・住宅相談の実施等に関すること
	・公営住宅等の被災者への提供に関すること
流域下水道事務所	・下水道施設の応急復旧に関すること
水道事務所	・水道・工業用水道施設(県管理)の復旧に関すること
	・水道事務所における応急給水活動等に関すること
県立病院	・被災者（入院患者含む）の心身の治療に関すること

【別図３】

県現地災害対策本部組織図

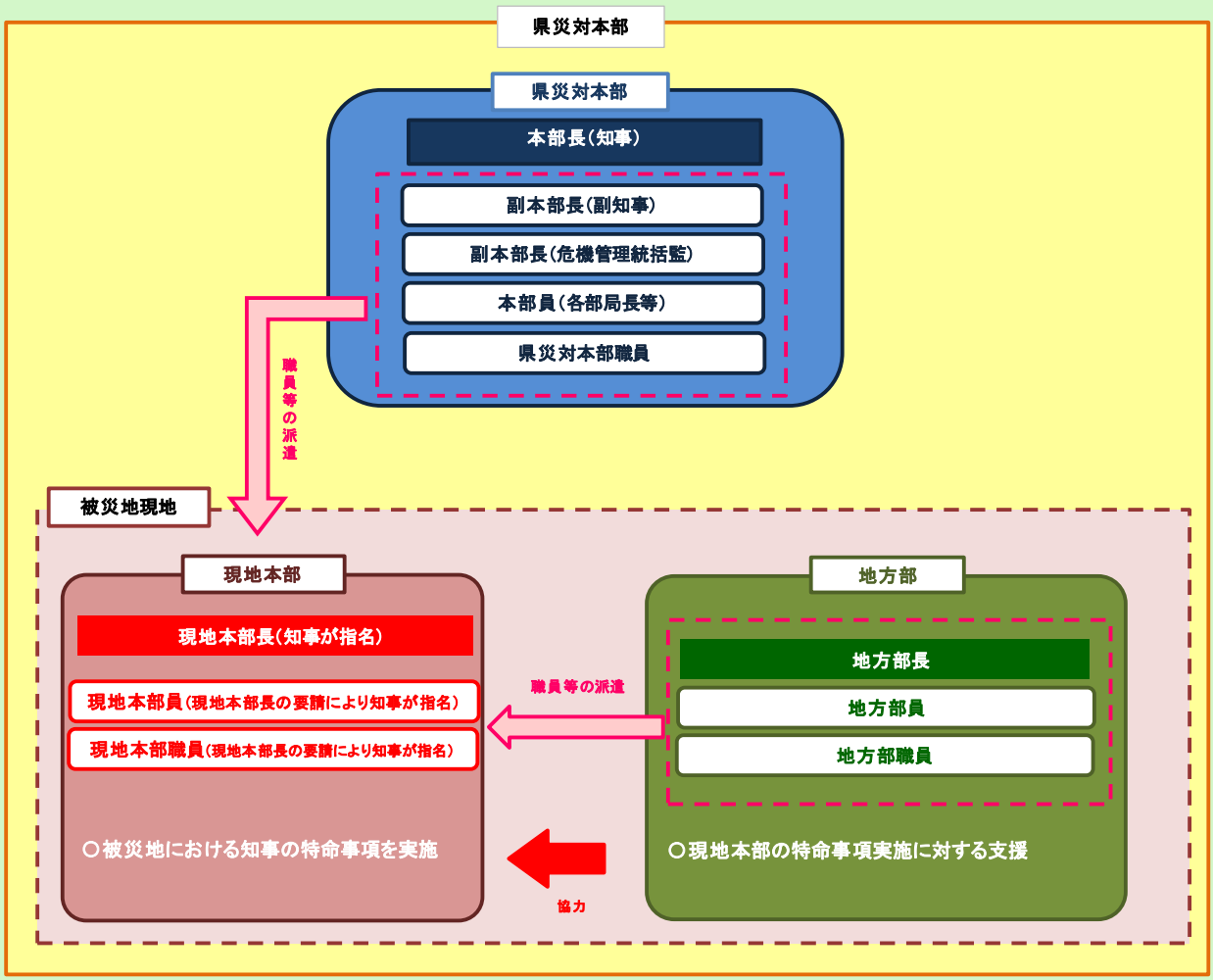

【別表５】現地本部の組織

名称	説　明
現地本部長	副本部長、本部員及び地方部長の中から知事が指名する。
現地本部員	現地本部長の要請により、副本部長、本部員及び地方部員の中から知事が指名する。
現地本部職員	現地本部長の要請により、県災対本部及び地方部の職員の中から指名する。

■市町が実施する対策

１　市町の活動体制

市町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、市町災対本部を設置し、各防災関係機関及び区域内の公共的団体並びに住民の協力を得て活動する。

また、合併で地域が広域化された市町においては、地域内の活動体制に濃淡が生じることのないよう、必要に応じて現地災害対策本部や地域毎の災害対策部の設置についても、市町の実状をふまえ検討していくとともに、一元的な情報収集、広聴広報機能の充実、指揮命令系統の確保に留意し、さらに、災害対策本部内における各班の所掌事務について明確にするよう努める。

(1) 市町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図る。

① 配備基準（参集基準）
② 組織体制
③ 組織内の事務分掌
④ 職員動員伝達系統

(2) 県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チーム要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

２　応援要請

「第５節　広域的な受授・応援体制の整備」を参照

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 市町の活動体制
(2) その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

＜国の実施する対策＞

１　特定災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがあり、その規模が非常災害に該当するに至らない場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に特定災害対策本部が設置される。

特定災害対策本部は、防災担当大臣その他の国務大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

２　非常災害対策本部の設置

非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に非常災害対策本部が設置される。

非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。

なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されている場合は、当該特定災害対策本部は廃止され、非常災害対策本部がその所掌事務を承継する。

３　緊急災害対策本部の設置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。

緊急災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策

の総合調整等を行う。

なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。

＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

１　活動体制の整備

県内に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、県、市町及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

第２節　通信機能の確保 (発災2)

【主担当部隊】: 総括部隊（総務班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）
警察部隊

第１項　活動方針

○　災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、多様な通信手段を確保する。
○　大地震の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
○　無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
○　大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信ルートを利用して情報の伝達を行う。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
通信手段の確保	総括部隊(総務班)	【発災直後】 県災対本部設置後速やかに	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関) ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総括部隊(総務班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の応急復旧	総括部隊(総務班)	【発災 24 時間以内】 通信設備の故障等が判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)
通信設備の機能維持	総括部隊(総務班)	【発災 72 時間以内】 長期停電等のおそれが判明した時点	・県通信設備設置機関(市町、防災関係機関)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■計画関係者共通事項等

１　災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取り扱いが容易	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県と市町、消防、警察、拠点病院等医療機関、国関係機関との間で通信可能 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い ・有線系設備は、市町、消防へ気象情報等を伝達するための通信ネットワークで、大容量データ通信が可能	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い
市町防災行政無線	地上系無線	・市町から住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための同報系と関係機関、公用車等に配備する移動系からなる	・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能	・風水害に対し、相対的に弱い
消防防災無線	地上系無線 衛星系無線	・県と消防庁間の電話、ＦＡＸ及び消防庁からの一斉通報が可能	・地上系無線は地震に、衛星系無線は風水害に対し、相対的に弱い
中央防災無線	地上系無線 専用有線回線	・県と中央省庁等間の電話、ＦＡＸ及びテレビ会議等が可能	・地震に対し、相対的に弱い
三重県防災情報プラットフォーム	インターネット回線	・県、地方部及び市町の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、県民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ．ｊｐ」ホームページ、県民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ．ｊｐ」ホームページにより県民に情報提供を行う	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない可能性がある
消防救急無線	地上系無線	・消防本部⇔消防署、消防車・救急車等の間の無線網	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない

県内無線系統イメージ図

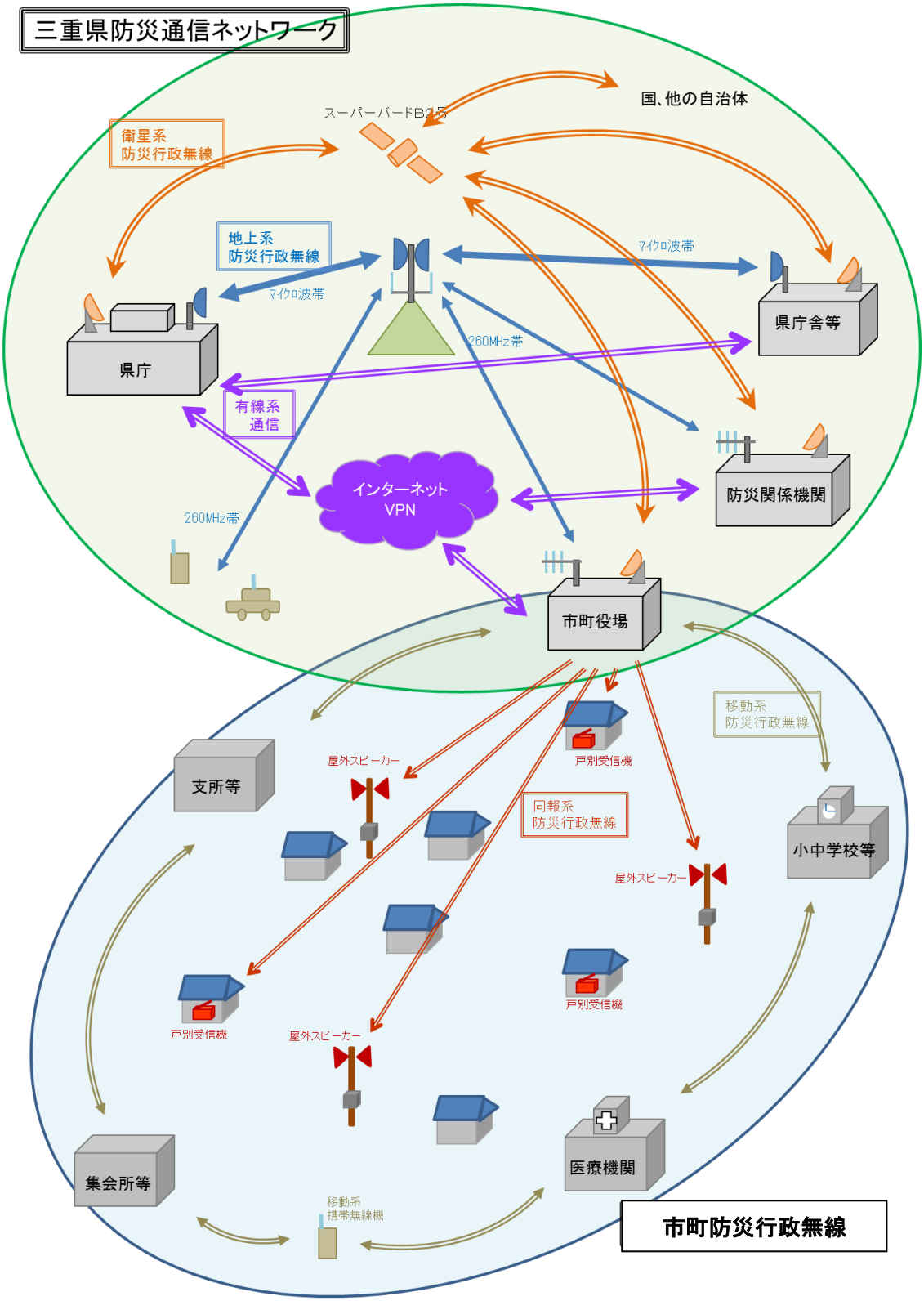

全国の無線系統イメージ図

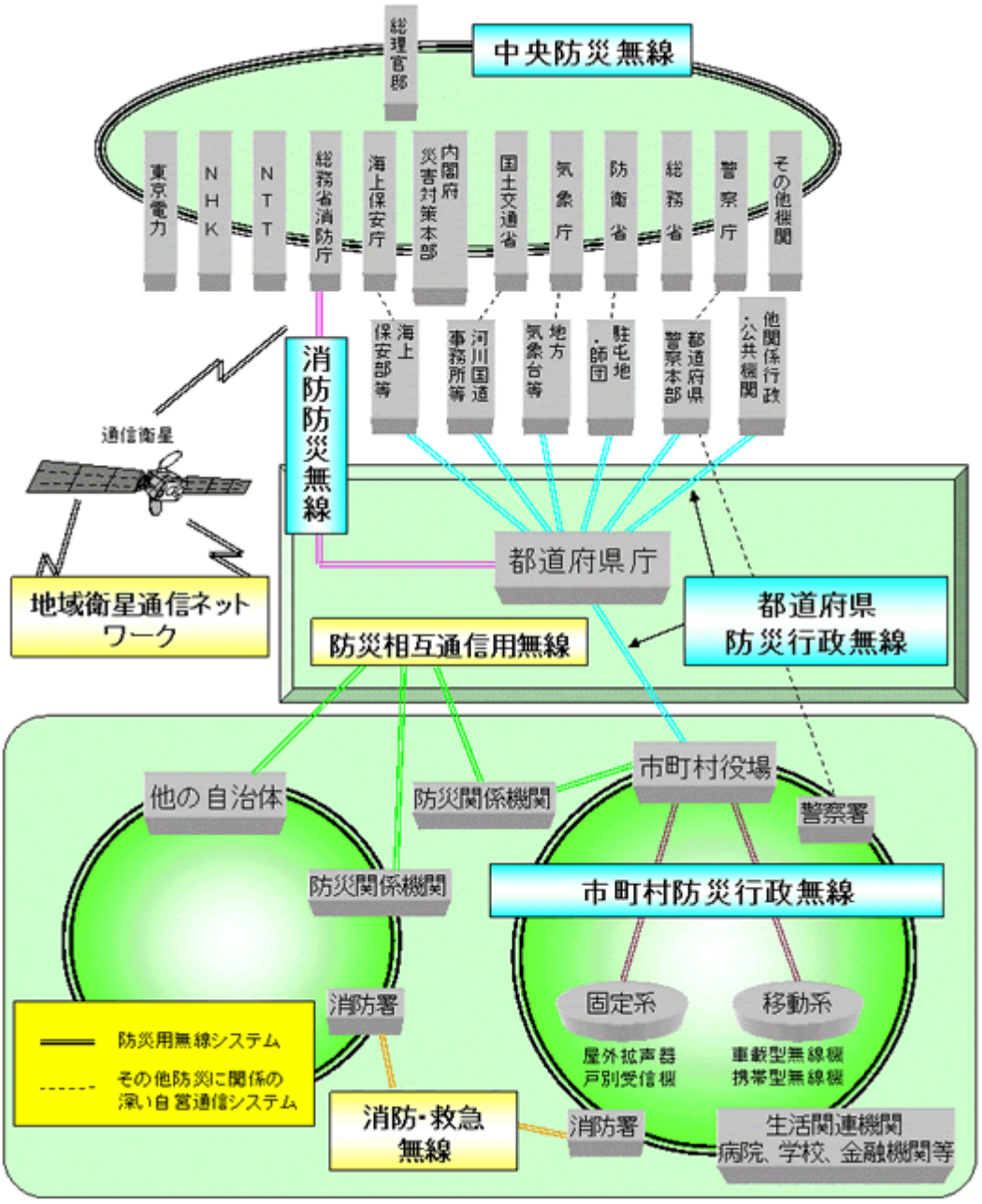

（総務省ホームページより）

■県が実施する対策

１　通信手段の確保（総括部隊＜総務班＞）

総括部隊（総務班）は、以下により関係機関等との通信手段の状況を確認し、使用可能な通信手段を把握するとともに、通信手段の確保に努める。

また、使用可能な通信手段の状況をもとに、各関係機関への通信方法を検討し、情報収集・伝達活動を行う総括部隊（情報班）に対し、通信方法や使用する通信機器等についての助言を行う。

(1) 通信状況の確認及び通信回線の確保

総括部隊（総務班）は、別表１に掲げる各関係機関との通信状況を速やかに確認し、公衆の固定通信網や移動通信網が途絶え、一般的な通信手段が使用できない場合は、三重県防災通信ネットワーク等により、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

また、通信インフラやサーバ等の設備の被災等によりインターネット回線に接続ができない場合、

同回線を利用して市町被害情報等を収集する三重県防災情報システムが使用できなくなるため、この場合も三重県防災通信ネットワーク等を使用して情報収集等を行う。

⑵ 津波関連情報の伝達の優先

津波警報等の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合など、沿岸部の市町等に緊急に津波関連情報等を伝達する必要がある場合には、それらの市町等を最優先して通信確保に努める。

⑶ 通信統制の実施

三重県防災通信ネットワーク等による無線通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者（三重県防災対策部長）は、普通通信を制限し、又は、通信統制を行い中止させることができる。

⑷ 通信施設等の障害情報の報告

通信施設等の障害が発生した場合は、障害情報を総務省（東海総合通信局）に連絡する。

⑸ 通信規定等

通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」（平成６年三重県訓令第６号）に定めるところによる。

防災通信ネットワーク設置個所一覧表

（令和６年３月現在）

種　別　等		設置個所数	設　置　場　所　等
地上系設備	中継所	24	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊背面
	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ管理事務所
	市町	42	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）
	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	19	県警察本部、全警察署
	医療関係	21	総合医療ｾﾝﾀｰ、こころの医療ｾﾝﾀｰ、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム
	県地域機関 県　関　係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、ダイバーシティ社会推進課 NPO 班、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）、下水道(北勢北部、北勢南部、中南勢雲出、中南勢松阪、中南勢宮川)
	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局津地域センター
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東邦ガス〔長谷山中継所内 ch 渡し〕
	計	168	
衛星系設備	県庁舎等	11	県庁、県庁舎（志摩以外 9）、防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ管理事務所
	市町	31	全市町役場（防災担当課）
	消防本部	15	全消防本部
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	7	総合医療ｾﾝﾀｰ、こころの医療ｾﾝﾀｰ、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	県地域機関 県　関　係	11	君ヶ野ダム、宮川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀広、北勢、中勢）
	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
	計	79	
有線系設備	県庁舎等	13	県庁、県庁舎（10）、消防学校、防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ管理事務所
	市町	38	全市町（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり。）
	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
	警察関係	1	県警察本部
	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部〔県庁内 ch 使用〕
	県地域機関 県　関　係	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点（紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢）
	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
	計	83	

（別表１）

関係機関等名	通信手段	代替手段等
県災対本部	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政ＷＡＮ ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） ・三重県防災情報システム ・広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） ・インターネットメール ・衛星携帯電話	・携帯型無線機 ・可搬型衛星通信設備 ・連絡員派遣
地方部	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政ＷＡＮ ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） ・三重県防災情報システム ・インターネットメール ・衛星携帯電話	・携帯型無線機 ・連絡員派遣
県単独庁舎等 ・消防学校 ・航空隊事務所 ・東京事務所 ・県管理ダム ・企業庁水道事務所 ・ダイバーシティ社会推進課	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政ＷＡＮ ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、下水道事務所、東京事務所除く）） ・インターネットメール	・連絡員派遣
その他県単独庁舎等	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政ＷＡＮ ・インターネットメール	・連絡員派遣
県内市町	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） ・三重県防災情報システム ・インターネットメール ・衛星携帯電話	・携帯型無線機 ・連絡員派遣 ・非常通信ルート
県警察 ・警察本部 ・警察署	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県行政ＷＡＮ ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系(警察本部のみ)） ・インターネットメール	・連絡員派遣
海上保安庁 ・第四管区海上保安本部 ・四日市海上保安部 ・鳥羽海上保安部 ・尾鷲海上保安部	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系(海上保安本部を除く)、衛星系(海上保安本部)） ・インターネットメール	・連絡員派遣
自衛隊 ・陸上自衛隊第３３普通科連隊 ・陸上自衛隊航空学校	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） ・インターネットメール	・連絡員派遣
消防本部	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）	・可搬型衛星通信設備

	・インターネットメール	・連絡員派遣（代表機関のみ）
国機関	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系（東海農政局三重県拠点のみ）） ・中央防災無線 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	・連絡員派遣 （中部地方整備局、東海農政局）
都道府県	・固定通信網、移動体通信網等 ・地域衛星通信ネットワーク ・インターネットメール	－
津地方気象台	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣
四日市港管理組合	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系、有線系） ・インターネットメール ・衛星携帯電話	－
報道機関 ・ＮＨＫ津放送局 ・三重テレビ放送 ・三重エフエム放送	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	－
通信事業者 ・NTT 西日本三重支店	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣
その他通信事業者	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	－
ガス事業者 ・東邦ガスネットワーク　供給防災部供給防災ｾﾝﾀｰ	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣
その他ガス事業者	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	－
交通事業者 ・三重交通	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	－
その他交通事業者	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	－
電気事業者 ・中部電力パワーグリッド三重支社 ・ＪＥＲＡ西日本支社	・三重県防災通信ネットワーク（地上系（中部電力パワーグリッド三重支社のみ）） ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣
その他電気事業者	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	－
三重県医師会	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） ・インターネットメール	・連絡員派遣
三重県歯科医師会	・固定通信網、移動体通信網等 ・ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） ・インターネットメール	・連絡員派遣

三重県薬剤師会	・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール	・連絡調整員
三重県看護協会	・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール	・連絡員派遣
日本赤十字社三重県支部	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣
三重県社会福祉協議会	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣
みえ災害ボランティア支援センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣
日本水道協会三重県支部	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣
中日本高速道路株式会社	・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール	・連絡員派遣
運送事業者 ・三重県トラック協会	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・インターネットメール	・連絡員派遣
医療機関 ・三重大学医学部附属病院 ・伊勢赤十字病院 ・鈴鹿中央総合病院 ・松阪市民病院 ・尾鷲総合病院 ・紀南病院 ・上野総合市民病院 ・市立四日市病院 ・いなべ総合病院 ・済生会松阪総合病院 ・厚生連松阪中央総合病院 ・名張市立病院 ・三重中央医療センター ・県立総合医療センター ・志摩病院 ・伊勢市立伊勢総合病院 ・桑名市総合医療センター	・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕（地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院、松阪市民病院、尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、厚生連松阪中央総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕） ・広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） ・インターネットメール	―

２　通信途絶時の対応

(1) 無線機材の配置（総括部隊＜総務班＞）

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、被害状況等を把握するため、総括部隊（総務班）は無線機材を災害現地に配置し、災害状況報告及び県災対本部からの通報事項等に関する通信が確保できるように努める。

なお、津波の被害が発生した場合など、市町等の保有する無線機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止し、緊急に情報を伝達する必要がある場合は、総括部隊（総務班）は、以下の無線機材等の貸し出しを行うなど、通信確保の支援を行う。

また、移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）を保有する防災関係機関に対し、必要に応じて貸出の要請を行う。

① 本庁及び各庁舎に配備している地上系携帯型防災行政無線機器
② 本庁、防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器
③ 国立大学法人三重大学の練習船勢水丸及び三重大学内に配備している地上系防災行政無線機器

(2) 県と市町防災行政無線による非常時の通信(総括部隊＜総務班＞)

三重県防災通信ネットワークの地上系防災行政無線のシステムを共用して移動系防災行政無線を構築した市町及び、県と市町移動系防災行政無線とで通信の互換性を有する市町にあっては、非常時の通信に関する応援協定に基づき、相互通信（県と市町移動系防災行政無線とが相互に通信すること）を提供する。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害情報の収集・伝達上必要があれば、市町は県に対して相互通信を要請する。また県は、市町から応援要請が無い場合でも、必要と思われる場合は、相互通信を提供する。

(3) 警察通信(警察部隊)

警察無線設備を通じて通信する場合、あらかじめ指名された通信統制官(警察本部通信指令課長)又は警察署長に対して、使用する通信設備及び理由、通信の内容並びに発受信者等を事前に申し出て、その承認を得た上で使用する。

(4) 国土交通省の水防道路用マイクロ無線網による通信(社会基盤対策部隊)

国土交通省（本省、各地方整備局、各河川・道路事務所・出張所）と都道府県、独立行政法人水資源機構、中日本高速道路株式会社等の間を結ぶ通信網で、県（県土整備部）を通じて使用する。

(5) 非常通信ルートの確保(総括部隊＜総務班＞)

災害などで、三重県防災通信ネットワーク等の通信確保が困難と認められるときは、非常通信事務必携に従い、東海地方非常通信協議会事務局（東海総合通信局）と協議の上、国等の防災関係機関の協力を得て通信を確保する。

(6) アマチュア無線等の活用(総括部隊＜総務班＞)

アマチュア無線や漁業無線の活用等、地域の無線ネットワークの活用を図る。

(7) 通信の臨時確保の要請

三重県広域受援計画に基づき、通信支障の発生状況を確認し、通信の臨時確保のニーズ調査を行う中で、県施設の通信途絶が発生している場合は、県内の電気通信事業者に対して、通信の臨時確保の要請を行う。県内の電気通信事業者で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部に対して要請を行う。

３　通信設備の応急復旧(総括部隊＜総務班＞)

三重県防災通信ネットワークの機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材等を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

４　通信設備の機能維持(総括部隊＜総務班＞)

長期停電等に備え、通信機器用非常用発電設備の燃料確保等、通信設備の機能維持対策を行う。

■市町が実施する対策

市町防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

１　通信手段の確保

市町は、災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報シス

テム、市町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

２　通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、津波警報や避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、市町は防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 通信手段の確保
(2) 通信途絶時の対応
(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜固定通信事業者が実施する対策＞

１　応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア　交換所

津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ　トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

① 対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

② 対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ　屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

２　応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

① 対策
- 災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成
- テレビ・放送回線の救済
- 長期避難所への特設公衆電話設置

② 復旧方法
- 移動無線機等の活用

・　屋外線及び仮設ケーブル等による復旧
・　中継送路のマイクロ方式による救済
・　自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

①　対策
・　重要加入者及び重要専用線の救済
・　公衆電話の復旧
・　孤立地域（村落）の通信途絶解消

②　復旧方法
・　屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧
・　非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

＜移動通信事業者が実施する対策＞

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　関係部署等への情報伝達体制の確保
②　施設・設備等の被害状況や通信状況の把握
③　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④　県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

①　設備の常時監視により被災状況の情報収集を行う。
②　通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を行う。

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

①　災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
②　通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
③　特設無料公衆電話設置場所の周知
④　住民に対して協力を要請する事項
⑤　災害用伝言サービス提供に関する事項
⑥　その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両等を配置することにより、応急的な通信を確保する。

２　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関、放送事業者
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、医療機関、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

３　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

＜東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）が実施する対策＞

１　非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びＭＣＡ無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、県、市町は必要に応じて要請を行う。

＜その他の防災関係機関が実施する対策＞

１　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「＜計画関係者共通事項等＞　１　災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

２　通信手段が確保できない場合の対応

(1)　非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信ルートを利用して通信する。

(2)　防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

(3)　県災対本部への連絡員派遣

県災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を県災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

３　通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要員や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 (発災3)

【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、対策班、総務班）

第１項　活動方針

○県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
自衛隊への第一報の報告	総括部隊 (総括班)	【発災1時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況(市町・県)
派遣及び応急措置の実施要請	総括部隊 (総括班、対策班)	【発災3時間以内】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・被害状況(市町・県) ・応援要請(市町)
受入体制の整備	総括部隊 (対策班)	【発災6時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁) ・受入状況(市町)
経費の負担区分の協議	総括部隊 (総務班)	【発災 24 時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況(自衛隊・海上保安庁、県・市町)
撤収要請	総括部隊 (総括班、対策班)	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策統括会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊・海上保安庁) ・撤収要請(市町)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　自衛隊災害派遣要請

(1) 第１報の報告（総括部隊＜総括班＞）

災害発生後速やかに、自衛隊に対して、自衛隊が派遣準備できるように第一報を入れる。

○ 第一報 ： 自衛隊が、正式な要請があったときに迅速に対応できるよう、派遣初動の準備体制を強化してもらえる最低限の情報

(2) 派遣要請（総括部隊＜総括班＞）

知事は、市町長から派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、別紙２により陸上自衛隊第３３普通科連隊長へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。(推進計画)

○ 派遣要請窓口： 陸上自衛隊第３３普通科連隊　第３科

なお、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

また、地震災害警戒本部において、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事から上記派遣要請を行う。

≪災害派遣要請の基準:3原則(公共性、緊急性、非代替性)≫

○ 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が必要な場合であって、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

○ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

≪要請書に記載する事項≫

① 災害の状況及び派遣を要請する事由（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ 連絡場所及び連絡者
⑤ その他参考となる事項

(3) 派遣部隊の受入体制の整備（総括部隊＜対策班＞）

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

(4) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

なお、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として当該部隊が活動した地域の市町が負担するものとし、下記を基準とする。

① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理
④ 県・市・町が管理する有料道路の通行料

(5) 派遣部隊の撤収要請（総括部隊＜総括班、対策班＞）

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び陸上自衛隊第３３普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙４により、撤収の要請を行う。

２　海上保安庁への応急措置の実施要請

(1) 応急措置の実施要請（総括部隊＜総括班＞）

知事は、市町長からの要請を受け、その要請の事由を適当と認めた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の実施が必要と認める場合は、基本法第 70 条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章　第５節　第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、別紙６により第四管区海上保安本部長へ応急措置の実施要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

○ 派遣要請窓口：　第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課

≪応急措置の実施要請事項≫

① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
③ その他、県が行う災害応急対策の支援

≪要請書に記載する事項（例）≫

① 災害の状況及び応急措置を必要とする事由
② 応急措置を希望する期間
③ 応急措置を希望する区域及び活動内容
④ 連絡場所及び連絡者
⑤ その他参考となる事項

(2) 応急措置の受入体制の整備（総括部隊＜対策班＞）

知事は、海上保安庁の応急措置の実施が決定したときは、市町にその旨を通報し、受入体制を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、市町その他関係機関相互の連絡調整に当る。

(3) 経費の負担区分の協議（総括部隊＜総務班＞）

応急措置活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請（総括部隊＜総括班、対策班＞）

市町長からの撤収要請を受けた場合、又は自らの判断で海上保安庁の応急措置の必要がなくなったと認める場合、知事は、市町その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙８により、撤収の要請を行う。

■市町が実施する対策

１　県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙１により、知事（総括班）へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該市町の地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第３３普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、内閣総理大臣に地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める。

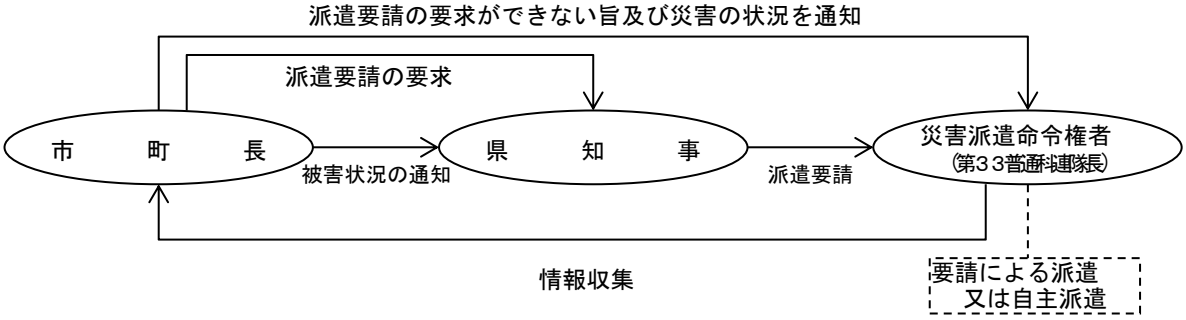

≪災害派遣要請の基準：３原則（公共性、緊急性、非代替性）≫

①　災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

②　災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2) 派遣部隊の受入体制の整備

市町は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

（推進計画）

①　派遣部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定

②　作業計画及び資機材の準備

③　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

④　住民の協力

⑤　派遣部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び当該部隊が活動した地域の市町が協議して負担

区分を決める。

(4) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第３３普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、別紙３により、知事へ撤収要請を行う。

２　県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

(1) 手続き

市町長は、災害応急対策のため、海上保安庁の応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、地域防災総合事務所長等を経由し、別紙５により、知事（総括班）へ応急措置の実施要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、市町長が知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、市町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

≪支援要請事項≫

① 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
② 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
③ その他、県が行う災害応急対策の支援

(2) 応急措置の実施部隊の受入体制の整備

市町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。（推進計画）

① 応急措置の実施部隊と市町との連絡窓口及び責任者の決定
② 作業計画及び資機材の準備
③ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
④ 住民の協力
⑤ 応急措置の実施部隊の誘導

(3) 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の市町が事前に協議して負担区分を決める。

(4) 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市町長は、知事その他関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ別紙７により、撤収の要請を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 県への自衛隊災害派遣要請の要求
(2) 県への自衛隊災害派遣部隊の撤収要請
(3) 県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求
(4) 県への海上保安庁の応急措置の撤収要請

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

１　災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第２項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第３３普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

≪自主派遣の判断基準≫

① 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
② 災害に際し、都道府県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
④ その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

２　災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 ９災害派遣時に実施する救援活動）

① 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
② 避難の援助（誘導、輸送）
③ 遭難者等の捜索救助
④ 水防活動
⑤ 消防活動
⑥ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
⑦ 応急医療、救護及び防疫
⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水の支援
⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与
⑪ 危険物の保安及び除去等

３　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町長等に通知しなければならない。

① 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
② 避難の措置・立入
③ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
④ 他人の土地等の一時使用等
⑤ 現場の被災工作物等の除去等
⑥ 住民等を応急措置の業務に従事させること

４　連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、市町災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

＜海上保安庁の対策＞

１　海難等の救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動等を行う。

また、原則として、救助活動等に必要な資機材を携行する。

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

（別紙１）　災害派遣要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　　印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
　(1) 派遣を希望する区域
　(2) 派遣を希望する活動内容
　(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙２）　災害派遣要請書（陸上自衛隊第３３普通科連隊長あて）

年　　月　　日

陸上自衛隊第３３普通科連隊長　様

三重県知事　　印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣を要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 派遣を希望する活動内容
(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙３）　撤収要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時

年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

（別紙４）　撤収要請書（陸上自衛隊第３３普通科連隊長あて）

年　　月　　日

陸上自衛隊第３３普通科連隊長　様

三重県知事　印

自衛隊の撤収要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

１　撤収要請日時

年　月　日　時　分

２　派遣要請日時

年　月　日　時　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

（別紙５）　応急措置実施要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　　印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第５節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

１　災害の状況及び応急措置を要請する事由
　災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　応急措置を要請する事由

２　応急措置を希望する期間

３　応急措置を希望する区域及び活動内容
(1) 応急措置を希望する区域
(2) 応急措置を希望する活動内容
(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙６）　応急措置実施要請書（第四管区海上保安本部長あて）

年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　様

三重県知事　　印

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第５節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を要請します。

記

１　災害の状況及び応急措置を要請する事由

災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）

応急措置を要請する事由

２　応急措置を希望する期間

３　応急措置を希望する区域及び活動内容

(1) 応急措置を希望する区域

(2) 応急措置を希望する活動内容

(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙７）　撤収要請書（知事あて）

年　　月　　日

知　事　宛

（市町長）　印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第５節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時

年　　月　　日　　時　　分

２　応急措置の実施要請日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

（別紙８）　撤収要請書（第四管区海上保安本部長あて）

年　　月　　日

第四管区海上保安本部長　様

三重県知事　印

海上保安庁の応急措置撤収要請について

このことについて、災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第５節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収を要請します。

記

１　撤収要請日時

年　　月　　日　　時　　分

２　応急措置の実施要請日時

年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 (発災 4)

【主担当部隊】: 総括部隊（総括班、情報班、対策班、派遣班、総務班、広聴広報班）
警察部隊

第１項　活動方針

○ 特に津波の発生に関する情報について、気象庁（津地方気象台）と連携して速やかに情報を収集し、即時に市町、県民に情報提供する。
○ 災害関連情報の提供等にあたっては、要配慮者に配慮し、市町と連携して県民や地域の協力を積極的に求める。
○ 市町からの被害情報等の収集・伝達にあたっては、県職員を現地派遣するなどして、確実な情報収集を図る。
○ 災害関連情報の提供や広報にあたっては、報道機関と緊密に連携する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、情報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
被害情報等の収集	総括部隊 (総括班、情報班、対策班、派遣班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
被害情報等の関係機関への情報提供等	総括部隊 (情報班、広聴広報班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害関連情報全般 (市町、防災関係機関)
県民への広報・広聴	総括部隊 (総務班、広聴広報班)	【随時】	・災害関連情報全般 (市町、防災関係機関)

＜津波災害対策＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波警報発表時等の緊急の情報伝達等	総括部隊 (総括班、総務班、広聴広報班)	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報 (気象庁<津地方気象台>)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■計画関係者共通事項等

１　津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）

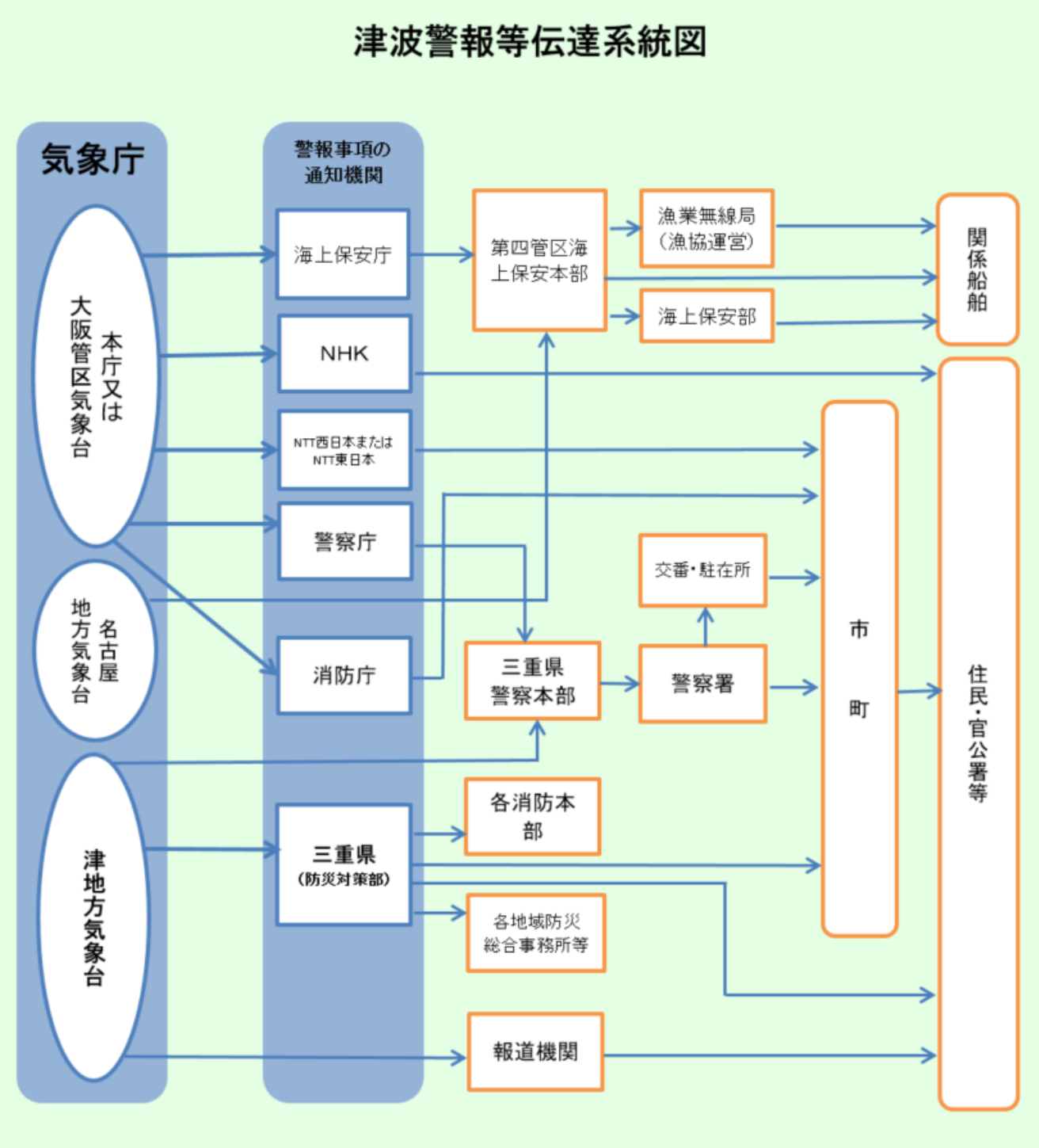

（主な伝達系統）

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ﾈｯﾄﾜｰｸ ・一般電話等	市町	・市町防災行政無線	住民 官公署等
警察庁	・専用電話 ・専用 FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・ＦＡＸ	市町
海上保安庁	・専用電話 ・専用 FAX	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 海上保安部 →漁業無線局（漁協運営） →関係船舶 関係船舶
ＮＨＫ 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
ＮＴＴ西日本（NTT コムウェア　警報伝達システム担当）	・一般電話 ・ＦＡＸ	市町 （津波警報のみ）		

【警報等の連絡にあたっての留意事項】

① 警報等連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原文のとおり連絡する。

② 警報等の連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておく。

③ 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。

■県が実施する対策

１　災害情報の収集・伝達（総括部隊＜総括班、情報班＞）

(1) 地震に関する情報の収集等

緊急地震速報の受信又は地震動の感知等により地震発生を認知した場合、職員は身の安全を図る措置を取る。

揺れが収まり、安全が確保できることが確認でき次第、速やかに三重県震度情報システム（※）及びテレビ・ラジオ等により地震の規模、震源等を確認し、配備基準に基づき県災対本部の設置に備える。

※　「三重県震度情報システム」とは、各市町に設置された震度計で計測された震度情報を県庁で集約するシステムで、収集した震度情報は、総務省消防庁及び気象庁へ転送されている。

(2) 幹部職員等への災害情報の伝達

総括部隊（総括班、情報班）は、気象台の通知情報等から地震の規模、震源、津波発生の有無等の災害情報を収集し、「第１節　活動態勢の整備　＜県が実施する対策＞　1.(3)幹部職員への連絡系統」により、速やかに災害対策統括会議構成員に伝達するとともに、災対本部各本部員等に伝達する体制を整える。

２　津波警報発表時等の緊急の情報伝達等（総括部隊＜情報班、広聴広報班、総務班＞）

(1) 市町等への津波警報等の伝達

津波警報等が発表された場合、総括部隊（総務班）は、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信及び津波一斉（音声））を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。（推進計画）

(2) ホームページ等での情報提供

総括部隊（総務班）は、「防災みえ.JP」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスにより情報を伝達する。

(3) 報道機関を通じた情報提供等

総括部隊（広聴広報班）は、報道機関との連絡調整を行い、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送るなど、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。（推進計画）

(4) 「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の提供

ＤＯＮＥＴ観測点２か所以上で基準を超える津波を観測した場合、緊急速報メールを配信する。

(5)「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の活用

ＤＯＮＥＴで観測した津波観測情報は県災害対策本部で活用するとともに、市町へ提供する。

３　被害情報等の収集（総括部隊＜情報班＞、各部隊）

(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供

県災対本部各部隊は、防災関係機関等及び地方部を通じて市町等から被害情報等を収集するとともに、各部隊（各部局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害情報を収集し、総括部隊（総括班）に報告する。

また、総括部隊（情報班）は防災情報システムをはじめ、災害の状況に応じた適切な手段を用いて被害情報等を取りまとめるとともに、必要な情報を関係機関に提供する。（推進計画）

【防災関係機関等から収集する情報の内容】

情　報　・　連　絡　内　容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段
1.　被害・復旧の状況			
①　人的被害・家屋状況・火災状況	総括部隊（情報班、対策班）	市町（※）、警察 自衛隊、海上保安庁等	防災情報システム 防災行政無線 電話
②　安否不明者及び行方不明者の氏名等	総括部隊（情報班）	市町（※）	電子申請・届出システム
③　道路状況・交通状況			
市町管理道路	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム 防災行政無線 電話
県管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	地方部（建設事務所）	道路情報管理システム 電話
国管理道路	社会基盤対策部隊（公共土木対策班）	国土交通省管理事務所	電話
高速道路	総括部隊（情報班）	中日本高速道路株式会社	電話
公共交通機関	総括部隊（情報班）	公共交通事業者	電話
④　堤防・護岸・漁港・港湾施設の状況			

市町管理施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム
県管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班） （農林水産対策班）	地方部（建設事務所、農林水産事務所）	電話
国管理施設	社会基盤対策部隊 （公共土木対策班）	国土交通省管理事務所 中部地方整備局・近畿地方整備局	電話
四日市港	総括部隊（情報班）	四日市港管理組合	防災情報システム 電話
⑤　ライフライン状況			
市町水道	被災者支援部隊（水道応援班）	市町（※）	電話
県営水道	社会基盤対策部隊 （水道・工業用水道班）	地方部（水道事務所）	電話（衛星携帯電話含む） 業務用無線、ＭＣＡ無線
停電状況	総括部隊（情報班）	電気事業者	電話、ホームページ
上記以外	総括部隊（情報班）	各事業者	電話
⑥　医療施設関係状況	保健医療部隊 （情報収集・分析班）	災害拠点病院 災害医療支援病院	広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） 電話
⑦　文教施設関係状況	総括部隊（情報班） 被災者支援部隊（教育対策班）	市町 市町教育委員会、各施設	防災情報システム 防災行政無線 電話
⑧　その他の施設の状況			
市町施設、その他施設	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム 防災行政無線 電話
県立施設	各所管部隊	各施設	電話
2.　対策の実施状況			
①　住民避難の状況	総括部隊（情報班）	市町（※）	防災情報システム 防災行政無線 電話
②　救護物資の状況	救援物資部隊（物資調整班）	市町（※）	電話
③　避難所運営の状況	被災者支援部隊（避難者支援班）	市町（※）	電話
④　ボランティア受入状況	被災者支援部隊（ボランティア班）	みえ災害ボランティア支援センター	電話
⑤　治安の状況	警察部隊	警察署	警察通信
⑥　その他の対策の状況	総括部隊（情報班）	市町（※） 各部隊 関係機関	防災情報システム 電話

※　情報収集先が市町となっている情報については、各部隊は、原則として地方部を通じて情報収集する。

(2) ヘリコプターの活用による情報収集（総括部隊＜総括班、対策班＞、警察部隊）

早期に被害の概要を把握するため、必要に応じヘリコプター（三重県警察ヘリコプター、三重県防災ヘリコプター）により情報を収集する。

また、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステムやビデオを活用し、画像による被害状況の把握を行う。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第 33 普通科連隊及び他府県に対し、応援を要請する。

(3) ＪＡＸＡの人工衛星の活用による情報収集（総括部隊＜情報班＞）

「三重県における人工衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定」に基づき、ＪＡＸＡに対し衛星による観測を要求し、提供された衛星データから被害の概要を把握する。

(4) ドローンの活用による情報収集(総括部隊＜対策班＞)

「大規模災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定」に基づき、協定団体に要請し、ドローンを活用した被害情報の収集を行う。

(5) 参集途上職員による情報収集（総括部隊＜情報班＞）

参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後、班長又は所属長に対し報告する。

各班長及び所属長は、職員の報告内容を総括部隊（情報班）に報告する。

(6) 緊急派遣チームによる市町支援（総括部隊＜派遣班＞）

総括部隊（派遣班）は、災害対策活動に支障をきたしている又は支障をきたすおそれがあると認めた市町に対し、緊急派遣チームを派遣し、災害対策活動の支援等を行わせる。

(7) 地方部派遣チームによる情報収集等（地方部＜総括班＞）

地方部（総括班）は、地震、津波等の災害により管内市町から情報を収集できない場合又は情報を収集できなくなるおそれがある場合は、地方部派遣チームを組織し、当該市町へ派遣して、市町災対本部との連絡調整、情報収集及び情報システムの入力支援等を行わせる。

(8) 通信ボランティアの活用による情報収集（総括部隊＜総務班＞）

大規模な災害発生時で情報収集・伝達に支障がでる場合には、「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定」に基づき、アマチュア無線家等の通信ボランティアの協力を得る。アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を得て行う。

(9) 安否不明者及び行方不明者の氏名等公表による安否情報収集（総括部隊）

救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められる場合は、市町から収集した安否不明者及び行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集を行う。

４　被害情報の分析

収集した災害情報は、速やかに各部隊及び地方部との共有を図る。

また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、人的被害が発生している又は発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等、救助・救出のための体制整備の検討を行う。

５　被害情報等の関係機関への情報提供等

(1) 市町への情報提供（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより市町に対し情報提供する。

(2) 報道機関への情報提供（総括部隊＜広聴広報班＞）

県災対本部は、市町や防災関係機関等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3) 消防庁への報告（総括部隊＜情報班＞）

県災対本部は、市町から報告があった被害情報を整理し、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

①　平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

②　夜間・休日（消防庁　消防防災・危機管理センター）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

６　県民への広報・広聴

(1) 県民への情報提供（総括部隊＜総務班、広聴広報班＞）

以下に掲げる県民に必要な情報について、三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」により情報提供を行うとともに、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く県民に必要な情報が伝わるよう努める。

【広報内容】

①　地震・津波の発生状況
②　災害発生状況（被害状況）
③　気象状況
④　災害対策本部に関する情報
⑤　救助・救出に関する情報
⑥　避難に関する情報
⑦　被災者の安否に関する情報
⑧　二次災害危険性に関する情報
⑨　主要道路状況
⑩　公共交通機関の状況
⑪　ライフラインの状況
⑫　医療機関及び救護所等の状況
⑬　給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑭　公共土木施設状況
⑮　防疫・衛生に関する情報
⑯　教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
⑰　ボランティア及び支援に関する情報
⑱　住宅に関する情報
⑲　民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の情報提供にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

県民に対して広範囲にかつ迅速に災害時の情報を伝達できる報道機関に対して、総括部隊（広聴広報班）は、災害、復旧に関する情報を迅速に提供する。また、報道機関が独自に行う取材活動についてもできる限り協力する。

また、避難情報等に関しては、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用して情報伝達を行

うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

(2) 県民対応窓口の設置(総括部隊＜広聴広報班＞)

必要に応じ、県民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

■市町が実施する対策

１　津波警報発表時等の緊急の措置

(1) 避難指示の伝達

津波警報等の発表時又は沿岸部において強い地震が発生して津波の危険性がある場合、市町長は海浜にある者及び津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民に避難指示を出すとともに、多様な伝達手段を用いて各市町の津波避難計画に沿った避難行動を促す。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発表された場合は、住民等に対し、直ちに周知するための措置を講じなければならない。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達

地域によって津波到達時間等が大きく異なる本県の地域特性をふまえつつ、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の確実な伝達に努める。避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している市町にあっては、計画に基づく情報伝達を行う。

(3) 「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の活用

県から「ＤＯＮＥＴを活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報等の提供があった場合は、市町の災害対策本部活動において有効活用する。

２　被害情報等の収集と報告

(1) 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握する。特に避難行動要支援者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況の収集に努める。

(2) 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システム、防災行政無線を通じて県災対本部にその状況等を報告するが、県災対本部と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する（「＜県が実施する対策＞　４被害情報等の関係機関への情報提供等　(3)消防庁への報告」を参照）。

(3) 安否不明者及び行方不明者の安否情報収集

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者及び行方不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(4) 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用する。

３　住民への広報・広聴

(1) 住民への情報提供

以下に掲げる住民に必要な情報については、防災行政無線等を用いて情報提供するほか、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど的確な情報提供に努める。

【広報内容】

①　災害発生状況（被害状況）
②　気象状況
③　災害対策本部に関する情報
④　救助・救出に関する情報

⑤　避難に関する情報
⑥　被災者の安否に関する情報
⑦　二次災害危険性に関する情報
⑧　主要道路状況
⑨　公共交通機関の状況
⑩　ライフラインの状況
⑪　医療機関及び救護所等の状況
⑫　給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑬　公共土木施設状況
⑭　防疫・衛生に関する情報
⑮　教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
⑯　ボランティア及び支援に関する情報
⑰　住宅に関する情報
⑱　民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、避難情報に関しては、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用して情報伝達を行うこととし、伝達手段の多様化・多重化を図る。

市町長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2) 住民対応窓口の設置

住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、住民対応窓口を設置する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 地震・津波情報等の収集の方法及び連絡系統
(2) 津波警報等発表時の緊急の措置
(3) 収集する被害情報等の種類と収集･報告の方法
(4) 住民への広報・広聴
(5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜気象庁（津地方気象台）の実施する対策＞

１　津波に関する警報等、地震及び津波に関する情報の発表

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、「＜計画関係者共通事項等＞　１　津波警報等伝達系統図（232 頁）」により県及び関係機関が伝達する。

２　緊急地震速報(警報)の発表

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。

＜電気事業者の実施する対策＞

１　停電状況の把握及び情報の配信

電気事業者は、管内の停電状況や復旧見込みを速やかに把握し、災害対策本部や市町への情報共

有を行うとともに、県民への情報周知に努める。

＜移動通信事業者の実施する対策＞

１　緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

＜報道機関の実施する対策＞

１　地震･津波災害関係情報の県民への広報

報道機関は、気象庁や県災対本部等から得た情報をもとに、県民に対して次の内容にかかる地震･津波災害関係情報の広報を行う。（推進計画）

【広報内容】

① 地震・津波の発生状況
② 災害発生状況（被害状況）
③ 気象状況
④ 災害対策本部に関する情報
⑤ 救助・救出に関する情報
⑥ 避難に関する情報
⑦ 被災者の安否に関する情報
⑧ 二次災害危険性に関する情報
⑨ 主要道路状況
⑩ 公共交通機関の状況
⑪ ライフラインの状況
⑫ 医療機関及び救護所等の状況
⑬ 給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
⑭ 公共土木施設状況
⑮ 防疫・衛生に関する情報
⑯ 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
⑰ ボランティア及び支援に関する情報
⑱ 住宅に関する情報
⑲ 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（知事からの呼びかけ等を含む）

＜その他の防災関係機関の実施する対策＞

１　被害情報等の収集と連絡

(1) 被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2) 被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて県災対本部へ連絡する。

２　災害関係記録写真、映像等の収集

防災関係機関は、災害写真、映像等を撮影、収集したときは、その内容を速やかに広聴広報班に報告することとし、広聴広報班は必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部住民は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発令状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、また、停電時等、場合によっては津波の危険を確認できない場合であっても、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難する。

なお、あらかじめ自らの居住地域の津波到達予想時間や規模を把握しておき、津波の到達までにできる限り高く、海岸線から遠い避難場所へ避難することに努める。

(2) 避難行動要支援者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、地域の津波避難計画に沿って、可能な範囲で避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別避難計画を作成している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

２　津波に関する現場情報の報告

津波の発生を予見させるような異常情報を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保するとともに、市町や消防等防災関係機関に通報するよう努める。

３　被害情報等の提供

地震や津波による人的被害や火災等を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

第５節　広域的な応援・受援体制の整備（発災5）

【主担当部隊】：総括部隊（応援・受援班）

第１項　活動方針

≪応援体制≫
○　三重県が締結している各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援体制を迅速に構築し、積極的に被災地へ向けて展開する。
○　三重県市町災害時応援協定等に基づく市町間の応援体制の調整を迅速に行う。
≪受援体制≫
○　国に対する要請、及び各協定等に基づく要請、及び三重県広域受援計画に基づき、応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開する。

第２項　主要対策項目

応援体制（県内被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊（応援・受援班）	随時	・被災状況（要請元自治体） ・応援要請内容（資源（人・物）等）
連絡要員の派遣	総括部隊（応援・受援班）	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況（要請元自治体） ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源（人・物）の確保状況（各部局）
応援市町への応援要請	総括部隊（応援・受援班）	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源（人・物）の状況（市町）
応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、（要請元自治体）

応援体制（県外被災地へ）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請の受理	総括部隊（応援・受援班）	随時	・被災状況（要請元自治体） ・応援要請内容（資源（人・物）等）
連絡要員の派遣	総括部隊（応援・受援班）	【発災 48 時間以内】 ・各協定に基づく派遣基準	・被災状況（要請元自治体） ・移動ルート
応援内容の検討及び市町間の調整	関係部隊	【要請受理後直ちに】	・対応可能な資源（人・物）の確保状況（各部局）
応援市町への応援要請	総括部隊	【要請受理後 24 時間以内】	・対応可能な資源（人・物）の状況（市町）

応援体制の構築	関係部隊	【要請受理後 72 時間以内】	・具体的な要請内容、進出拠点、(要請元自治体)

受援体制（県外及び県内自治体等から）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各協定等に基づく応援要請	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
国に対する要請	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源(人・物)の状況
連絡要員の受け入れ	総括部隊 (応援・受援班)	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等(応援自治体)
具体的な要請内容の検討	関係部隊(班)	【発災 48 時間以内】	・不足している資源(人・物)の状況(地方部・市町等)
受援体制の構築	関係部隊(班)	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源(人数・数量)・場所

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

≪応援体制≫

○県内被災地への応援の場合

１　三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）

三重県市町災害時応援協定をはじめとする各協定及び基本法第 68 条に基づく応援要請について確実に受理を行う。

２　緊急派遣チームの派遣（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は必要に応じて、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣する。なお、通信の途絶等により、被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合、又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り速やかに被災市町に職員を派遣する。

派遣された職員は、県災対本部と緊密に連絡を取りながら、被災市町の被害状況及び応援ニーズを的確に把握することに努める。

３　応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。

また、応援可能な資源（人・物）について確保するとともに、県内の応援可能な市町の資源（人・物）について確認し、県からの応援及び市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

４　応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、３によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

５　応援体制の構築（関係部隊）

県は、応援要請に基づく県の応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への

移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、県が行う応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

○県外被災地への応援の場合

１　各協定等に基づく応援要請の受理（総括部隊＜応援・受援班＞）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書をはじめとする各協定及び基本法第74条第１項並びに第74条の３第２項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について確実に受理を行う。

２　連絡要員の派遣（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、全国知事会や応援協定主管府県等の要請があった場合、応援要請があった被災都道府県へ連絡要員を派遣する。なお、被害が甚大で応援要請が行えない場合においては、必要に応じ、自主的に連絡要員を被災都道府県へ派遣する。

連絡要員は、県と緊密に連絡を取りながら、被災都道府県の応援ニーズを的確に把握することに努める。

３　応援内容の検討及び市町間の調整（関係部隊）

応援要請を受理した場合、直ちに被災都道府県と活動エリア・活動内容・期間について調整を行う。また、応援可能な資源（人・物）を確保する。

応援内容によって県内市町からの応援が必要と認められる場合には、県内市町間の応援内容の調整を行う。

応援が不可能な場合は、直ちに要請連絡先へその旨を報告することとする。

４　応援市町への応援要請（関係部隊）

県は、３によって調整が完了した場合には、県内市町へ応援要請を行う。

５　応援体制の構築（関係部隊）

県は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、県の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

応援活動の実施にあたっては、県の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

≪受援体制≫（県外及び県内自治体等からの受援）

１　各協定等に基づく応援要請（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第74条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の都道府県に対し応援を求め、応急措置及び災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、県内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

２　国に対する要請（総括部隊＜応援・受援班＞）

県は、県内市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認められるときは、基本法第70条第３項に基づき、指定行政機関若しくは指定地方行政機関に対し、応急措置の実施を要請する。

また、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、基本法第 74 条の４に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

３　連絡要員の受け入れ（総括部隊＜応援・受援班＞）

県災対本部に国及び応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、各部隊は国及び応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

４　具体的な要請内容の検討（関係部隊）

各部隊は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

５　受援体制の構築（関係部隊）

各部隊は、三重県広域受援計画に基づき、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保し、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

国等を通じて海外からの支援の申し入れがあった場合、各部隊は、活動エリア・活動内容・期間について関係省庁及び関係機関と調整を行うとともに、必要に応じて通訳や翻訳作業を行うための人員を確保することとする。

それにあたり、各市町に対し、支援物資の受入れ及び避難所への供給体制の整備、自治体応援職員やボランティアの受入体制の整備を働きかける。

【三重県広域受援計画（令和５年３月修正）の構成】

第１章　総則
第２章　緊急輸送ルートに関する計画
第３章　救助・救急、消火活動に関する計画
第４章　医療・保健活動に関する計画
第５章　高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画
第６章　物資調達に関する計画
第７章　燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画
第８章　ボランティアの受入れに関する計画
第９章　自治体応援職員の受入れに関する計画

■市町が実施する対策

≪応援体制≫

１　三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

応援市町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の３第４項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

２　情報収集のための職員の派遣

各市町間の個別の応援協定等による応援を実施する応援市町は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

連絡要員は、応援市町と緊密に連絡を取りながら、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

３　応援内容の検討

応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を

行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

４　応援体制の構築

応援市町は、応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

また、応援要員の健康管理に十分留意するとともに、市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員をあらかじめ確保しておく。

応援活動の実施にあたっては、市町の応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

５　県外被災地への応援

三重県外における災害に対する応援（協定及び基本法第 74 条の３第４項）についても応援要請を受けた場合は、内容の検討を行い、応援体制の構築に努める。

≪受援体制≫

１　各協定等に基づく応援要請

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を期する。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

２　連絡要員の受入

被災市町災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

また、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

３　具体的な要請内容の検討

被災市町は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

４　受入体制の構築

被災市町は、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

また、要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

<<応援体制>>

(1) 各協定等に基づく応援要請の受理
(2) 情報収集のための職員の派遣
(3) 応援内容の検討
(4) 応援体制の構築
(5) その他必要な事項

<<受援体制>>

(1) 各協定等に基づく応援要請
(2) 連絡要員の受け入れ
(3) 具体的な要請内容の検討

(4) 受入体制の構築

(5) その他必要な事項

【三重県が締結している広域相互応援協定一覧】

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 （全都道府県）	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック幹事県 近畿ブロック幹事県	【ｶﾊﾞｰ(支援)県】
中部９県１市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県 長野県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県、滋賀県 名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック幹事県	【主たる応援県】 （太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位） １　福井県 ２　滋賀県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合	【ｶｳﾝﾀｰﾊﾟｰﾄ】 ・応援府県
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定		(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰの活用	・奈良県 ・和歌山県	・奈良県 ・和歌山県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、町村会 （県内全市町）	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	※県地方災害対策部及び応援市町	【県及び応援市町】

第６節　国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

(発災6)

【主担当部隊】：総括部隊（応援・受援班）

第１項　活動方針

○ 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、国等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
○ 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、災害対策要員を確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
従事命令等	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)
受援状況の進行管理	総括部隊 (応援・受援班)	【発災直後】 応援職員による活動が開始されたとき	・災害応急対策の実施状況 (各部隊)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊＜応援・受援班＞）

知事又は、県の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを内閣総理大臣に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 都道府県間の災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

次の各協定に基づく場合は、各協定書の規定に基づき行う。

① 中部９県１市災害応援に関する協定
（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市）

② 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合）

③　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定（三重県、奈良県、和歌山県）
④　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（各都道府県）

(4) 応援職員確保現地調整会議

大規模災害時には、県内に「応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。

(5) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

２　従事命令等（総括部隊＜応援・受援班＞）

知事は、基本法第 71 条第１項の規定に基づき、災害が発生した場合において、基本法第 50 条第１項第４号から第９号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、救助法第７条及び第８条の規定の例により、従事命令、協力命令を執行することができる。

なお、知事は、基本法第71条第１項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(1) 執行にかかる事務

従事命令等の執行の事務は、各法令を所管する部局担当課が実施する。

(2) 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取り消すときは、公用令書を交付する。

(3) 費用

知事が基本法第 71 条並びに救助法第７条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第 10 条に規定するところによりそれぞれ実費を弁償する。

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令により、災害対策に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族等に対し、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」に基づき損害を補償する。（三重県地域防災計画添付資料参照）

【参考１】基本法第 50 条第１項第４号から第９号までに掲げる事項

①　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
②　施設及び設備の応急の復旧に関する事項
③　廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
④　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑤　緊急輸送の確保に関する事項
⑥　①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告又は指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考２】基本法第 71 条第１項の規定による知事の権限

１　従事命令（救助法第７条関係）

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第４条）

①　医師、歯科医師又は薬剤師
②　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
③　土木技術者又は建築技術者
④　大工、左官又はとび職
⑤　土木業者、建築業者及びこれらの従事者
⑥　鉄道業事業者及びその従事者
⑦　軌道経営者及びその従事者
⑧　自動車運送事業者及びその従事者
⑨　船舶運航事業者及びその従事者
⑩　港湾運送事業業者及びその従事者

２　協力命令（救助法第８条関係）

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

３　受援状況の進行管理（総括部隊＜応援・受援班＞）

応援・受援班は、応援職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊を招集し、受援調整会議を開催する。

■市町が実施する対策

１　国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等

市町長又は、市町の委員会もしくは委員は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国又は他の都道府県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1) 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関に対して文書で行う。

(2) 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

(3) 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請

各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。

(4) その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

２　従事命令等

基本法第 71 条第２項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

３　受援状況のとりまとめ

応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 国及びその他の地方公共団体への職員派遣要請

(2) 従事命令等

(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜国及びその他の地方公共団体の対策＞

１　災害対策要員の確保

(1) 動員体制の確立

各機関の災害応急対策責任者は、災害時における動員体制を確立しておく。

(2) 機関相互の応援

応急体制に要する人員は、その機関において確保する。

第７節　災害救助法の適用 (発災7)

【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）

第１項　活動方針

○　災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害救助法の適用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居の被害状況(市町) ・法適用に関する市町の意向(市町) ・4号適用に必要な情報
災害救助法の運用	総括部隊 (総括班)	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・被害状況及び救助実施状況(関係部隊、市町)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　災害救助法の適用（総括部隊＜総括班＞）

(1) 適用可能性についての迅速な判断

災害発生後、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。

なお、適用時機を逃さないよう 4 号適用（(4)適用基準、イ適用基準④）による適用を積極的に検討する。

そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。

(2) 適用の決定

知事は、市町長からの被害状況等の報告もしくは要請を受け、「参考　市町別適用基準」に示す救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、当該市町長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

(3) 適用の手続き（フロー図）

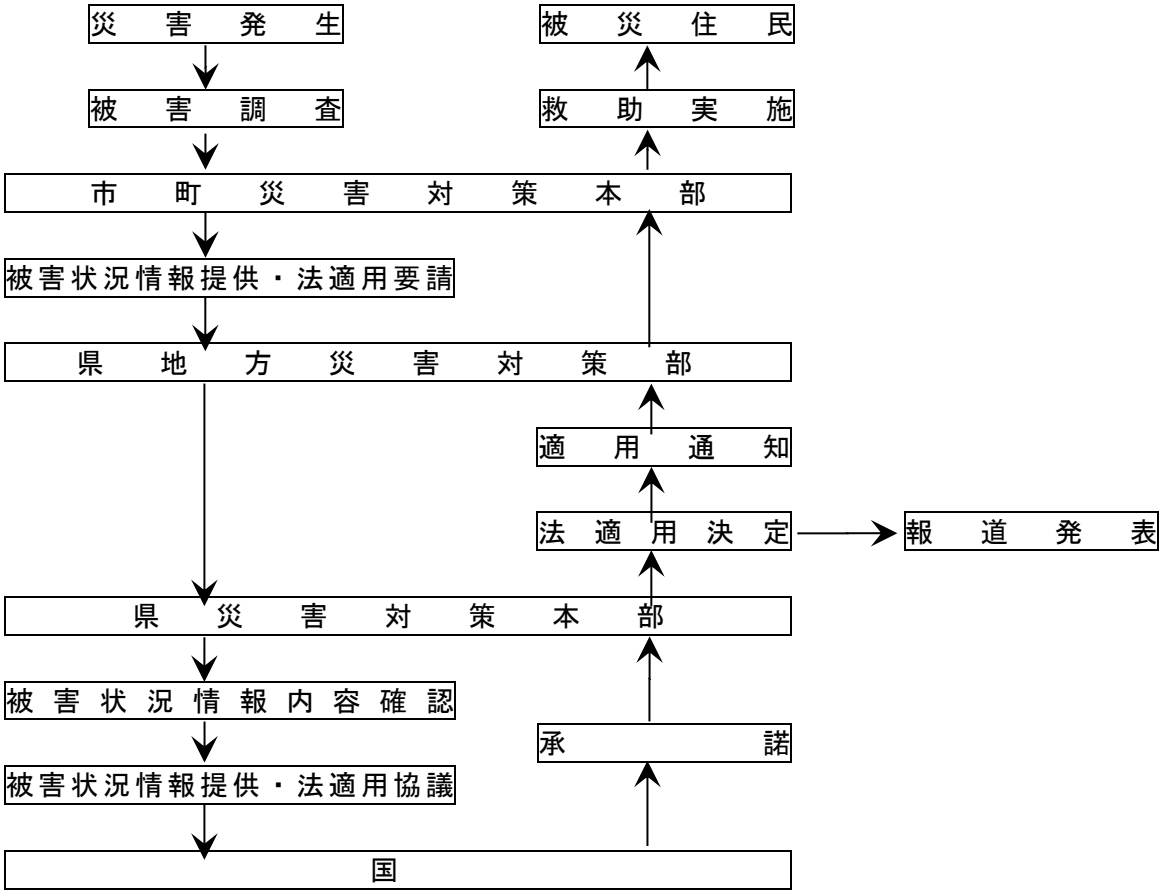

(4) 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第１条に定めるところによるが、県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

ア　適用の要件

① 災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。

② 救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。

③ 原則として同一の原因による災害であること。

イ　適用基準

① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第１条第１項第１号）。

② 県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第１条第１項第２号）。

③ 県の区域内において7,000 世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第１条第１項第３号）。

④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。（施行令第１条第１項第４号）。
（内閣府令で定める基準：内閣府令第２条第１項、第２項）
・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

⑤　災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき。（法第２条第２項）

(5) 被災世帯の算定基準

ア　住家の滅失等の認定

「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。

イ　住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

２　災害救助法の運用（総括部隊＜総括班＞）

(1) 救助法による救助の種類

①　避難所及び応急仮設住宅の供与
②　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④　医療及び助産
⑤　被災者の救出
⑥　被災した住宅の応急修理
⑦　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑧　学用品の給与
⑨　埋葬
⑩　死体の捜索及び処理
⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※　(1)の⑦にいう生業資金の貸与等については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていない。

(2) 実施責任者

災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。

なお迅速な救助の実施するため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市町に事務委任する。

また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委任する場合がある。

(3) 経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

① 県の支弁　：　救助に要する費用は県が支弁する

② 国庫負担　：　①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

③ 市町負担　：　災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

■市町が実施する対策

１　災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

市町長は、災害が「参考　市町別適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請する。

また、市町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議する。

２　救助の実施

市町長は、知事が救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行う。

３　経費の支弁及び国庫負担

災害救助法が適用になった場合の費用負担については、次のとおりである。

① 県の支弁　：　救助に要する費用は県が支弁する

② 国庫負担　：　①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される

③ 市町負担　：　災害救助法による救助の種類・程度の範囲外の部分は市町が負担する

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1)　災害救助法の手続き

(2)　救助の実施内容

(3)　その他必要な事項

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第１節　緊急の交通・輸送機能の確保（発災8）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
警察部隊

第１項　活動方針

○　南海トラフ地震発生後は、県内で甚大な被害が想定されるため、防災活動の拠点となる広域防災拠点や災害拠点病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。
○　津波災害が想定される場合の沿岸部からの避難路確保のための交通規制等を的確に行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
道路交通情報・被害情報の収集	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 警察部隊	【発災1時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等(道路管理者等)
道路パトロールと緊急時の措置	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災 12 時間以内】 発災後速やかに	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)
緊急輸送道路等の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班)	【発災 24 時間以内】 緊急輸送道路等の確保体制が整い次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)
交通規制の実施（緊急交通路の指定）	警察部隊	【発災 24 時間以内】 緊急交通路の通行可能が確認でき次第	・県内の被災状況や道路情報(関係機関等)
海上航路の確保	社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班)	【発災3日以内】	・県内港湾・漁港の被災状況

＜津波災害対策＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波からの避難路の確保にかかる交通規制	警察部隊	【発災直後】 津波からの住民の避難行動が見込まれた時点	・津波警報等(気象庁)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　道路交通情報・被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

(1)　監視用テレビカメラ等による道路情報等の収集

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、主要交差点の監視用テレビカメラ、ヘリコプターテレビシステムや（一社）三重県警備業協会と構築した「情報連絡システム」を活用するほか、広域緊急援助隊先行情報班を投入することにより、道路の被害状況、信号機等交通安全施設の被害状況、交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。

(2)　国や市町、民間事業者等からの道路情報等の収集

県内の道路の被害状況の情報収集にあたっては、県管理道路の情報以外に、国や市町が管理する道路情報、(一社) 三重県建設業協会が構築した情報共有システムにおける道路情報、その他道路情報を提供している民間事業者からの情報収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

(3)　道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、社会基盤対策部隊において道路情報の一元化を図る。

２　道路パトロールと緊急時の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、パトロール員等の安全確保を優先することを前提とした上で、県が管理する道路の道路パトロールと緊急時の措置については、次により行う。

(1) 道路パトロール

道路パトロールについては、各建設事務所が実施する。

ア　道路パトロールの体制

建設事務所長は必要な職員を参集させパトロールを実施する。また、緊急時の措置を行うための体制を整える。

イ　道路パトロールの実施箇所

地震・津波発生時の道路パトロールは、緊急輸送道路及び三重県地域防災計画添付資料に掲載の道路注意箇所（道路防災点検要対策箇所のうち未対策箇所）を標準として行う。

(2) 道路パトロール時における緊急時の措置

ア　応急対策

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険を防止するための簡単な障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ　緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設事務所にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。

ウ　住民等への周知

前記の災害が附近の住民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

３　緊急輸送道路等の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図る。

(1)　道路啓開方針の決定及びそれに基づく実施

緊急輸送道路等が障害物等により安全に通行できない場合は、「中部版くしの歯作戦」、「三重県広域受援計画」に基づき道路啓開方針を決定し、建設業協会等関係機関の協力により道路啓開を実施する。

(2) 災害時における車両の移動等

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは以下の規定に基づき、当該車両等の移動を行う。

（基本法第 76 条の６第１項）

道路管理者等は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(3)　応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路等が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

（緊急輸送道路の指定等については、「第２部　第４章　第１節「緊急輸送体制の整備」に記載）

４　交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉（警察部隊）

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行う。

(1) 交通規制方針

交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、次の方針により実施する。

① 緊急交通路の迅速な確保
② 被災状況により、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限
③ 被災地域への一般車両の流入制限
④ 道路障害及び交通状況を把握して、通行の禁止、迂回路の指示等危険防止及び混雑緩和の措置を執る。

(2) 交通規制の実施要領

大規模災害等の発生に際しては、次の交通規制等を実施する。

ア　道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく警察署長等の交通規制

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路や浸水区域への流入抑制を図る。

イ　基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第１項に基づき必要な交通規制を実施する。

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行う。

ウ　道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、更に交通規制の必要があると認めるときは、上記交通規制を解除し、改めて公安委員会の権限に基づく車種、時間等を指定した車両の通行を禁止又は制限する。

エ　その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者等が実施するが、警察本部においても、必要に応じて危険防止のための交通規制を実施する。

オ　交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において県災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

(3) 路上放置車両等の移動等

基本法により交通規制を実施した通行禁止区域等において路上放置車両等が通行の障害となった場合は、以下の規定に基づき移動等の措置を取って輸送機能等の確保を図る。

（基本法第 76 条の３第１項）
警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。２　前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4)　交通信号機等交通安全施設の機能確保

① 交通信号機の停電について、自動起動型信号機電源付加装置が整備済の交通信号機については、同装置により対応する。

② その他交通安全施設について、特別点検、修理等応急対策を実施する。

(5)　（一社）三重県警備業協会に対する警備員の出動要請

緊急交通路の確保が警察等の公的機関のみでは十分に行えない場合は、「災害時における緊急交通路の確保等に係る警備業務に関する協定」に基づき（一社）三重県警備業協会に警備員の出動を要請する。

(6) 津波災害時の交通規制にかかる警察官の安全確保

津波からの避難指示が出され、沿岸部からの多数の避難者の避難路を確保するための交通規制を実施するにあたっては、津波の到達時間予測等に基づき、規制にあたる警察官の安全を確保する。

(7) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(緊急通行車両等)とする。

緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、

各警察署、災害時に設置される交通検問所、県災対本部または地方部において以下のとおり行う。

また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。

ア　緊急通行車両確認証明書の交付申請手続き

災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。

また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。

イ　緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

（事前届出制度等については、第２部第４章第１節「輸送体制の整備」に記載）

５　海上航路の確保（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

海上輸送を行うための航路を確保するため、海上輸送の拠点となる耐震強化岸壁を有する港湾・漁港を中心に、港湾・漁港の状況を把握し、航路啓開を実施する。なお、活動内容については「三重県広域受援計画」等に基づくものとする。

■市町が実施する対策

１　道路パトロールと緊急時の措置

「＜県が実施する対策＞２　道路パトロールと緊急時の措置」に準ずる。

２　緊急輸送道路等の確保

「＜県が実施する対策＞３　緊急輸送道路等の確保」に準ずる。

３　交通規制

⑴ 路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「＜県が実施する対策＞４交通規制の実施⑶路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行う。

ただし、消防吏員の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

【市町地域防災計画記載検討項目】

⑴ 道路被害情報の収集
⑵ 交通規制に関する措置
⑶ 道路の応急復旧等（緊急啓開路線、啓開活動等）
⑷ その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊の対策＞

１　路上放置車両等に対する措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、「＜県が実施する対策＞４(3)路上放置車両等の移動等」で、警察官の取ることのできる措置を行うことができる。

ただし、自衛官の取った措置については、直ちに所轄警察署長に通知しなければならない。

２　応急対策の実施

緊急輸送道路の確保にあたり、県、市町、中部地方整備局において対応が困難な場合、要請に基づき当該箇所の道路啓開又は応急復旧工事を行う。

＜中部地方整備局、近畿地方整備局の対策＞

１　状況の把握

道路施設及び港湾施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施する。また、ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努める。

被害状況等の把握､応急復旧や二次災害の発生､拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努める。

２　緊急輸送道路等の機能確保

ア　津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するためのくしの歯ルートを最優先に道路啓開する。

イ　緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ　収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

オ　措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

３　情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報について、関係機関へ提供するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報を提供するほか、道路情報板、道路情報提供システム等により周知する。

４　応急対策の実施

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路を早期に確保する。

また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努める。

航路についても、必要に応じて航路啓開を実施し、早期の航路確保に努める。

５　排水作業の実施

津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため、排水作業を行う。

＜中日本高速道路株式会社の対策＞

１　災害対策活動の実施

(1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　施設・設備等の被害状況の把握
②　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
③　県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2)　被害情報の収集

管理区域にかかる高速道路の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等により施設の被害状況を把握する。

(3)　通行規制の実施

通行車両の安全確保又は緊急輸送機能の確保等のため、必要に応じ適切な通行規制を行う。

(4)　利用者等に対する広報

通行規制を実施した場合は、中日本高速道路株式会社は道路情報板及びインターネット等により利用者等に対して広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

２　応急復旧対策の実施

被害箇所において速やかに通行可能となるよう復旧作業を実施する。

緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低１車線の確保を行う。

＜その他道路管理者の対策＞

１　道路パトロールと緊急時の措置

「＜県が実施する対策＞　２　道路パトロールと緊急時の措置」に準じる。

２　緊急輸送道路等の確保

「＜県が実施する対策＞　３　緊急輸送道路等の確保」に準じる。

３　交通マネジメント

応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、国、県、警察、交通関係機関等で構成される「三重県災害時交通マネジメント検討会」を組織し、交通マネジメント施策の協議、調整を行う。

構成員は相互に協力し、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需要マネジメント
自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

＜海上保安庁、港湾管理者の対策＞

１　海上航路の確保

「＜県が実施する対策＞５　海上航路の確保」に準ずる。

２　船舶交通の整理、指導

海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

３　船舶交通の制限等

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

４　必要な措置

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

５　水路の安全確保

水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

６　航路標識の保全

航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

＜自動車運転者がとるべき行動＞

１　大地震発生時の行動

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は以下の行動を講じるとともに、原則として徒歩で避難する。

① 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。
② 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
④ やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しない。
⑤ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策活動の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

２　交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

①　速やかに車両を次の場所に移動させる。

a　道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、当該道路の区間以外の場所

b　区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路以外の場所

②　速やかな移動が困難な時は、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

③　警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

■参　　考

１　基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示

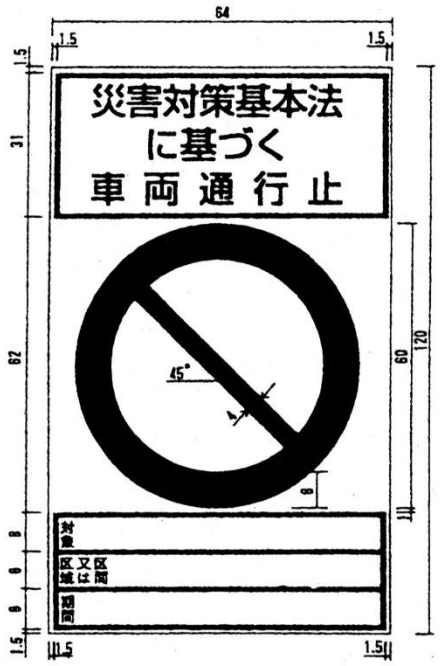

２　基本法施行令第 32 条第２項に基づく緊急通行車両の標章

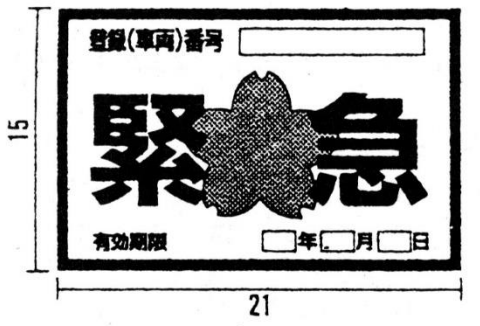

第２節　水防活動（発災9）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）

第１項　活動方針

○　地震後の河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
監視、警戒体制の整備	社会基盤対策部隊（農林水産対策班、公共土木対策班）	【発災3時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体（市町） ・県水防支部（各建設事務所）
応急復旧工事の実施	社会基盤対策部隊（農林水産対策班、公共土木対策班）	【発災 24 時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・水防管理団体（市町） ・県水防支部（各建設事務所）

＜津波災害対策＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
必要な箇所の門扉開閉操作	社会基盤対策部隊（農林水産対策班、公共土木対策班）	【発災1時間以内】 水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・津波警報、潮位情報等（気象台）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　必要な箇所の門扉開閉操作（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

水門、堰堤等の管理者（操作責任者）は、津波警報等の発表を確認次第、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

ただし、津波等により操作員の安全が確保できない場合はこの限りではなく、避難をすることを優先する。

２　監視、警戒体制の整備

地震発生に伴い、海岸保全施設へ津波が押し寄せるとともに、河川を遡上すること等が想定されることから、水防活動の実施にあたっては、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、水防作業員等の安全確保を優先することを前提とした上で、以下の対策を実施する。（推進計画）

(1)　巡視（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河

川・海岸堤防等を巡視するものとし、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求める。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができ得るよう水防管理団体を指導する。

(2) 非常警戒（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

県水防支部は前項の報告を受けたときは、直ちに県水防本部に報告し、処置を求めるとともに、常に適切な水防活動ができるよう水防管理団体を指導する。

３　応急復旧工事の実施（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、でき得る限り被害の増大を防止するとともに、施設管理者は二次災害の発生を抑止するため、早期に応急復旧工事を行う。

■市町が実施する対策

１　必要な箇所の門扉開閉操作

「＜県が実施する対策＞１必要な箇所の門扉開閉操作」に準ずる。

２　監視、警戒体制

(1) 巡視、非常警戒

「＜県が実施する対策＞２(1)巡視、(2)非常警戒」に準ずるが、監視・観測機器の設置にも努める。

(2) 水防組織

水害防止のための情報収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達については、地域の避難行動要支援者への周知に留意するとともに、その内容や連絡体制等について明確にしておく。

(3) 災害発生直前の対策

水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に要配慮者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じること。

３　応急復旧

「＜県が実施する対策＞３応急復旧工事の実施」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 必要な箇所の門扉開閉操作
(2) 監視、警戒体制の整備
(3) 水防組織（県水防計画に準じて、災害に即応できる有効かつ適切な水防体制の確立）
(4) 災害発生直前の対策（水防上危険と思われる箇所についての水防活動の実施や水門等の適切な操作など）
(5) 応急復旧工事の実施
(6) その他必要な事項

第３節　ライフライン施設の復旧・保全(発災10)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、水道・工業用水道班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第１項　活動方針

○ 県管理の水道、工業用水道施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○ 被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・施設の被害状況（水道事務所、流域下水道事務所）
施設の応急対策活動	社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班、公共土木対策班）	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・施設の被害及び復旧状況（水道事務所、流域下水道事務所）
市町水道施設応急復旧活動支援	被災者支援部隊（水道応援班）	【発災 24 時間以内】 応援要請があり次第速やかに	・市町水道施設被害状況及び要請情報（市町）
電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	【発災 24 時間以内】 応援要請があり後速やかに	・電気・通信施設被害状況及び要請情報（電力事業者・通信事業者）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

【水道】

１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

水道施設は、都市が活動していくうえでの基幹的施設であり、住民の生活に一日も欠かせない施設であるとともに、大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しているため、地震災害による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1)　被害状況の把握等

発災後、県が管理する水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたる。

(2)　応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。（推進計画）

(1) 応急復旧体制の確立

水道施設の被害の状況により、受水市町の対策本部と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。

(2) 情報連絡体制の確保

発災後の混乱した状況下では一般的な通信手段の使用が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4) 応援要請等

「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」、「近畿２府５県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5) 施設に関する情報共有

水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等を受水市町と情報共有を図る。

(6) 応急復旧の実施

水道施設の被害状況を速やかに把握するとともに、その状況に基づく適切な応急復旧体制及び応急復旧計画を確立して、被害箇所の応急復旧を行い、施設機能の迅速な回復に努める。

３　市町水道施設応急復旧活動支援（被災者支援部隊<水道応援班＞）

市町から「三重県水道災害広域応援協定」に基づく水道施設の応急復旧にかかる応援要請があった場合には、企業庁に対して応援要請指示を行い、企業庁は可能な範囲で応援活動を行う。

【工業用水道】

１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

工業用水道は、産業がその生産活動を行ううえで、不可欠な基礎的生産要素である。万一、震災等により管路施設に予期せぬ被害を受けると、工場への給水がストップし、火災等を誘発するおそれがあるほか、漏水事故等による二次災害の発生も予想される。こうした事態に迅速に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努める。

(1)　被害状況の把握等

発災後、県が管理する工業用水道施設について、施設の損傷及び機能の確認にあたる。

(2)　応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

災害時における応急対策の円滑な推進にあたっては、応急連絡体制の確立、人員、車両、必要資機材等の確保並びに配備体制の整備を図る。

(1)　応急復旧体制の確立

工業用水道施設の被害の状況により、関係市町、受水企業と密接な連絡を保ちながら応急復旧活動を行う。

(2)　情報連絡体制の確保

発災後の混乱した状況下では一般的な通信手段の使用が不可能となることが予想されるため、県防災通信ネットワーク等を活用して応急連絡体制の確立を図る。

(3)　動員体制の確立

応急復旧に従事する人員の確保を図るため動員体制を確立する。

(4)　応援要請等

県企業庁の職員及び資機材で対応が困難な場合は、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール（日本工業用水協会）」等により他の公共団体に応援を求めるほか、資機材メーカーなどの関係会社等に協力を要請する。

(5)　施設に関する情報共有

工業用水道施設の被害状況、応急復旧の見通し、対応等状況を受水企業に情報提供する。

(6)　応急復旧の実施

工業用水道施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、一日も早く受水企業に給水する。

【下水道】

１　被害情報の収集（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

発災後、県が管理する下水道施設（処理場、管路等）について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

２　施設の応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、流域下水道管理者は公共下水道管理者に対し、流域下水道の使用制限の措置を講じる。

【電力・通信】

１　電力事業者・通信事業者施設応急復旧活動支援（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

被害の状況に応じて、一般送配電事業者が行う復旧作業に必要となる進入路上の支障となる樹木、土砂の障害物の除去などの啓開作業を行う。

■市町が実施する対策

【水道】

１　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

(1) 被害状況の把握等

発災後、市町水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

(2)　応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

２　施設の応急対策活動

(1)　応急復旧計画の策定

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

(2)　水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

(3)　住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

３　応援協定に基づく応急復旧活動

(1)　市町等による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、被災市町は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、被災市町水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。

③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

⑤ ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2)　他の都道府県等への応援要請

県内の市町等のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県等への応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

【下水道】

１　被害情報の収集

発災後、市町が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

２　施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者及び集落排水管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

⑴ 被害情報の把握
⑵ 関係機関、関係団体等との連絡体制
⑶ 復旧活動
⑷ 応急復旧の調整
⑸ その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

＜電気事業者が実施する対策＞（推進計画）

１　災害対策活動の実施

⑴ 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

① 関係部署等への情報伝達体制の確保
② 施設・設備等の被害状況の把握
③ 県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④ 県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

⑵ 情報収集

地震発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

⑶ 利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

２　復旧方針

① 大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
② 発変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
③ 送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

３　広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

＜都市ガス事業者が実施する対策＞（推進計画）

１　災害対策活動の実施

(1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　関係部署等への情報伝達体制の確保
②　施設・設備等の被害状況の把握
③　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④　県災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2)　情報収集

地震発生時においては、ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回点検等によりガス設備の被害情報を把握する。

(3)　緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回点検を行い、主要なガス設備及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

(4)　ガス供給停止の判断

①　地震が発生した場合、以下に揚げるような大きな災害が確認されたブロックでは即時にガス供給を停止（第１次緊急停止）する。
　a　複数の地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
　b　製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

②　地震が発生した場合、地震計のＳＩ値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第２次緊急停止）する。
　a　道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
　b　ガス漏洩通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

(5)　緊急連絡体制

地震発生の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧にかかる情報連絡や救援要請を関係機関に行う。

(6)　利用者等に対する広報

都市ガス事業者は、災害によってガス供給に支障を来した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

２　復旧対策活動の実施

(1)　応急復旧対策

早期にガス供給施設を復旧させるため、被災箇所に安全対策を講じる等の応急復旧工事を行い、供給可能な地域からのガス供給に努める。

(2)　本復旧対策

都市ガスの安定した供給を図るため、できる限り早期に被災施設の本復旧工事を行う。

＜ＬＰガス販売事業者が実施する対策＞（推進計画）

１　緊急対策

①　協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。

②　ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。

③　ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

④　その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。

⑤　安全確認後、早期ガス供給を開始する。

２　中期対策

①　危険箇所からの容器の引上げ

②　緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給

③　避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給

④　一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給

３　「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づくＬＰガスの供給

「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づき、県からＬＰガスの供給要請が　あった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜コミュニティガス事業者が対策＞（推進計画）

「＜都市ガス事業者の実施する対策＞及び＜ＬＰガス事業者の実施する対策＞」に準ずる。

＜固定通信事業者が実施する対策＞（推進計画）

「第1章　第2節　通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　固定通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜移動通信事業者が実施する対策＞（推進計画）

「第1章　第2節　通信機能の確保　＜その他防災関係機関が実施する対策＞　移動通信事業者の実施する対策」に準ずる。

＜鉄道事業者が実施する対策＞（推進計画）

１　地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

２　災害対策活動の実施

⑴　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　関係部署、駅、列車等への情報伝達体制の確保

②　施設、旅客等の被害状況の把握

③　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

④　県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2)　旅客等に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

①　災害の規模
②　被害範囲
③　被害の状況
④　不通線区
⑤　開通の見込み等

(3)　救護、救出及び避難

①　駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
②　災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
③　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4)　代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

①　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送
②　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5)　応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

(6)　利用者に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者（バス事業者）が実施する対策＞

１　地震時の運転規制

地震発生時及び津波警報等発表時には、あらかじめ定める運転基準等に基づき運転規制等を実施するとともに安全確認を行う。

２　災害対策活動の実施

(1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

①　関係部署、車両等への情報伝達体制の確保
②　施設、乗客等の被害状況の把握
③　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
④　県災対本部、関係機関等への被害状況、運行状況等の報告

(2)　乗客等に対する広報

災害時の乗客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、次の事項を乗客等に案内す

る。

① 災害の規模
② 被害範囲
③ 被害の状況
④ 不通区間
⑤ 開通の見込み等

(3) 救護、救出及び避難

① 車両等に救護及び救出に必要な器具等をあらかじめ整備する。
② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、最寄りの消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。
③ 災害により乗客等に多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 利用者に対する広報

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞やインターネットホームページ等により周知を図る。

(5) 鉄道の代替輸送

災害により鉄道事業者において運転不能線区が生じている場合は、鉄道事業者とあらかじめ定める方法により、バスによる代行輸送等を行う。

＜三重県石油商業組合が実施する対策＞

１　緊急対策

① 石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。
② 組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
③ 各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

２　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

第４節　公共施設等の復旧・保全(発災11)

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
警察部隊

第１項　活動方針

○ 県民の生命・身体の保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
○ 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
○ 被災者の生活基盤を確保する公共施設の迅速な応急復旧を行う。
○ 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第２項　主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	【発災１時間以内】 情報収集体制が整い次第	被害状況（社会基盤対策部隊、各市町、道路管理者等、防災関係機関（地域機関含む））
応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	【発災６時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	人員及び資機材確保状況（社会基盤対策部隊）
施設の復旧活動	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班） 警察部隊	【発災 24 時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	被害状況（社会基盤対策部隊）
施設における危険個所の周知	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）	【発災 24 時間以内】 危険箇所を確認次第	被害状況（社会基盤対策部隊）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　道路、橋梁にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、警察部隊）

(1)　被害情報の収集

「第１節　緊急の交通・輸送機能の確保　＜県が実施する対策＞　１道路交通情報・被害情報の収集」に準じて、緊急輸送道路を最優先とし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や県民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等を踏まえ、職員のほか、(一社) 三重県建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

⑶　施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては、「第１節　緊急の交通・輸送機能の確保」に基づき実施される、道路啓開及び応急復旧工事を勘案し、緊急交通路の確保を最優先して実施する。

緊急交通路の確保に引き続き、孤立地域の発生状況や県民生活に欠くことのできない重要な生活道路等、優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し、施設の復旧を図る。

⑷　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止め等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

２　港湾施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

⑴　被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

⑵　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

⑶　施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行う。

⑷　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を県民等施設利用者に周知する。

⑸　国への要請

被害の状況によっては、港湾法５５条の３の３に基づき、国による非常災害時の港湾施設の管理業務の実施を要請する。

３　漁港施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

⑴　被害情報の収集

地震による津波の発生が予想されることから、津波警報等や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。

⑵　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

⑶　施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

⑷　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

４　河川・海岸保全施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1)　被害情報の収集

「第２節　水防活動　＜県が実施する対策＞　２監視・警戒体制の整備」に準じ、被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか水防計画や建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

河川・海岸保全施設の復旧にあたっては、津波からの作業員等の安全確保等に十分配慮した上で、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

５　砂防設備・治山施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1)　被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防堰堤、治山ダム等設備の被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

砂防設備・治山施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

６　地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班、公共土木対策班＞）

(1)　被害情報の収集

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の被災状況を点検し、被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

施設管理者は、県管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか建設業者との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の復旧にあたっては、早期の機能回復を図るため、被災箇所の速やかな応急復旧を実施するとともに、余震等による被害の拡大を防ぐため、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて危険箇所等の応急工事を実施する。

(4)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な箇所や余震等で新たな被害が生じるおそれのある危険箇所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を施した上で、県ホームページ等を通じて危険箇所を関係市町、地域住民等に周知する。

７　農地及び農業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1)　被害情報の収集

農地及び農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　復旧活動

農地及び農業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

８　林業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1)　被害情報の収集

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

市町の応急復旧活動を支援するために必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

林業用施設の早期の機能回復を図るため、市町が実施する応急復旧活動を支援する。

９　漁業用施設にかかる応急復旧活動（社会基盤対策部隊＜農林水産対策班＞）

(1)　被害情報の収集

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

(2)　応急復旧に向けた人員及び資機材の確保等

応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3)　施設の復旧活動

漁業用施設の早期の機能回復を図るため、応急復旧の実施等必要な措置を講じる。

１０　土砂災害警戒区域等にかかる応急対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜対策班、情報班、広聴広報班＞）

(1)　被害情報の収集

地震発生後の余震等による土砂災害の発生や被害拡大を防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図るとともに、必要に応じ土砂災害防止法第 28 条に基づく緊急調査を実施する。

(2)　施設における危険箇所の周知及び避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、

適切な避難対策を実施する。

また、緊急調査により必要が認められたときは、同法第 31 条に基づく土砂災害緊急情報を市町に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、国土交通省に連絡し、土砂災害防止法第 29 条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を要請し、緊急調査により得られた情報を市町に随時提供する。

１１　要配慮者関連施設にかかる土砂災害対策活動（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜対策班、情報班、広聴広報班＞）

(1)　被害情報の収集

土砂災害警戒区域等に要配慮者関連施設がある場合、地震発生後の余震等により発災する土砂災害による被害拡大を未然に防ぐため、土砂災害警戒区域等の点検を行う等、的確な被害情報の収集を図り、土砂災害の危険性が高いと認められた場合は、速やかに市町に情報を伝達し、必要な避難対策の実施を促す。

(2)　危険地域立地施設の避難対策

土砂災害の危険性が高いと判断された地域にある要配慮者関連施設に対して、市町や自主防災組織、地域住民等が行う避難対策を支援するとともに、被害拡大防止のために必要な応急対策を速やかに実施する。

■市町が実施する対策

１　公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急復旧活動

(1)　市町道路、橋梁

「＜県が実施する対策＞１道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(2)　漁港施設

「＜県が実施する対策＞３漁港施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(3)　河川、海岸

「＜県が実施する対策＞４河川、海岸保全施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(4)　農業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。

特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、地震発生後、速やかに点検を行い、下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(5)　林業用施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、県災対本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災対本部に応援要請を行う。

(6)　漁業用施設

「＜県が実施する対策＞９漁業用施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1)　公共土木施設及び農林水産施設の応急復旧対策
- (2)　その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜道路管理者、港湾管理者、河川管理者、海岸管理者、海上保安庁の実施する対策＞

１　公共土木施設等にかかる応急復旧

(1)　道路、橋梁（道路管理者）

「＜県が実施する対策＞１道路、橋梁にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(2)　港湾施設（港湾管理者、海上保安庁）

「＜県が実施する対策＞２港湾施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

(3)　河川、海岸（河川管理者、海岸管理者）

「＜県が実施する対策＞４河川、海岸保全施設にかかる応急復旧活動」に準ずる。

第５節　ヘリコプターの活用（発災12）

【主担当部隊】：総括部隊（対策班）

第１項　活動方針

○ 南海トラフ地震等大規模地震発生後は、県内で甚大な被害が想定され、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じることから、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
被害情報の収集	総括部隊（対策班）	【発災１時間以内】 発災後速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班））
ヘリコプターの応援要請	総括部隊（対策班）	【発災１時間以内】 保有ヘリコプターが活動できない場合又は不足する場合速やかに	・各市町の被災状況 （総括部隊（情報班）） ・ヘリコプターの運航状況 （ヘリコプター保有機関）
活動拠点の確保	総括部隊（対策班）	【発災６時間以内】 ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・飛行場外離着陸場の被災状況（市町、各消防本部、各施設管理者）
各活動の実施	総括部隊（対策班）	【発災６時間以内】 被災状況とりまとめ、ヘリポート確保後速やかに	・救出救助要請 （各救助機関、市町） ・人員搬送要請（各部隊） ・物資搬送要請（各部隊）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　被害情報の収集（総括部隊＜対策班＞）

県防災ヘリコプターは市町等の要請に基づく運航が基本であるが、緊急を要する場合は、市町等の要請の有無に関わらず、出動し、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビ電送システムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

県警察ヘリコプターは、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビシステムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行う。

（「第１章　第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」＜県が実施する対策＞」に準ずる。）

２　ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜対策班＞）

県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、次の機関等に各ヘリコプターの応援要請を行う。

(1)　緊急消防援助隊

県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ緊急消防援助隊航空部隊を要請する。

(2)　相互応援協定に基づく応援要請

県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。

協定名称	締結先団体
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県
三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市

(3)　指定地方行政機関への要請

県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。

(4)　協定事業者への要請

協定名	締結相手方
航空機チャーターに関する協定	中日本航空株式会社
災害等緊急時におけるヘリコプター運航に関する協定 （近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の枠組で締結）	中日本航空株式会社 朝日航洋株式会社 四国航空株式会社 アカギヘリコプター株式会社 東邦航空株式会社 学校法人ヒラタ学園
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	日本ヘリシス株式会社

(5)　自衛隊への要請

上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。

３　活動拠点の確保（総括部隊＜対策班＞）

県は、ヘリコプターを活用することとなった場合、応援要請を行った各機関のヘリコプターの受入体制を整えるとともに、ヘリコプターの活動拠点を確保することとする。（推進計画）

(1)　ヘリベース（ＨＢ）

航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重県営鈴鹿スポーツガーデンを代替ヘリベースとして設定する。

ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者をおく。

(2)　フォワードベース（ＦＢ）

被災地近傍の場外離着陸場等で、離着陸、給油、人員の乗降、装備・物資等の積み降ろし可能な拠点を確保する。フォワードベースの運用にあたり、必要がある場合は、航空隊員（応援航空隊員を含む。）を派遣する。

(3)　航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用が想定される拠点を確保する。

(4)　ランディングポイント（ＬＰ）

上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。

(5)　航空燃料の確保

航空部隊の燃料補給基地は、原則として、津市伊勢湾ヘリポートとし、ヘリベース指揮者が燃料補給に関する協力を要請する。ヘリベースを伊勢湾ヘリポート以外に設置した場合及びフォワードベースを設置した場合は、総括部隊対策班とヘリベース指揮者が協議のうえ、航空燃料を確保する。

４　各活動の実施（総括部隊＜対策班＞）

県は、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。ヘリコプターの運用にあたっては、要請の優先度を判断した上で決定することとし、複数のヘリコプターを運用する場合には、その役割分担について調整を行う。

①　被災状況等の調査及び情報収集活動
②　救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
③　災害応急対策活動要員、資機材の搬送
④　被災者等の救出
⑤　救援物資等の搬送
⑥　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
⑦　その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

■市町が実施する対策

１　県防災ヘリコプターの応援要請

市町は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプターに関する支援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの支援要請を行う。

２　受入体制の構築

市町はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

【市町地域防災計画記載検討項目】

（1）県へのヘリコプターの応援要請手法
（2）ヘリコプターの受入体制
（3）その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜指定地方行政機関及び自衛隊が実施する対策＞

１　被害情報の収集

南海トラフ地震等による甚大な被害が想定される場合には、各機関の判断により、独自に情報収集を開始するとともに、県災対本部等、関係機関間での情報共有に努める。

２　要請に基づく活動

県災対本部から要請があった場合には、県災対本部と調整のうえ、必要な活動を実施する。

第３章　救助・救急及び医療・救護活動

第１節　救助・救急及び消防活動（発災13）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班、対策班、総務班）
警察部隊
三重県消防応援活動調整本部
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）

第１項　活動方針

○ 発災後、72 時間の救助・救急活動に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
○ 消防機関は、同時多発火災や延焼拡大から住民の生命・身体を保護する。
○ 発災後は、要救助者が多数発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする県民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急、消火活動にあたる。
○ 活動にあたっては、防災ヘリコプター等を有効に活用する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
各救助機関への部隊派遣要請	警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 総括部隊 (総括班)	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請(県、市町)
救助・救急及び消防活動の調整	総括部隊 (対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請(県、市町)
活動拠点等の確保	総括部隊 (対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部	【発災 12 時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、各施設管理者）
資機材の調達等	総括部隊 (対策班) 警察部隊 三重県消防応援活動調整本部 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）	【発災 12 時間以内】 県外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）

惨事ストレス対策	総括部隊 (総務班) 警察部隊	【発災 72 時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　各救助機関への部隊派遣要請

(1) 警察災害派遣隊に対する要請（警察部隊）

災害発生に伴って必要があると認めるときは、警察法第 60 条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の要請を行う。（推進計画）

(2) 緊急消防援助隊の要請等（三重県消防応援活動調整本部）

県は、近隣市町のみでは対応できず、県内他市町の応援が必要と認める場合には、三重県内消防相互応援協定による県内消防相互応援隊の編成・応援出動の指示を行う。

また、他都道府県の応援が必要と認める場合には、消防組織法第 44 条による広域応援要請等を行う。

その場合、県災対本部内に「三重県消防応援活動調整本部」を設置するとともに、要請手続き等については、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」により、活動体制を確保する。（推進計画）

(3) 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請（総括部隊＜総括班＞）

「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請」に基づき、実施する。（推進計画）

２　救助・救急及び消防活動の調整等（総括部隊＜対策班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部）

(1)　救助機関の活動調整

県は、防災ヘリコプター等により把握した県内の被害状況及び市町からの応援要請に基づき、部隊の効果的な運用や最重要地域の選定等について、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。なお、消防活動にかかる県外消防機関も含めた応援部隊の効果的な投入や展開地域の選定等については、三重県消防応援活動調整本部が消防庁と総合調整を行う。（推進計画）

(2)　ヘリコプター等の活用調整

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関が保有するヘリコプター及び船舶を有効に活用できるよう調整を行う。

(3)　救助関連情報の共有等

県は、救助機関の救助部隊が効果的かつ効率的な救助活動を実施できるよう、以下の対策を実施する。（推進計画）

① 各救助機関に対し、救助部隊の対処体制・状況並びに各救助機関が収集した災害情報の提供を求め、これらを集約するとともに、救助要請情報を中心に救助関連情報を整理・分析し、救助機関間で情報の共有を行う。

② 救助部隊を受け入れる市町と救助機関を仲立ちし、救助部隊の受入調整を行う。

３　活動拠点等の確保（総括部隊＜対策班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部）

県は、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、車両や資機材の留め置場、宿営等に関して、広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」として、救助部隊を受け入れる市町と調整して確保する。（推進計画）

４　資機材の調達等（総括部隊＜対策班＞、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するが、必要に応じ、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行う。

また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火用水供給について、情報提供を行う。

５　惨事ストレス対策（総括部隊＜総務班＞、警察部隊）

救助・救急活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、必要に応じて、精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■市町が実施する対策

１　救助・救急活動の実施及び調整

市町は、消防機関及び消防団等市町の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

２　消防活動の実施及び応援・受援

(1) 消火活動の実施

市町は、地震直後に発生することが想定される同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応する。

(2) 協定に基づく応援要請

市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

市町からの要請又は県からの指示があった市町は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

３　活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

４　資機材の調達等

必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

５　惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

⑴ 救助・救急及び消防活動の実施及び調整
⑵ 活動拠点等の確保
⑶ 資機材の調達等
⑷ 惨事ストレス対策
⑸ その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜自衛隊が実施する対策＞

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

＜海上保安庁が実施する対策＞

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。
また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第２節　医療・救護活動 (発災14)

【主担当部隊】: 総括部隊（対策班）
保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班）

第１項　活動方針

○ 南海トラフ地震が発生した場合に、急性期から中長期にわたる円滑な医療・救護活動を展開する。
○ 発災後は、災害拠点病院、災害医療支援病院等をはじめとして人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
○ 高齢者、障がい者等の要配慮者支援をふまえた、医療・保健・福祉の連携を図る。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
医療情報の収集・共有	保健医療部隊（情報収集・分析班）	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医療・救護活動	総括部隊（対策班） 保健医療部隊（医療活動支援班）	【発災後3時間以内】 DMATや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	医療機関、医師会、保健所等、市町、
医薬品等の確保	保健医療部隊（医療活動支援班）	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 （医薬品等備蓄所）
医療施設の応急復旧	保健医療部隊（医療活動支援班）	【発災後 24 時間以内】 医療施設の被災を確認後速やかに	医療施設の被災情報（市町・医療機関）
保健医療福祉調整本部の機能の強化	保健医療部隊（情報収集・分析班）	【発災後 3 時間以内】 ＤＨＥＡＴの派遣が必要と見込まれたと時点	保健所

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　医療情報の収集・共有

(1) 医療情報の収集・共有（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用し、医療機関の被災状況や負傷者等の収容状況等を把握し、医療救護活動に対する迅速で的確な医療情報の収集を行うが、通信手段が途絶して医療機関の被災状況が把握できない場合は、現地確認を行う。

また、保健所等による現地確認と、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）・警察・消防・自衛隊等が自らの活動において収集した情報等の共有により把握した医療機関の被災状況については、その情報を関係機関の間で共有する。

収集した情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ統括者の助言を

得て、ＤＭＡＴ・ＤＰＡＴや医療救護班の派遣要請を検討する。

なお、保健医療活動チームの派遣調整、情報連携等は、県災対本部保健医療部隊が兼ねる県保健医療福祉調整本部において総合調整を行う。

⑵ ＳＣＵの状況確認（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）候補地の使用の可否を把握し、使用できない場合は、代替候補地の状況を把握する。

２　医療・救護活動

⑴ ＤＭＡＴ派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア　三重ＤＭＡＴの派遣

被災地において、医療の必要があるときは、知事は、三重ＤＭＡＴを派遣する。

なお、ＤＭＡＴの派遣要請を行うかどうかを判断する際には、災害医療コーディネーター又は統括ＤＭＡＴの助言を得て行うことができる。

イ　日本ＤＭＡＴの派遣要請

被害が甚大で、三重ＤＭＡＴのみの対応では医療の提供が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へ日本ＤＭＡＴの派遣を要請する。

ウ　ＤＭＡＴの活動調整

県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置したＤＭＡＴ調整本部において、統括ＤＭＡＴ等がＤＭＡＴの活動調整を行う。

また、ドクターヘリ調整部を設置し、対策班にリエゾンを派遣し調整を行う。

⑵　医療救護班の派遣及び配置調整（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

ア　医療救護班の派遣要請

発災後２日から１週間程度を過ぎても災害医療体制を継続する必要がある場合に、県は、医療救護班の編成協力機関に派遣を要請する。

イ　地方部による派遣調整

地方部は、市町から医療救護班の派遣依頼があれば、管内において医療救護班の派遣調整を行い、これによっても医療の提供が不足するときは、県災対本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

ウ　医療救護班の派遣

県は、地方部からの要請又は県災対本部において必要を認めたときは、医療救護班の派遣を行う。

なお、県は、必要に応じて、医療救護班でなくＤＭＡＴを派遣することもできる。

エ　国及び他都道府県への派遣要請

県は、ウによっても救護活動が不足するときは、国及び他都道府県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

オ　その他

医療救護班の配置調整については、災害医療コーディネーター等の支援、助言を得て行うことができる。また、県内における医療救護班の連絡体制については、県保健医療福祉調整本部で調整する。

⑶　患者搬送及び収容の調整（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、災害拠点病院等へ搬送し、医療を実施できるように調整する。

救急車等による搬送が困難な場合は、総括部隊と調整のうえ、搬送手段の確保に努める。

(4)　ＳＣＵの設置及び運営（総括部隊＜対策班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞）

広域医療搬送及び隣県等との調整により行う地域間搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にＳＣＵの設置を決定し、災害拠点病院のＤＭＡＴと協力してＳＣＵを設置する。また、協定書等に基づき医薬品や医療資器材等の供給を実施する。

ＳＣＵの設置について、内閣府へ報告した後、国が作成する広域医療搬送計画に基づき、関係機関と調整のうえ、県外への患者搬送を実施する。

ＳＣＵ本部においては、医療機関だけでなく、搬送機関と協力して、円滑な広域医療搬送が行えるよう連携して取り組む。

(5)　透析患者の対応（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

透析医療の情報については、「＜県が実施する対策＞　1.医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、移送及び宿泊施設の確保を行う。

それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。

(6)　船舶の利用（総括部隊＜対策班＞）

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県は、知事又は市町長の要請に基づき、海上自衛隊及び第四管区海上保安本部に対し、所有船舶の供用を要請する。

(7)　精神保健支援・ＤＰＡＴの派遣（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

精神保健支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置するＤＰＡＴ調整本部を中核とし、保健所が市町等と連携し、必要な箇所で被災者の救護活動を行うとともに、必要に応じ精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等からなる災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を被災地へ派遣する。

ア　三重ＤＰＡＴの派遣

被災地において、精神科医療・精神保健活動の必要があるときは、知事は三重ＤＰＡＴを派遣する。

イ　他自治体ＤＰＡＴの派遣要請

被害が甚大で、三重ＤＰＡＴのみの対応では精神科医療・精神保健の提供が不足すると想定されるときは、知事は厚生労働省へＤＰＡＴの派遣を要請する。

ウ　ＤＰＡＴの活動調整

県災対本部保健医療部隊内に設置したＤＰＡＴ調整本部において、ＤＰＡＴ総括者等がＤＰＡＴ派遣及び他自治体ＤＰＡＴ派遣要請ほか、ＤＭＡＴとの連携に関して調整を行う。

(8) 災害時こころのケア活動（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

被災者のこころのケアについては、発災初期は、ＤＰＡＴ調整本部を中心に活動を行い避難所等の支援を展開する。発災後中長期においては、段階的に地域の精神保健活動に引継ぐ。

(9) 小児・周産期リエゾンの要請

小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。

ア　三重県小児・周産期リエゾンの招聘

被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重小児・周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。

イ　他県との調整

被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、小児・周産期リエゾンは他都道府県の小児・周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。

３　医薬品等の確保（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1)　医薬品・衛生材料等の調達・分配

県は被災地から要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地の医療機関等へ分配するとともに、被災地外の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の確保のための調整を行う。

また、必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品等の提供の要請を行う。

各保健所においては、所轄市町の医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う。

(2)　援助物資の活用

国及び他府県から提供された援助物資（医薬品等）については、あらかじめ定める集積場所に集め、医療機関及び避難所等へ分配する。

(3)　輸血用血液製剤の確保

災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、三重県赤十字血液センターと緊密な連絡を取りつつ、輸血用血液製剤の確保に努める。必要量の確保が県内で困難な場合においては、国及び他府県等に対して血液製剤の移入を要請する。

また、必要な血液量を確保するため、広く県民に献血協力を要請する。

４　医療施設の応急復旧（保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1)　公共病院診療所施設応急復旧計画

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として早期に応急復旧を図るよう努める。

(2)　指定医療機関応急復旧計画

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める指定医療機関の指定病床の災害については、迅速に対応し、応急復旧を図るが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置し、早期に応急復旧を図るよう努める。

(3)　応急復旧用物資の優先供給

医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼する。

５　保健医療福祉調整本部の機能の強化（保健医療部隊＜情報収集・分析班＞）

(1)　災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の派遣

被災保健所からの要請、または保健医療部隊で検討を行い必要と判断した場合は、統括ＤＨＥＡＴの助言を得て、知事は厚生労働省へＤＨＥＡＴの派遣を要請する。

■市町が実施する対策

１　医療情報の収集・共有

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況等の情報を、迅速に把握、共有に努める。

２　医療・救護活動

(1) 救護所の設置

市町長は、被災状況に応じて、救護所の設置を行い、災害拠点病院や郡市医師会等へ医師や医療救護班の派遣を要請する。

住民に対して、救護所の設置場所についての広報を行う。

なお、救護所においては、医療のトリアージや応急処置を行う。

また、避難所の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難所に救護所を併設することもある。

(2) 医療救護班の派遣による実施

「＜県が実施する対策＞２(2)医療救護班の派遣及び配置調整」に準ずる。

市町長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、当該地域の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施する。

(3) 医療機関による実施

市町長は、救護所の設置もしくは医療救護班が到着するまでの間に、被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容

消防機関は、知事又は市町長から要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送する。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第５章　第１節　緊急輸送手段の確保」により応急的に措置する。

また、市町長等は、緊急性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対しヘリコプターの派遣要請ができる。

３　医療施設の応急復旧

「＜県が実施する対策＞４医療施設の応急復旧（１）及び（２）」に準ずるほか、人工透析には大量の水が必要なことを認識し、透析施設への優先的な給水を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 救護班の編成
(2) 救護所の設置候補場所
(3) 災害拠点病院、災害医療支援病院等との連携体制
(4) 患者の搬送体制
(5) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜医療機関が実施する対策＞

１　医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法による。

① 被災地の医療機関は、病院施設、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。
② 患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。
③ 医療救護班の編成協力機関は、災害発生直後において、知事又は市町長からの派遣要請を待たなくても、自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。
④ 医療救護班の編成を行う各協力機関の責任者は、あらかじめ班員の招集方法を定め、常時派遣できる体制を整えておく。

２　患者搬送及び収容

「＜市町が実施する対策＞２(4)患者搬送及び収容」に準ずる。

＜日本赤十字社三重県支部の対策＞

１　医療及び助産の実施方法

① 日本赤十字社三重県支部は、県の要請により伊勢赤十字病院の救護班等を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害の状況に応じて独自の判断で医療救護活動を行う。
② 救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めにより、医療救護活動を行う。

＜赤十字奉仕団の対策＞

災害発生時において、日本赤十字社三重県支部は、赤十字奉仕団に協力を要請する。

＜三重県歯科医師会の対策＞

１　口腔のケア

被災者の口腔内環境の変化に関して、歯科医師、歯科衛生士等により、必要な箇所で被災者の口腔ケア活動を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取する。

第４章　避難及び被災者支援等の活動

第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 (発災15)

【主担当部隊】:　総括部隊（総括班情報班、対策班、広聴広報班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班、農林水産対策班）
救援物資部隊（物資活動班）
被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）
警察部隊

第１項　活動方針

○ 津波警報等に基づく避難の指示等が市町長から出された場合は、あらゆる手段を尽くして住民への広報に取り組む。
○ 県内市町や近隣府県と協力して広域的な避難対策に取り組む。
○ 要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、各部隊(班)が連携して市町の避難所の開設・運営を支援する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難の指示等	総括部隊(総括班、広聴広報班) 社会基盤対策部隊(公共土木対策班、農林水産対策班) 警察部隊	【発災直後】 市町の避難指示等発表後速やかに	・避難指示等(市町)
被災者の大規模避難対策	総括部隊 (対策班)	【発災3時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 (市町)
避難所の開設及び運営支援	総括部隊(情報班、対策班) 施設管理者 救援物資部隊(物資活動班) 被災者支援部隊(避難者支援班、応急住宅班)	【発災6時間以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・避難所の支援要請情報 (市町)

＜津波災害対策＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波警報発表時等の緊急の避難情報の伝達	総括部隊(総括班)、警察部隊	【発災直後】 相応規模の津波が発生する可能性を認知した時点	・津波警報等相応規模の津波の襲来を予見させる情報(気象庁＜津地方気象台＞)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　避難の指示等

(1) 市町長が指示できない場合の知事の措置（総括部隊＜総括班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、市町長が避難の指示等を行うことができなくなったときは、市町長に代わって知事が指示等を行う。

(2) 地すべり等防止法に基づく知事の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班、農林水産対策班＞）

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要な区域の住民に避難を指示する。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（地すべり等防止法第 25 条）。

(3) 警察官の措置（警察部隊）

① 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき、警察官は、避難の指示を行う。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第 61 条）

② 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させる。この場合、その旨を公安委員会に報告する。（警察官職務執行法第４条）

③ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、市町長等が現場にいないとき、又は市町長等から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定する。この場合、直ちにその旨を市町長に通知する。（基本法第 63 条第２項）

(4) 放送事業者を活用した避難指示等の広報（総括部隊＜広聴広報班＞）

市町長の避難指示等の発令を受け、放送事業者にその広報を依頼する。

(5) ＳＮＳ等を活用した避難指示等の広報（総括部隊＜広聴広報班＞）

ＳＮＳ等で避難に関する情報を伝達する。

(6) 水防法に基づく知事等の措置（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞）

津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民等に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

水防管理者が指示した場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する（水防法第　29 条）。

(7) 津波警報発表時等における緊急の避難情報の伝達（総括部隊＜対策班＞、警察部隊）

市町長から津波警報等に基づく避難指示が出され、沿岸部の住民に緊急に避難を促す必要がある際には、広報車、ヘリコプター（県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプター）による広報等、市町が実施する避難情報の伝達等に対し、協力に努める。

２　県内市町への広域避難の受入協議（総括部隊＜対策班＞）

災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への避難者の受入れが必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入れを協議する。

３　他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議（総括部隊＜対策班＞）

災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れにつ

いて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他の都道府県の市町村への避難者の受入れが必要と認められたときは、当該都道府県に対して避難者の受入れについて協議する。

４　避難者の大規模移送支援（総括部隊＜対策班＞）

災害の発生に伴い、地方部を通じて市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときは、速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者の陸上、海上輸送をするほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。

５　避難所の開設及び運営支援

(1)　県有施設の避難所としての活用（施設管理者）

特に県の災害時活用施設としての事前指定を受けていない県有施設について、市町から避難所としての一時使用要請があった場合、当該施設の管理者は支障のない範囲において、これを使用させるとともに、避難所の開設にあたっての支援を行う。（推進計画）

(2)　避難所開設情報等の収集と伝達（総括部隊＜情報班＞）

市町から報告のあった避難所の開設状況を逐次ＨＰ（防災みえ. jp）や報道機関を通して住民に広報する。特に、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。

(3)　避難所運営の支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

市町の避難所運営を支援するため、要請に基づき職員を市町に派遣するなど、避難所運営にかかる支援等を行う。

(4)　要配慮者への対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

①　市町からの要請に基づく要配慮者に対する支援にあたっては、自主防災組織、ボランティア等に協力を求める。

②　公益財団法人三重県国際交流財団と連携して「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、外国人被災者について、市町と連携して必要な支援を行う。

③　福祉避難所への避難者について、市町と連携して必要な支援を行う。

(5)　避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

市町の避難所開設及び避難促進に際し、市町から三重県被災建築物応急危険度判定要綱及び三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請があった場合は、三重県被災建築物応急危険度判定士及び三重県被災宅地危険度判定士に対して参集を要請するなど、必要な支援を行う。

(6)　船舶の避難所利用（総括部隊＜対策班＞）

市町から要請があった場合、県災対本部は、中部運輸局三重運輸支局に対して民間船舶の調達を要請する。

(7)　救援物資情報の収集及び提供（救援物資部隊＜物資活動班＞）

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市町・地方部と地域内輸送拠点（市町物資拠点）・避難所における救援物資要請情報の収集及び救援物資の供給情報の提供を行う。

(8)　隣接市町への市町物資拠点・避難所の設置（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

震災の様相が深刻で、罹災市町内に市町物資拠点、避難所を設置することができないときには、隣接市町に罹災市町民の収容を委託、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて市町

物資拠点、避難所を設置する。

６　帰宅困難者対策

一斉帰宅の抑制（総括部隊＜広聴広報班＞）

出勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合、公共交通機関の運行停止による、帰宅困難者の発生と混乱を防止するため、企業等に、発災直後は従業員等をとどめる環境を整備するよう、一斉帰宅の抑制を働きかける。

■市町が実施する対策

１　避難の指示等

(1)　避難の指示等

地震災害時において、津波警報等が発表されるなど、津波が発生する可能性が生じた場合、地震による土砂災害等地盤災害が発生する可能性が生じた場合、家屋倒壊等により火災が発生して拡大延焼が見込まれる場合など、広域的な人命の危険が予測される事態が生じた際には、市町長は速やかに当該地域住民に対して避難を指示する。

この場合、市町長は、その旨を知事に報告する。（基本法第 60 条）

また、市町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限する。

(2)　避難の指示等にかかる市町長不在時の対応

市町長不在時においては、代理規定に基づき、避難指示等の発令にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。

(3)　避難の指示等の内容

避難の指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行うこととする。

① 要避難対象地域
② 避難場所
③ 避難理由
④ 避難経路
⑤ 避難時の注意事項等

(4)　避難指示等の解除

市町長は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

２　避難の指示等の住民等への伝達

(1)　関係機関の連携体制の構築

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

(2)　住民等に対する周知

ア　住民への伝達方法等

避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

① 同報無線による周知
② 広報車による周知（ただし、下記③に留意する）
③ 県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

④ 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

⑤　障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者等への避難情報の提供

イ　避難の指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

警　　鐘	乱　　打
余いん防止付 サイレン信号	１分　　１分　　１分 ５秒　　５秒

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

ウ　津波到達時間を考慮した情報伝達

津波警報等に基づく避難指示の伝達等にあたっては、防災対応にあたる者の安全が確保されるよう、予想される津波到達時間を考慮して行動する。

３　避難場所への避難誘導

津波による浸水が想定される地域における避難場所への避難誘導においては、各地域の津波避難計画に基づき、速やかに避難誘導する。

避難場所への避難は徒歩を原則として誘導する。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等での避難を誘導する。

４　避難の実施

(1)　避難の順序

避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。

(2)　移送の方法

避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。

(3)　避難者の大規模移送

大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。

(4)　携帯品の制限

避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。

５　避難所の開設及び運営

(1)　避難所の開設

①　あらかじめ指定されている避難所については、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って

避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、被災地内外を問わず、宿泊施設を避難場所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

② 避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

③ 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員

③ 開設期間の見込

(4) 避難所の運営及び管理

避難所の運営及び管理にあたっては、各市町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求める。食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを活用する。

② 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違いや性の多様性などの視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

③ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

④ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努める。

⑤ 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣する。

⑥ 避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れな

い避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

⑦　帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討する。

⑧　ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

⑨　ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

⑩　感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努める。

⑪　外国人住民向けに避難所において多言語表記または「やさしい日本語」の活用に努める。

(5)　船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

６　広域避難の実施

災害の発生に伴い、避難者の避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため、当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 避難の指示等の実施責任者
(2) 避難の指示等の方法（避難情報発令基準、伝達内容、伝達方法等）
(3) 警戒区域設定の実施責任者
(4) 津波避難対策
(5) 避難誘導体制及び避難行動要支援者の避難誘導
(6) 避難方法
(7) 避難所の現況（所在地、名称、収容可能人員）
(8) 避難所の開設
(9) 避難所の管理、運営
(10) 福祉避難所に関すること（設置場所、管理・運営方法等）
(11) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　避難の指示等

(1)　市町長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「＜市町が実施する対策＞１(1)避難の指示等」に掲げる指示等を市町長が行うことができないとき又は市町長から要求があったときは、海上保安官は、避難を指示することができる。この場合は、海上保安官は、速やかにその旨を市町長に報告する。（基本法第 61 条）

(2)　自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第 94 条）

２　避難の指示等の県民への広報（放送機関）

市町長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に避難情報等の指示内容の周知を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　津波からの自衛措置

(1)　住民の協力による避難行動の促進

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域の沿岸部住民は、津波警報等が発表されるなど、津波の危険を認知した場合、又は津波警報等の発表前でも大規模な地震が発生し、津波の発生が予想される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。

(2)　避難行動要支援者の避難支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

２　避難所における地域及び避難者の協力

(1)　避難者の避難所運営への協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

(2)　要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

(3)　早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策（発災16）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、ボランティア班）
総括部隊（広聴広報班）

第１項　活動方針

○ 地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
○ 県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
○ 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
○ 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。
○ 医療・保健・福祉の連携を図る。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災３時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 (市町、要配慮者関連施設)
要配慮者への応急対策情報等の提供	総括部隊 (広聴広報班) 被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災6時間以内】 要配慮者に必要な災害応急対策情報等を入手次第	・要配慮者への支援に資する情報 (関係部隊、市町、防災関係機関)
避難所等への専門職員等の派遣	被災者支援部隊(避難者支援班、ボランティア班)	【発災24時間以内】 避難所等から要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容 (市町<避難所>)
市町からの要請に対する支援	被災者支援部隊(避難者支援班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があった時点	・優先提供が必要な要配慮者情報 (市町<避難所>)
公営住宅等の要配慮者への優先提供	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災72時間以内】 公営住宅等の提供体制が整った時点	・優先提供が必要な要配慮者情報 (市町<避難所>)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等（避難者支援班）

(1)　避難行動要支援者の被災状況の把握

県は、市町を通じ、避難行動要支援者の被災状況及び避難情報を収集する。

また、市町の著しい機能低下により情報収集が困難な場合は、市町の避難行動要支援者対策を代行する。

(2)　要配慮者関連施設の被災状況の把握

ア　高齢者関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を行う。
③　高齢者施設等への介護職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

イ　障がい者関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を実施する。
③　障がい者施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

ウ　生活保護関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を実施する。
③　生活保護関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

エ　児童福祉関連施設情報の把握及び受入調整等

①　市町を通じて施設の被災状況及び入所者の状況を把握する。
②　施設入所者の避難等の調整を実施する。
③　児童福祉関連施設等への職員等派遣の調整窓口を開設し、調整を行う。
④　隣県に対する職員等の派遣を要請する。

(3)　在宅難病患者の状況把握

市町の要請に基づき、在宅難病患者の状況把握を支援する。

(4)　市町を越える福祉避難所等への受入調整

市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。

また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療専門員等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。

２　要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊＜避難者支援班＞、総括部隊＜広聴広報班＞）

(1) 要配慮者関連施設への情報提供

①　「＜県が実施する対策＞１ (2) 要配慮者関連施設の被災状況の把握」の施設に対し、個別に必要な応急対策情報を提供する。
②　応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(2) 在宅の要配慮者への情報提供

①　応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。
②　保健所保健師等、難病相談支援センター職員等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。

(3) 外国人住民等への情報提供及び情報窓口の設置

①　公益財団法人三重県国際交流財団と連携し、「みえ災害時多言語支援センター」を設置して、多言語ホームページなど様々な広報手段を活用して応急対策情報を多言語で提供する。
②　外国人住民等に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。

(4) 県民対応窓口の設置

① 住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、県民対応窓口を設置する。

② 外国人住民等からの問い合わせに対応するため、みえ災害時多言語支援センターにおいて対応窓口を設置する。

３　避難所等への保健師等の派遣（被災者支援部隊<避難者支援班>）

災害時における保健衛生職員等の応援要請の確認及び派遣調整を行う。県内の応援のみでは対応が困難な場合、他県等へ応援要請を行う。

(1) 保健師等チームの派遣

被災地住民の健康レベルの向上を図ることを目的に、市町及び管轄保健所の指揮下において、在宅、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等における医療・保健・福祉ニーズ（健康ニーズ）を収集し、地域住民に対する公衆衛生施策を実行する。

(2) 管理栄養士等の派遣

公益社団法人三重県栄養士会等関係団体の協力を得て、特殊栄養食品ステーションを拠点に、食事に配慮が必要な被災者へ、特別用途食品等を適切に供給できる体制づくりの支援を行う。

(3) 三重県災害派遣福祉チーム（三重県ＤＷＡＴ）の派遣

三重県内で一定期間避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合には、三重県、三重県社会福祉協議会、福祉関係団体等の協働により、三重県災害福祉支援ネットワーク本部を設置し、三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWAT）を派遣する。

４　避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞）

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

(2) 災害ボランティアの派遣

要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。

５　市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

(1) 応援職員の派遣等の支援

市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。

(2) 通訳者派遣等の多言語支援

みえ災害時多言語支援センターが中心となって、他の市町、NPO団体、ボランティア等と連携し、避難所等への通訳者の派遣の調整や、翻訳等の多言語支援を行う。

６　公営住宅等の要配慮者への優先提供（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

公営住宅等を被災者に提供するにあたっては、要配慮者を優先する。

７　介護職員等の受入れに係る調整本部による対応（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）

県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。

調整本部は、県、三重県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。

８　保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡・調整（被災者支援部隊＜被災者支援班＞）

医療・保健・福祉の連携を図るため、保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との情報共有や福祉ニーズの調整を行う。

■市町が実施する対策

１　要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努める。

２　避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

(1) 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図る。

３　避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保する。

４　要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

５　外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や、国際交流関係団体、ＮＰＯ等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 避難行動要支援者・要配慮者の被災情報把握・避難支援
(2) 避難所生活を送る要配慮者への配慮
(3) 要配慮者の保健・福祉対策等
(4) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各市町及び各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

２　避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第３節　学校・園における児童生徒等の安全確保 (発災17)

【主担当部隊】: 被災者支援部隊（教育対策班）

第１項　活動方針

○ 地震発生時には、学校関係者、防災関係機関等が協力して、児童生徒等の安全確保に万全を期する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
児童生徒等の安全確保	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況及び救助活動の状況（市町・県立及び私立学校・防災関係機関）
学校・園の被害状況等の把握・情報提供	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・被害状況（市町・県立及び私立学校・防災関係機関）
県立学校及び市町への支援	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災 24 時間以内】 支援要請があり次第速やかに	・被害状況（市町・県立及び私立学校・防災関係機関）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　児童生徒等の安全確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 避難場所への誘導状況や児童生徒等の安否状況の確認

児童生徒等に被害が見込まれる地震が発生した場合、児童生徒等の避難場所への誘導状況や児童生徒及び教職員の安否状況を確認する。

(2) 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により県立学校が被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合、学校から派遣された教職員により報告を受けた市町災対本部から（地方部を通じて）安否情報を収集する。

２　学校・園の被害状況等の把握・情報提供（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 県立学校の被害状況等の把握・情報提供

県立学校の被害情報を各学校から収集し、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

(2) 公立小中学校等・園の被害状況等の把握・情報提供

公立小中学校等・園の被害情報を各市町等教育委員会から収集し、整理する。また、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

(3) 私立学校の被害状況等の把握・情報提供

私立学校の被害情報を収集し、ホームページ等により被害状況等の公表に努める。

３　県立学校及び市町への支援（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

県立学校と連絡を密に取り、必要に応じ、職員の派遣や物資の供給等の調整を行う。

また、市町等教育委員会から要請があった場合、必要な支援に努める。

学校に設置された避難所の運営や学校再開に向けた業務、児童生徒等の心のケア等を自力で行えない学校がある場合、学校長または市町等教育委員会と調整の上、「三重県災害時学校支援チーム」を派遣し、学校の支援を行う。

■県立学校が実施する対策

１　児童生徒等の安全確保

⑴ 学校における児童生徒等の安全確保

① 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。（推進計画）

② 児童生徒等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

③ 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ 教職員を派遣し、安否情報を報告する。

⑵ 登下校時の児童生徒等の安全確保

① 避難場所への誘導

県立学校の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

② 児童生徒等の安否確認

県立学校の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

③ 通信途絶時等の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

⑶ 夜間・休日等における対応

① 教職員の非常参集及び被害情報の収集

県立学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員等は、地震の発生を確認次第、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

② 児童生徒等の安否確認

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し安否情報を報告する。

③ 通信途絶時の対応

通信手段の途絶等により被災者支援部隊＜教育対策班＞に安否情報を報告できない場合は、市町災対本部へ教職員を派遣し、安否情報を報告する。

⑷ 児童生徒等の下校又は保護継続の判断

帰宅経路等の安全が確認できた児童生徒等については、保護者と連絡を取り、迎えに来てもらうなどあらかじめ定められた方法により下校させる。

保護者が迎えに来ることができない児童生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所等で学校の保護下に置く。（推進計画）

２　学校の被害状況等の把握・情報提供

県立学校の教職員は、学校の人的被害及び施設被害の情報を収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供する。

■市町が実施する対策

１　児童生徒等の安全確保

⑴ 学校・園における児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、地震による校舎の損壊や津波警報発表等により校内にとどまることが危険であると判断した時は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒等を誘導する。

児童生徒等の安全が確保された後は、直ちに点呼等により児童生徒等及び教職員の安否確認を行い、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

⑵ 登下校時の児童生徒等の安全確保

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の登下校時に被害が見込まれる地震が発生した場合、直ちに校内の児童生徒等を把握し、学校からの避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ誘導する。

公立小中学校等・園の教職員は、児童生徒等の安否を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報する。

⑶ 夜間・休日等における対応

公立小中学校等・園の校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、地震発生を確認次第、参集基準に従い出勤し、安全を確保しつつ被害情報を収集する。

地震により児童生徒等に被害が見込まれる場合は、児童生徒等又はその保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、市町災対本部に対し安否情報を報告する。

２　学校・園の被害状況等の把握・情報提供

市町災対本部は、公立小中学校等の人的被害及び施設被害の情報を各学校から収集し、整理する。また、児童生徒等の保護者に対し、メール等を活用して安否や避難状況等の情報を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

また、保育園の被害情報を各施設から収集し、整理するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努める。

■地域・住民が実施する対策

地域住民や自治会、自主防災組織等は、学校等と協働し、地域全体で児童生徒等の安全確保に努める。

第４節　ボランティア活動の支援（発災18）

【主担当部隊】：被災者支援部隊（ボランティア班）

第１項　活動方針

○　みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
○　災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つＮＰＯ・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。
○　被災者の多様なニーズに対応するため、様々な専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等が連携して支援活動を行う。
○　災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。
○　感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
被害情報の収集と共有	被災者支援部隊(ボランティア班)	【発災 12 時間以内】 発災後速やかに	県災対本部等からの情報収集と情報共有
みえ災害ボランティア支援センターの設置	被災者支援部隊(ボランティア班)	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	被災状況、現地災害ボランティアセンターの設置状況(市町・現地災害ボランティアセンター)
災害ボランティアへの支援(みえ災害ボランティア支援センターにおける活動)	被災者支援部隊(ボランティア班)	【発災 72 時間以内】 災害ボランティア受入後速やかに	被災地のボランティアニーズ、災害ボランティアの受入状況(市町・現地災害ボランティアセンター)
災害支援団体への支援	被災者支援部隊(ボランティア班)	災害支援団体への支援が必要と認められた場合	被災地のニーズ (市町・現地災害ボランティアセンター)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　被害情報の収集と共有（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

「みえ災害ボランティア支援センター」の設置準備として、県災対本部からボランティア支援等に必要な情報等を収集し、幹事団体（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえＮＰＯネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）の間で情報の共有を図る。

２　みえ災害ボランティア支援センターの設置（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえＮＰＯネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県）をみえ県民交流センター（津市羽所町７００番地　アスト津３階）に設置し、職員を派遣する。

また、必要に応じて、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターから連絡要員を派遣する。

３　災害ボランティアへの支援（みえ災害ボランティア支援センターにおける活動）（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

(1)　被災状況の把握と現地災害ボランティアセンターの立ち上げ支援

被災状況を把握するため、県災対本部へみえ災害ボランティア支援センターの担当職員を派遣するとともに、関係機関から被災地の情報を収集し、情報共有を図る。また、必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる支援を行う。

(2)　現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行う。

(3)　災害ボランティア活動への支援

ボランティア活動を支援するため、被災地のボランティアニーズや、現地災害ボランティアセンターの設置場所、ボランティアの受入状況、ライフライン・公共交通機関・交通規制の状況などボランティア活動に必要な情報を広く提供する。ボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。

(4)　多様な分野の専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等）に加え、県外の中間支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者等も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し、各団体が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンター等との調整等必要な支援を行う。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図

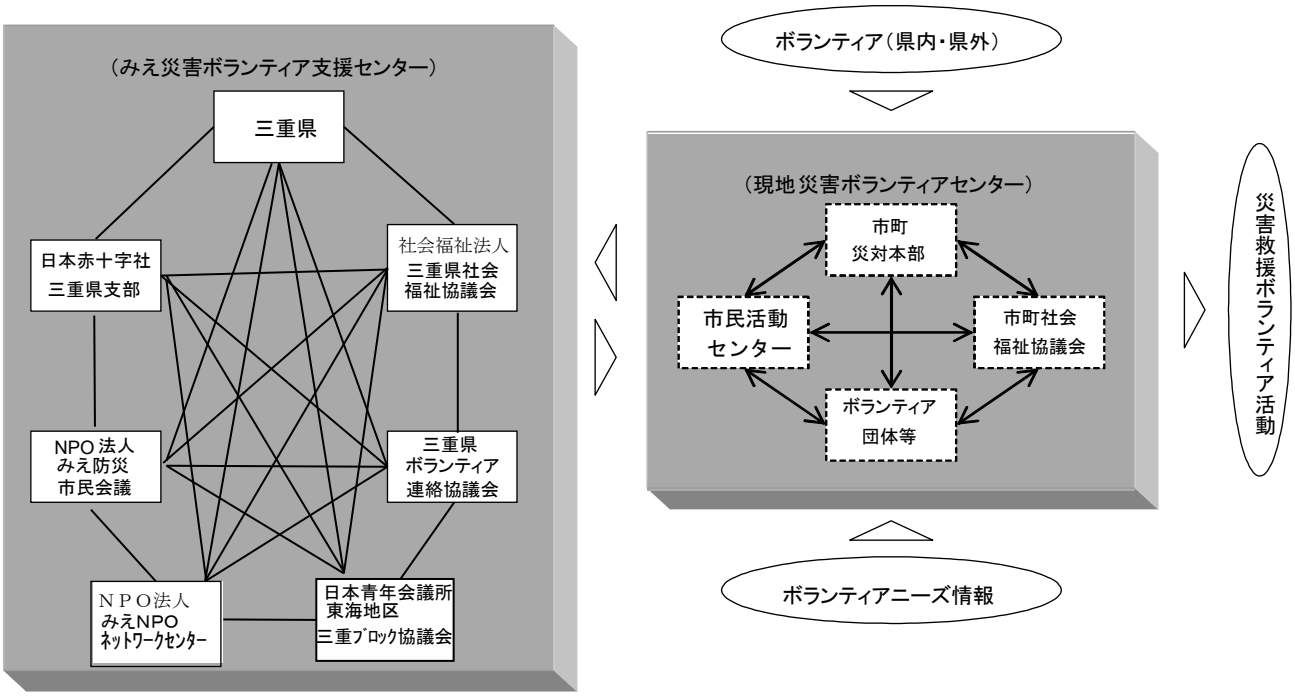

４　災害支援団体への支援（被災者支援部隊＜ボランティア班＞）

被災者の多様なニーズに対応するため、様々な災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援する。支援にあたっては、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用する。

■市町が実施する対策

１　現地災害ボランティアセンターの設置

関係機関と連携・協働し、市町の広さや被災状況に応じて「現地災害ボランティアセンター」や「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1)　災害ボランティアへの支援

被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、受入ボランティアと活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行う。

(2)　専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等との連携

専門性をもつＮＰＯ・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

２　災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 現地災害ボランティアセンターの設置（設置主体・設置場所）
(2) 現地災害ボランティアセンターの運営（運営主体・運営方法）

⑶ 災害支援団体との連携
⑷ その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）

⑴ 日本赤十字社三重県支部

①　日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。

②　みえ災害ボランティア支援センターに職員等を派遣する。

⑵ 三重県社会福祉協議会

①　三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。

②　必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被害状況などの情報共有を行い活動に参画する。

③　必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。また、このための調整事務を行う。

④　全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し、被災市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。

⑶ 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえＮＰＯ　ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）

①　みえ災害ボランティア支援センターにメンバーを送り出すとともに、関係ボランティア団体等に協力を要請する。

②　みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　被災状況の把握とボランティアの要請

自治会や自主防災組織は、被災状況や支援ニーズを把握し、現地災害ボランティアセンターに情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティアの要請を行う。

２　現地災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、現地災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

３　ボランティアの受入支援

現地災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入を行う。

４　ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第５節　防疫・保健衛生活動 (発災19)

【主担当部隊】：保健医療部隊（保健衛生班）

第１項　活動方針

○　感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
○　食品危害の発生を防止するため、総合的な食品衛生対策を実施する。
○　災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
防疫活動の実施	保健医療部隊(保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)
防疫活動の支援	保健医療部隊(保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)
食品衛生監視	保健医療部隊(保健衛生班)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び救護活動の状況 ・応援要請(市町)
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊(保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　防疫活動の実施（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県（保健所）は、市町と連絡を密にして次の活動を実施する。

(1) 疫学調査及び健康診断等

ア　疫学調査班の編成

県は、災害規模等により必要な人数の疫学調査班を編成する。

イ　疫学調査班の用務

①　災害地区の感染症患者発生状況の迅速正確な把握
②　患者及び保菌者に対する適切な対応
③　疑わしい症状のある者への適切な対応

ウ　疫学調査の実施

疫学調査班は、緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施するが、実施にあたっては、地区組織活動等の協力を得て、的確な情報把握に努める。

エ　健康診断の実施

疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の疑いがあるときは、感染症法の規定による健康診断を実施する。

なお、同法に規定されていない感染症に対する健康診断は、流行状況や避難地域等に与える影響等を考慮して実施する。

オ　臨時予防接種の実施又は実施指示

県は、Ａ類疾病及びＢ類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、または国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、予防接種法第６条の規定による臨時の予防接種を行い、または市町に行うよう指示する。

⑵ 市町に対する指導及び指示等

災害発生と同時に保健所は、災害地区の疫学調査、消毒方法及びねずみこん虫等の駆除その他の防疫措置について実情に即した指導を行う。特に被害が激甚な市町に対しては、職員を現地に派遣し、その実情を調査して実施方法及び基準を示し、指導にあたらせる。

２　防疫活動の支援（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県は、各市町間の支援体制を充実し、感染症発生等の未然防止に万全を期す。

⑴ 防疫用資機材の調達及び搬送体制

県は、被災地から防疫用消毒薬等防疫用資機材の供給依頼があった場合、直ちに調達・搬送できる体制を整える。

なお、防疫用資機材の調達については、「第３章　第２節　医療・救護活動　第３項　＜県が実施する対策＞　３　⑴医薬品・衛生材料等の調達・分配」に準ずる。

⑵ 感染症指定医療機関の確保体制

県は、災害時に発生した一類感染症、二類感染症、又は新感染症の患者等で入院が必要な者については、感染症法により感染症指定医療機関への入院を勧告し、搬送及び収容できる体制を整える。

⑶ ペット対策

県と（公社）三重県獣医師会等の関係団体等は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。

また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。（推進計画）

３　食品衛生監視（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

県は、災害地の飲料水の汚染、食料品の腐敗等による食品からの健康被害の発生を防止するため、必要に応じ、特別食品衛生監視班を編成し、救護食品の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど総合的な食品衛生対策を実施する。また、必要に応じて（一社）三重県食品衛生協会の食品衛生指導員にも協力を要請する。

なお、浸水した地区に関しては、次のとおり実施する。

⑴　臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底によって健康被害の発生を防止する。

重点指導事項

① 手洗い消毒の励行

② 食器器具の消毒

③ 給食従事者の検便及び健康診断の実施

④ 原材料及び食品の検査

(2)　営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品を確認することによって、不良食品の供給を排除する。

重点監視指導事項

浸水地区は、湛水(たんすい)期間中は営業を自主休業させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

また､汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることがないようにすること。

(3)　その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、充分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導に当たらせるよう配慮する。

４　健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

(1) 保健師・管理栄養士・災害支援ナース等による健康管理の実施

市町からの要請があった場合には、保健師・管理栄養士・災害支援ナース等により被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理（母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

(2) 健康管理実施計画の策定

被害が長期化する場合で避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市町からの要請に基づき、被災者等の健康管理のための実施計画を策定して計画的な対応を行う。

(3) 巡回による保健・栄養指導

住民の健康管理を図るために、市町から要請があった場合、保健師・管理栄養士等は市町の協力のもと、避難所等を巡回し、被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行う。

(4) 近隣市町等への応援要請

被害の規模が大きく、県の専門職員等だけでは支援要員等が不足すると予想される場合は、近隣市町又は関係団体並びに他県等に対し応援要請を行う。

■市町が実施する対策

１　実施体制

(1) 実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市町が行う。

(2) 避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3) 臨時予防接種の実施

県から予防接種法に基づく臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4) 保健活動

ア　保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動

を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ　栄養・食生活支援

①　関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。

ａ　要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。

ｂ　避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。

ｃ　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。

②　栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5) ペット対策

市町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 防疫体制の確立
(2) 避難所の衛生保持疫学調査及び健康診断
(3) 臨時予防接種の実施
(4) 保健活動（保健師活動、栄養・食生活支援）
(5) ペット対策
(6) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

２　治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、１週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

３　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第６節　災害警備活動（発災20）

【主担当部隊】：警察部隊

第１項　活動方針

○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。
○ 住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
災害警備体制の確立	警察部隊	【発災１時間以内】 発災後直ちに	被害状況、交通状況等（県・市町その他の関係機関等）
災害警備活動の実施	警察部隊	【発災３時間以内】 被災状況等に応じて速やかに	被害状況、交通状況、治安状況等（県・市町その他の関係機関等）

＜津波災害対策＞

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
津波災害に対応した活動	警察部隊	【発災１時間以内】 津波災害の発生が見込まれた時点	被害状況、交通状況、治安状況等（県・市町その他の関係機関等）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　災害警備体制の確立（警察部隊）

(1)　職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2)　災害警備本部の設置

警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3)　警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。

２　災害警備活動の実施（警察部隊）

(1)　災害情報の収集・連絡等

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡する。
また、人的・物的被害状況を警察庁及び中部管区警察局に報告する。

(2)　救出救助活動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地を管轄する警察署等に出動させ、県、市町、消防等と協力し、救出救助活動を実施する。その際、消防等関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。

津波災害現場における被災者の救出救助にあたっては、警察用航空機（ヘリコプター）、災害救助犬及び装備資機材を活用する。

(3)　避難誘導

市町等と協力し、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で避難行動要支援者に十分配慮し、安全な避難経路を選定して避難誘導を行う。

また、津波に対しては、避難誘導にあたる警察官の安全を確保しつつ、予想される津波到達時間も考慮し、必要に応じ警察官が避難の指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4)　緊急交通路の確保

道路管理者等と連携して道路の損壊状況、交通状況等の交通情報を迅速に把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急交通路の確保にあたる。

(5)　身元確認等

市町等と協力し、検視場所を確保するとともに、医師・歯科医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

津波災害時においては、遺体の身元確認が困難となるケースが多いことを考慮して活動にあたる。

(6)　二次災害の防止

二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に情報提供する。

(7)　危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置を行う。

(8)　社会秩序の維持

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性、子供等に対する性暴力、ＤＶやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

加えて、被災地に限らず、災害に便乗した各種犯罪、インターネット、ＳＮＳ等によるデマ情報の拡散等に関する情報収集及び取締り、被害防止対策等を講じるとともに、県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑止に努める。

(9)　被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行う。

津波警報・注意報等が発表された場合、又は津波による被害が発生すると判断した場合は、津波警報・注意報等を迅速かつ正確に沿岸住民等に伝達する。

(10)　相談活動

行方不明者相談ダイヤル等の相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄

り等による相談活動を推進する。

(11)　ボランティア活動の支援

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

(12)　大量拾得物の処理

津波災害等では、被災地域が広範囲にわたることから、大量の拾得物を取り扱うことが想定されるため、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。

■市町が実施する対策

県警察（所轄警察署）との緊密な連携の下に災害応急対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第７節　遺体の取扱い(発災21)

【主担当部隊】：総括部隊（対策班）
保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）
警察部隊

第１項　活動方針

○　大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
○　県は市町と連携して、検視場所・遺体安置所の調整を行う。
○　市町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊（対策班） 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況（県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防） ・応援要請(県、市町)
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班） 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 （市町、防災関係機関等）
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況 （市町、防災関係機関等）

＜津波災害対策＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
広域火葬体制の確立	保健医療部隊（保健衛生班） 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況 （市町、防災関係機関等）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　検視場所・遺体安置所の設置場所の調整（総括部隊＜対策班＞、警察部隊）

総括部隊は、被災状況に応じ、市町が検視場所・遺体安置所を開設するにあたり、設置場所に関する必要な調整を図るとともに、警察部隊と連携しながら、発見された遺体の収容先等や遺体の発見状況に応じた検視場所・遺体安置所の統合などの調整を図る。

２　遺体の検視・検案・身元確認、引渡し（保健医療部隊＜情報収集・分析班、医療活動支援班＞、警察部隊）

遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。

遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、（公社）三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医法科学分野等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、（公社）三重県歯科医師会等に要請する。

この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。

検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。

３　遺体保存用資材等の支援（保健医療部隊＜保健衛生班＞）

市町から遺体の保存や搬送用の資材、車両等の手配について応援要請があった場合は、確保に努める。

４　広域火葬体制の確立（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図るため、広域火葬計画による広域火葬体制の確立に努める。

■市町が実施する対策

１　遺体の捜索

(1)　実施者及び方法

市町災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

(2)　応援の要請

市町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

①　遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
②　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
③　応援を求める人数又は舟艇器具等
④　その他必要な事項

２　検視場所・遺体安置所の開設

警察（所轄警察署）と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、警察（所轄警察署）と調整を図り、候補地を事前に検討しておく。）

３　遺体の収容、処理

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市町災対本部は速やかに警察（所轄警察署）等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理する。

(1)　実施者及び方法

市町災対本部医療班は、警察（所轄警察署）及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得

ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市町災対本部において実施できないときは、他の市町災対本部医療班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2)　遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

４　遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、市町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1)　実施者及び方法

埋火葬の実施は、市町災対本部において、直接火葬もしくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、市町災対本部でできないときは、「＜市町が実施する対策＞１（２）応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

(2)　遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 実施責任
(2) 遺体の捜索、収容、処理、埋火葬の体制
(3) 検視場所・遺体安置所
(4) 必要な資機材の調達
(5) 遺体の搬送
(6) 遺体の埋火葬
(7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　自衛隊の対策

自衛隊は、県の要請に基づき、市町、警察等救助機関と連携して遭難者等の捜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。

２　海上保安庁の対策

海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遭難者等の捜索救助を行い、遺体を発見した場合は市町等へ引き継ぐ。

＜参考＞

遺体検視・検案等に係る連携、情報連絡体制図

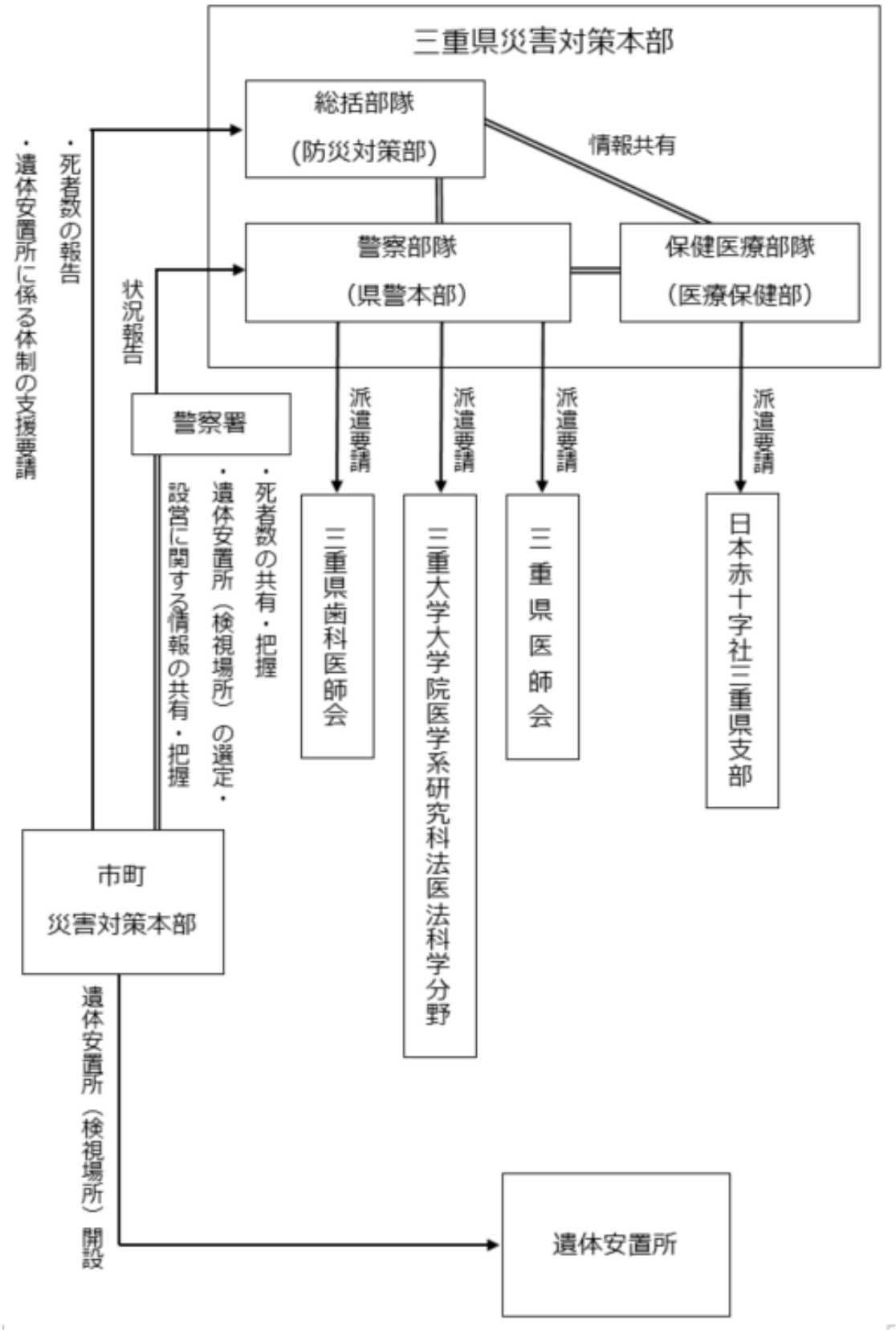

※連絡体制図は、南海トラフ地震等の大規模地震発生時（局所的災害を除く）を想定。

第５章　救援物資等の供給

第１節　緊急輸送手段の確保 (発災22)

【主担当部隊】: 総括部隊（総務班、情報班、対策班）
社会基盤対策部隊（公共土木対策班）
救援物資部隊（物資活動班）

第１項　活動方針

○ 南海トラフ沿いを震源域とする大規模な地震が発生した場合、県内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有車両の確保	総括部隊 (総務班)	【発災１時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車の把握を行う	・管財課、地域防災総合事務所等
輸送ルートの情報収集・伝達	社会基盤対策部隊(公共土木対策班) 総括部隊(情報班)	【発災１時間以内】	・公共土木施設の被害情報等(各施設の管理者等) ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報
輸送手段の確保	総括部隊(対策班) 救援物資部隊(物資活動班)	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・国(輸送手段の要請) ・各協定締結団体

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　県有車両の確保（総括部隊＜総務班＞）

各部局及び各事務所等が所有する公用車では、輸送手段が十分確保できないときは、総務班（管財課）に県有集中管理車両の確保を要請する。

２　輸送ルートの情報収集・伝達（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班＞、総括部隊＜情報班＞）

県は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

３　輸送手段の確保（総括部隊＜対策班＞、救援物資部隊＜物資活動班＞）

(1) 陸上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

ア　指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18）

緊急輸送が必要となった場合、基本法第 86 条の 18 に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。

＜指定公共機関＞　　日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社

＜指定地方公共機関＞　（一社）三重県トラック協会

イ　協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会

ウ　国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

エ　自衛隊への要請

上記アからウによる輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し陸上輸送の支援要請を行う。

(2) 海上輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、海上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

ア　協定事業者への要請

＜協定締結団体＞

【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】

協定名	締結相手方
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会

三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 （三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書）	国立大学法人三重大学

イ　国への要請

協定締結団体による対応が困難な場合は、国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

ウ　自衛隊、海上保安庁への要請

上記ア及びイによる輸送が困難なとき、又は急を要するときは、「第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊及び海上保安庁に対し海上輸送の支援要請を行う。

(3)　航空輸送手段の協力要請

「第２章　第５節　ヘリコプターの活用」に準じる。

■市町が実施する対策

１　市町が所有する車両の確保

「＜県が実施する対策＞１県有車両の確保」に準ずる。

２　輸送ルートの情報収集・伝達

「＜県が実施する対策＞２輸送ルートの情報収集・伝達」に準ずる。

３　輸送手段の確保

「＜県が実施する対策＞３輸送手段の確保」に準ずる。

４　応援の要請等

市町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第 68 条第１項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 緊急輸送手段の確保
(2) 緊急輸送の要請
(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜各協定締結団体の対策＞

１　緊急対策

各協定締結団体内及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。
また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

２　各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき県から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第２節　救援物資等の供給〔発災23〕

【主担当部隊】：総括部隊（対策班）
救援物資部隊（物資支援班、物資活動班）

第１項　活動方針

○ 県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という。）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。
○ これに先立ち、市町は備蓄物資が確保できない避難者に対し、市町が備蓄している物資等を供給するとともに、そのために必要となる物資等の緊急調達を行う。
○ 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市町からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う（プル型支援）。
○ 孤立状態にある被災者に対しても孤立状態の解消に努めるとともに、物資等の円滑な供給に十分配慮する。
○ 南海トラフ地震等の大規模地震の発生時には、国は県の要請を待たずに物資を調達して広域物資輸送拠点まで搬送するため（プッシュ型支援）、県は別に定める「三重県広域受援計画」に基づき支援活動を行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
物資要請情報の収集・整理・調整	救援物資部隊（物資支援班）	【発災 12 時間以内】	・市町からの物資要請（地方部、市町）
支援物資の受入	救援物資部隊（物資支援班）	【発災 24 時間以内】 物資提供の申し出があり次第	・広域物資提供情報（他府県、国） ・物資拠点状況（地方部、市町）
物資等の調達	救援物資部隊（物資支援班、物資活動班）	【発災 24 時間以内】 市町で避難所開設後、速やかに	・物資確保状況（国、協定締結団体等） ・物資調達要請状況（地方部、市町）
物資等の供給	救援物資部隊（物資活動班）	【発災 72 時間以内】 市町から供給要請があった時点	・物資拠点状況（地方部、市町） ・物資配送状況（国、協定締結団体等）
燃料の確保	総括部隊（対策班）	【発災 72 時間以内】 燃料確保が困難になるおそれが認められた時点	・各部隊 ・三重県石油商業組合 ・三重県LPガス協会

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　物資要請情報の収集・整理・調整（救援物資部隊＜物資支援班＞）

県は、市町の被害状況及び物資要請にかかる情報を収集したうえで、必要となる物資等の数量を推定し、物資等の配分計画を策定する。策定にあたっては、緊急輸送ルートの状況、輸送手段の確保状況及び物資等の需給バランス等総合的に判断する。

２　支援物資の受入（救援物資部隊＜物資支援班＞）

海外及び他都道府県、NPO 団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受け入れ体制を整えたうえで支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点施設において受け入れる。（推進計画）

なお、南海トラフ地震等の大規模災害時における国からの支援物資（プッシュ型支援）の受け入れは別に定める「三重県広域受援計画」の「物資調達に関する計画」に基づき行うものとし、プル型支援要請も含め国の「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。

３　物資等の調達（救援物資部隊＜物資支援班、物資活動班＞）

(1)　食料の調達活動

① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する食料需要情報等を収集するとともに、他市町における食料の調達に関する協定による調達可能食料量、国や広域応援による他県等からの調達可能食料量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。

② 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ食料の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行う。

③ 市町から避難者用食料調達の応援要請があった場合、食料の調達に関する協定を締結している企業及び団体に調達を要請する。また、必要に応じて、事前に把握した食事の配慮が必要な人用の特別用途食品等を取り扱う業者等に調達を要請する。

④ 南海トラフ地震等の大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で食料の調達が必要な場合、食料の調達に関する協定等を締結している企業又は団体に食料の調達を要請する。

⑤ 県で調達できない場合は、基本法第 86 条の 16 第１項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。

⑥ 上記の食料の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2)　生活必需品等の調達活動

① 市町を通じ、在宅並びに避難所の避難者に対する生活必需品需要情報等を収集するとともに、他市町における備蓄量、県備蓄量、生活必需品等の調達に関する協定による調達可能生活必需品等数量、国や広域応援による他県等からの調達可能生活必需品等数量を把握し、被災市町への配分計画を策定する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じ、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止について、配分計画に盛り込む。

② 市町から避難者用生活必需品等調達の応援要請があった場合、三重県災害時応援協定に基づき他市町へ生活必需品等の応援要請を行う。また、必要に応じて、三重県備蓄・調達基本方針に基づき県が保有する備蓄物資の配分及び投入を行うこととし、広域防災拠点の備蓄物資で対応できる物資があれば、地方部を通じ供給の調整を行う。

③ 広域防災拠点の備蓄物資で対応できない場合は、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業及び団体に生活必需品等の調達を要請する。

④ 南海トラフ地震等の大規模災害時に三重県備蓄・調達基本方針に基づき県で生活必需品等の調達が必要な場合、生活必需品等の調達に関する協定を締結している企業又は団体に生活必需品等の調達を要請する。

⑤ 県で調達できない場合は、基本法第 86 条の 16 第１項の規定に基づき国に対し必要な措置を講ずるよう要請するとともに、応援協定に基づき他府県に対して広域応援を要請する。

⑥　上記の生活必需品等の調達にあたっては、被災地へ早く確実に供給できる調達先を選定することに努める。

４　物資等の供給（救援物資部隊＜物資活動班＞、地方部救援物資班）

(1)　広域物資輸送拠点の開設

県は支援物資の受入、仕分け・搬出等の作業に必要となる広域物資輸送拠点を開設する。広域物資輸送拠点は広域防災拠点及びその周辺施設とし、発災後直ちに被害状況を確認したうえで、早期に開設し、支援物資の受入体制を整える。

(2)　広域物資輸送拠点の運営

支援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資輸送拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。広域物資輸送拠点の運営にあたっては、協定締結団体等から物流専門家の派遣等の協力を得ながら効果的な供給体制を構築することとする。

(3)　供給の実施

「第１節　緊急輸送手段の確保」の状況をふまえ、物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）へ物資等を輸送する。

なお、被害が甚大で被災市町からの要請が行えない場合等、緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、基本法第 86 条の 16 第 2 項に基づき、被災市町からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。

(4)　滞留物資の一時保管・再仕分け等

梱包物の内容が不明な物資や、品目が混在して仕分け作業に時間を要する物資、及び必要時期を逸した物資（以下「滞留物資」という。）については、協定締結団体が保有する倉庫等で一時保管を行うこととする。

なお滞留物資の仕分け作業等が必要となった場合は、協定締結団体及びボランティア等へ仕分け作業を要請する。

５　燃料の確保（総括部隊＜対策班＞）

災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。なお、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合は、総括部隊（対策班）を通じて燃料の供給について要請を行う。

(1)　燃料の供給

災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合には、三重県石油商業組合、(一社）三重県ＬＰガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。

(2)　燃料の確保

県は、三重県石油商業組合、(一社）三重県ＬＰガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(3)　燃料の優先供給

災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。

(4)　県民への広報

県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供するよう努める。

■市町が実施する対策

１　避難所等における必要物資品目・量の把握

市町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。

２　食料の調達・供給活動

(1) 避難者に対する食料供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給し、又は応急給食を実施する。

【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、１日３回提供する。

・地震発生～12 時間以内　：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
・地震発生 12 時間後～　　：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
・地震発生 24 時間後～　　：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
・地震発生 72 時間後～　　：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※　避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2) 県に対する食料調達要請

必要な食料の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。ただし、米穀については、別に定められた「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続き」に従い、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(3) 応急給食の実施

市町が設置する物資拠点で食料を受け入れ、避難者に対して応急給食を実施する。

応急給食は、被災者の健康状態に大きな影響を与えることから、応急給食に使用する食料の備蓄、輸送、配食、給食の実施等にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士等の活用に努める。

(4) 要配慮者等に対する配慮

糖尿病や腎臓病患者などに対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素などに配慮して提供する。また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施などを通じて、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

３　生活必需品等の調達・供給活動

(1) 避難者に対する生活必需品等の供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・地震発生～24 時間以内 ： 医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ、携帯・簡易トイレ、（※必要に応じて）感染防止資機材（マスク、消毒液、簡易ベッド、間仕切り等）等

・地震発生24時間後～　：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート、ブルーシート等）など

(2) 県に対する生活必需品等の調達要請

必要な生活必需品等の調達が困難な場合は、県に対して調達又は県が保有する備蓄物資の配分を要請する。

(3) 生活必需品等の配分

市町で設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）で生活必需品等を受け入れ、避難者に対して配分する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に配慮し、必要な生活必需品等の確保に努める。

４　物資等の供給

市町は調達した物資等を受け入れるため、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を開設・運営し、多様な供給手段を用いて物資等を供給する。

５　協定に基づく応援市町による物資等の供給

被災市町又は県からの物資等の要請が入った場合、要請を受けた市町は、三重県市町災害時応援協定に基づき、必要となる物資等の供給を行う。

なお物資等は、被災市町又は県が指定する場所まで輸送を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 物資等の調達方法

(2) 供給方法

(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜生活必需品等の調達に関する協定等締結団体の対策＞

以下の団体については、県との協定に基づき、生活必需品等の供給を行う。

１　生活必需品等の調達に関する協定締結団体

・株式会社一号舘
・スーパーサンシ株式会社
・マックスバリュ中部株式会社
・株式会社ぎゅーとら
・株式会社オークワ
・株式会社ヤマナカ
・イオンリテール株式会社東海カンパニー
・株式会社ジュンテンドー

・ユニー株式会社
・三重県生活協同組合連合会
・NPO 法人コメリ災害対策センター
・三重県パン協同組合
・株式会社ローソン
・株式会社ファミリーマート
・株式会社セブンイレブン・ジャパン
・株式会社ケーヨー
・株式会社総合サービス
・日本チェーンドラッグストア協会
・中日本段ボール工業組合

２　災害時における飲料調達に関する協定締結団体

・サントリーフーズ株式会社
・大塚食品株式会社名古屋支店

３　救助用副食等の調達に関する協定締結団体

・三重県漬物協同組合

＜農林水産省農産局長の対策＞

農林水産省農産局長は、三重県及び市町から災害救助用米穀の供給にかかる要請があった場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米穀の販売、引き渡しを行う。(「災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー」参照)

＜中部経済産業局の対策＞

中部経済産業局は、災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

＜自衛隊の対策＞

三重県からの要請に基づき、応急給食等を実施する。

＜三重県石油商業組合の対策＞

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

＜（一社）三重県ＬＰガス協会の対策＞

「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づき、県から LP ガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

発災後、交通状況を含む物資等の流通機構が機能しないことが見込まれる３日間以上の間に必要な物資等は、住民が平素から自助努力によって確保することを基本とする。

また、食料や生活必需品の不足について、地域内での住民間で融通し合うよう努める。

食生活改善推進員は、日ごろの活動を活かし、行政との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努める。

■参考

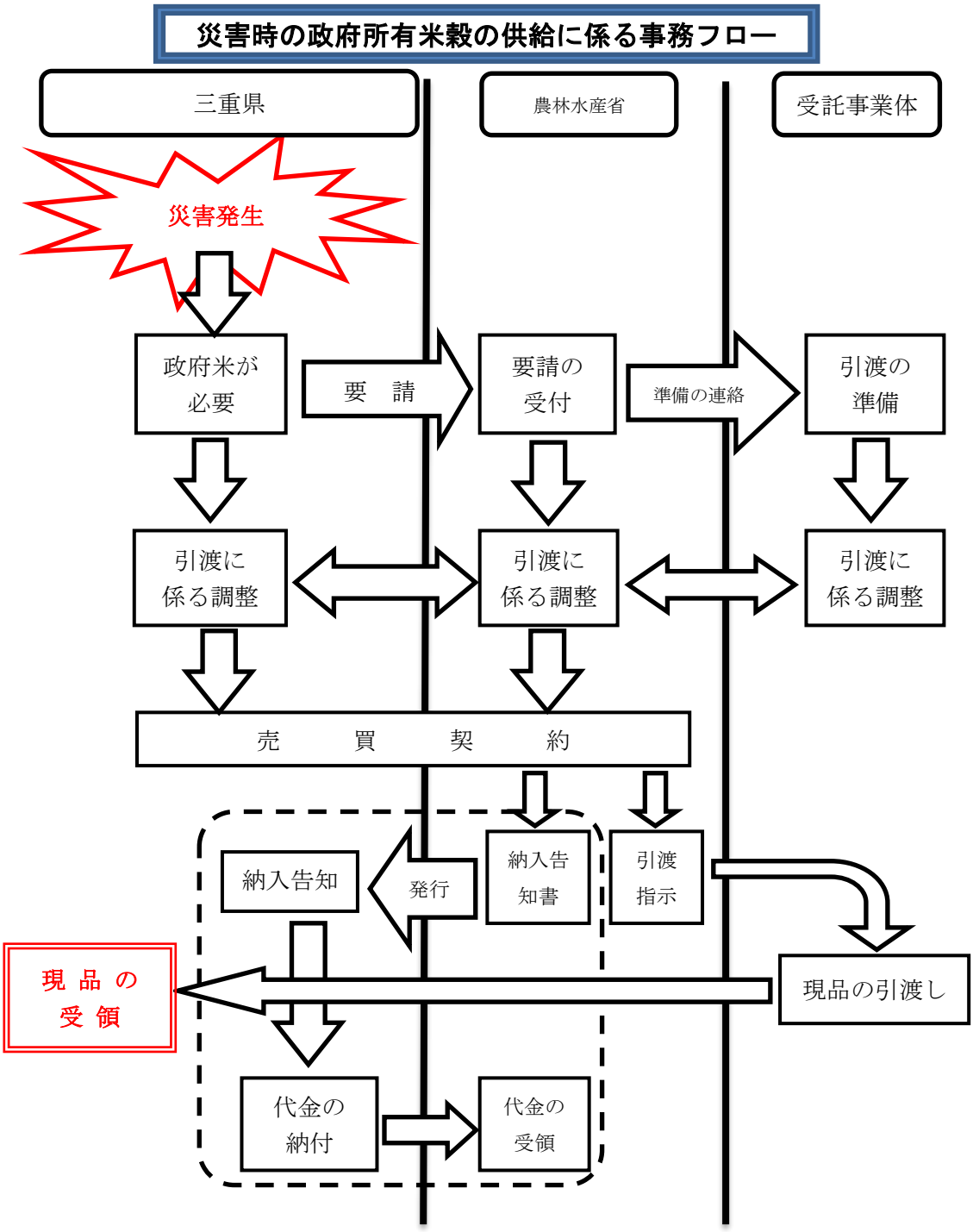

※代金の納付期限は、30 日以内又は、３ヶ月以内で農産局長と知事が協議して決定

第３節　給水活動 (発災24)

【主担当部隊】: 総括部隊（総括班）
社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）
保健医療部隊（医療活動支援班）
被災者支援部隊（水道応援班）

第１項　活動方針

○ 被災者支援部隊(水道応援班)は応急給水活動の総合調整を行い、市町と県(企業庁)が給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
○ 市町、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
○ 水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
飲料水の確保	被災者支援部隊（水道応援班） 社会基盤対策部隊（水道・工業用水道班）	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)
応急給水活動の調整	被災者支援部隊（水道応援班）	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)
応急給水活動の実施	総括部隊(総括班) 被災者支援部隊（水道応援班）	【発災 24 時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)

＜津波災害対策＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
津波被害への対応	被災者支援部隊（水道応援班）	【発災3時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 (市町)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である

第３項　対策

■県が実施する対策

１　飲料水の確保（被災者支援部隊＜水道応援班＞、社会基盤対策部隊＜水道・工業用水道班＞）

市町水道施設に被害が生じた場合、県が管理する水道施設において、受水市町の需要に対応しつつ、浄水場、調整池等にできる限り応急給水用の飲料水を確保する。

２　応急給水活動の調整（被災者支援部隊＜水道応援班＞、総括部隊＜情報班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞）

(1) 県内市町による協定に基づく応急給水活動の調整

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内の応急給水活動について、以下のとおり総合調整等を行う。

① 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞から、災害対策活動の拠点となる重要施設の断水状況等の情報を収集する。

③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、保健医療部隊＜医療活動支援班＞から、災害拠点病院等の断水状況等の情報を収集する。

④ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、社会基盤対策部隊＜情報収集・分析班＞から、応急給水活動の実施に必要な道路(国道、県道及び市町道)の情報を収集する。

⑤ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は「三重県水道災害広域応援協定」にかかる県内５地域のブロック代表市（以下、「ブロック代表者」という）に対してブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。

⑥ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、被災市町からブロック代表者を通じて応援要請があった場合で、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合には、被災市町が必要とする応援体制・応援規模等をもとに応援者や給水資機材の調整を行い、その配分計画を策定して、他のブロック代表者に応援を要請する。

(2)　他の都道府県等への応援要請

県内の市町等のみでは応援が不足する場合には、被災者支援部隊＜水道応援班＞は、日本水道協会三重県支部長（津市）に対して、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、他の都道府県等へ応援を要請する。

① 他の都道府県等への応援要請にあたっては、被災者支援部隊＜水道応援班＞は日本水道協会三重県支部長（津市）と十分に連携を図る。

② 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、必要に応じて県災対本部への連絡要員等の派遣を日本水道協会三重県支部長（津市）に要請し、日本水道協会三重県支部長は、被災者支援部隊＜水道応援班＞と連携して活動する。

③ 被災者支援部隊＜水道応援班＞は、総括部隊＜情報班＞及び県内市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報を共有する。

３　県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞、総括部隊＜総括班＞）

(1) 応急給水活動

応急給水実施機関から給水車等への水道水の供給要請があった場合には、県が管理する施設を用い、可能な範囲で対応する。

また、県による給水タンク積載車による応急給水活動は、企業庁の施設・車両を用いて実施する。

(2) 水質検査機関の斡旋

被災市町から飲料水の水質検査要請があった場合には、公的検査機関(又は検査登録機関)を斡旋する。

(3) 自衛隊・海上保安庁への応援要請

防災関係機関等の支援が必要と判断した場合には、自衛隊、海上保安庁等に給水支援を要請す

る。

(4) 備蓄資機材の提供

被災市町から水道管などの資機材等の貸し出し要請があった場合は、企業庁が所有する備蓄資機材を提供する。

(5) 応急給水目標水量

地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～３日まで	１人１日３ﾘｯﾄﾙ	飲料等
７日	１人１日 20～30 ﾘｯﾄﾙ	飲料、水洗トイレ、洗面等
14 日	被災前給水量 (1 人 1 日 250 ﾘｯﾄﾙ)	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

(6) 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部に位置する水道事業体の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた応援活動を実施する。

■市町が実施する対策

１　飲料水の確保

住民に対して一人あたり３日分以上の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は、井戸水、河川水、ため池やプール等の水をろ過、滅菌して飲料水を確保する。

２　応急給水活動の調整

(1) 市町等による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

① ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

② ブロック代表者は、ブロック内の市町の応援体制（資機材、人員）を確認する。

③ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

④ ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊(水道応援班)に応援を要請する。

⑤ ブロック代表者は、被災者支援部隊(水道応援班)を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2) 他の都道府県等への応援要請

県内のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部長（津市）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき他の都道府県等の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

３　応急給水活動の実施

(1) 応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2) 住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3) 応急給水活動の応援要請

市町単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

応援を受ける市町は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

(4) 津波被害への対応

津波被害を受けた沿岸部の施設の被害状況の把握に努め、津波の被害状況に応じた給水活動を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 動員体制
(2) 情報連絡体制
(3) 応急給水用資機材の確保
(4) 応急給水体制
(5) 応援要請
(6) 広報体制
(7) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　自衛隊の対策

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

２　海上保安庁の対策

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

３　四日市港管理組合の対策

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する船舶を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

２　飲料水、生活用水の確保

地震発生後３日分以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第６章　特定災害対策

第１節　海上災害への対策（発災25）

【主担当部隊】：総括部隊（総括班）
警察部隊

第１項　活動方針

○ 三重県地先海域において、津波が来襲又は来襲するおそれがある場合及び地震による陸上での流出油等が海域におよぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の伝達	総括部隊（総括班）	【発災後1時間以内】 発災後速やかに	一般船舶や沿岸住民へ災害情報を伝達 （海上保安庁、各関係機関）
応急対策活動	総括部隊（総括班）	【発災後3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	海上災害情報 （海上保安庁、各関係機関）
災害救助活動	総括部隊（総括班）	【発災後 24 時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油、火災、津波に関する情報 （海上保安庁、各関係機関）
流出油等防除応急対策活動	総括部隊（総括班）	【発災後 24 時間以内】 関係機関による調整後速やかに	流出油の応急対策情報 （海上保安庁、各関係機関）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■計画関係者共通事項等

１　情報の伝達

(1) 関係機関への連絡

ア　多数の遭難者を伴う船舶事故

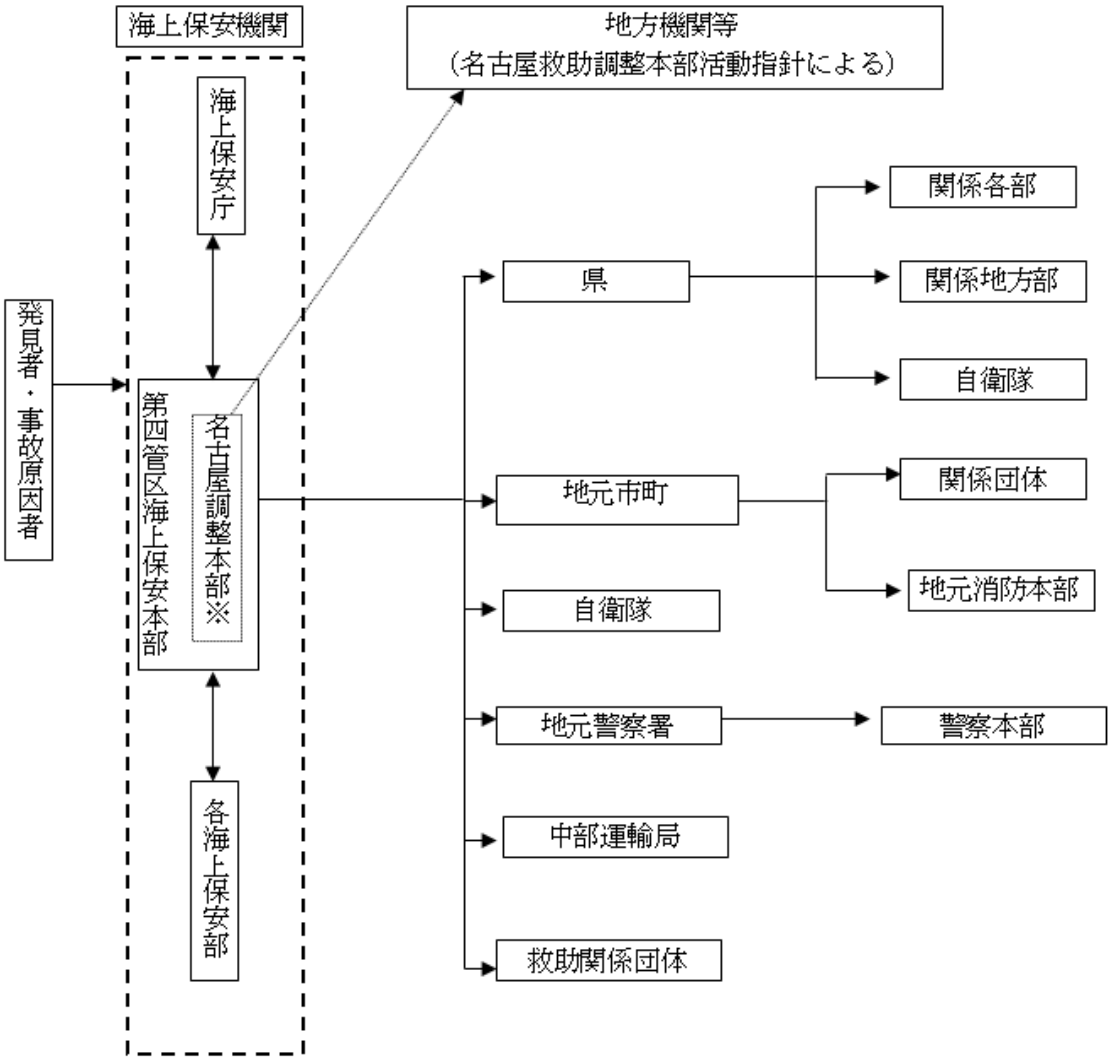

※名古屋調整本部は、下記の情報がある場合に設置される。
・船舶が緊急の状態にあるとの情報
・外国の救助隊が我が国の領海、領土、領空への立ち入り許可を求めているとの情報

イ　油等流出事故（海上での災害）

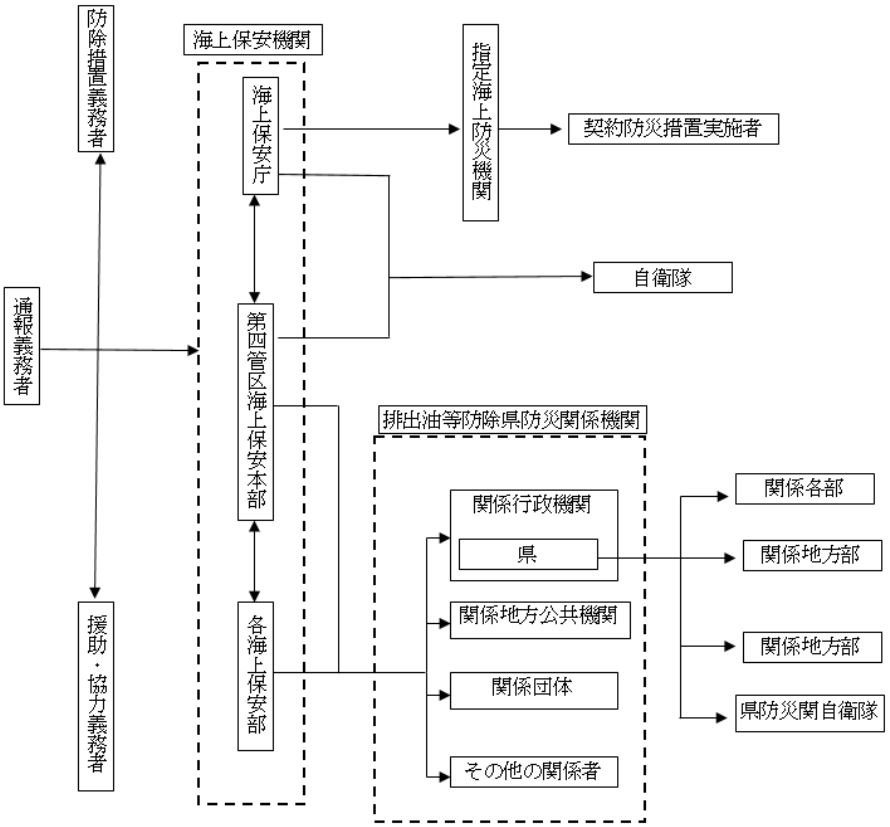

※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する

ウ　油等流出事故（陸上での災害）

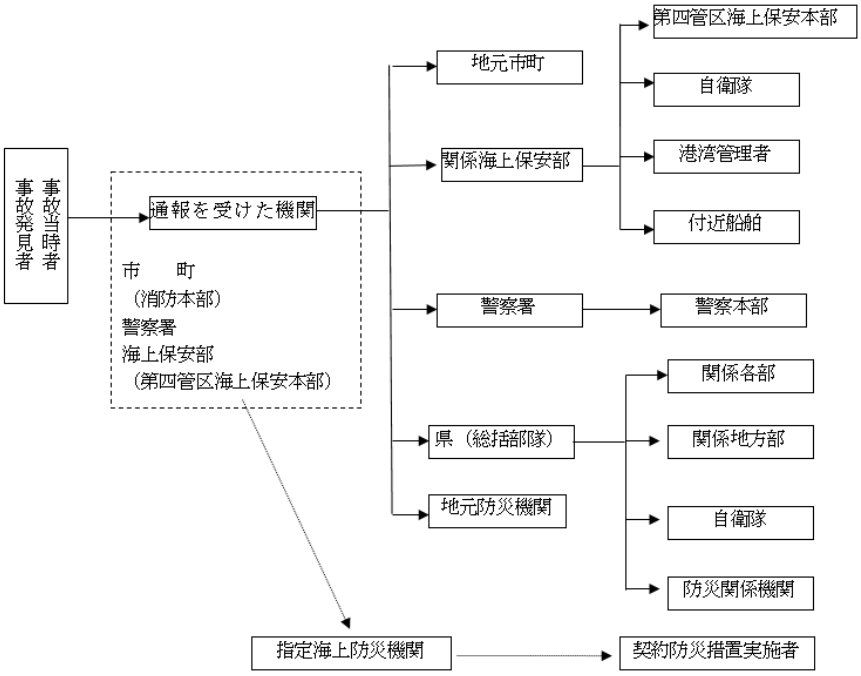

※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する

(2) 一般への周知

ア　船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努める。

機　関　名	周　知　方　法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無線通信・電話	付近船舶
関係海上保安部	〃	〃
放送局（ＮＨＫ・民放）	ラジオ・テレビ放送	〃
関係海上保安部	船舶拡声器による放送	港内船舶
関係警察署	〃	〃

イ　沿岸住民への周知

防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努める。

機　関　名	周　知　方　法	周　知　事　項
関係市町（消防機関）	広報車からの放送等	１　災害の状況
関係警察署	〃	２　防災活動の状況
関係海上保安部	巡視船艇からの放送	３　火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置
放送局（ＮＨＫ・民放）	テレビ・ラジオ放送	４　避泊準備等一般的注意事項
		５　その他必要事項

２　応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。

①　総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
②　災害情報の交換
③　関係機関に対する協力要請

また、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

３　災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

(1) 流出油等並びに火災対策

①　オイルフェンス展張による拡散防止
②　油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
③　消火
④　防災資材の輸送
⑤　人命の救助、救護
⑥　船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
⑦　通信連絡

(2) 津波対策

①　船舶並びに沿岸住民の避難
②　外洋における前進警戒
③　沿岸水防対策の実施
④　気象情報の収集、連絡

４　流出油等防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等及び有害液体物質が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油等」という）の防除活動について、次により実施する。

(1) 実施機関

流出油等防除の活動にあたっては、海上保安庁、指定海上防災機関、港湾管理者、県及び市町等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。

なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。

また県及び海上保安庁は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 防除活動の分担

ア　海上における防除活動の分担

発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に、防除措置を依頼する。

海上保安庁は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずるべきことを、指定海上防災機関に対し指示することができる。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

イ　陸上における防除活動の分担

消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を海上保安庁に連絡する。

また、海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。

(3) 発災事業所、船舶等の措置

①　防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
②　流出源の閉止及び拡大防止措置
③　火気使用禁止措置
④　事業所内での危険区域の設定
⑤　住民に対する広報活動
⑥　流出油等の回収措置
⑦　周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
⑧　その他の災害の規模に応じた措置

(4) 県の措置

①　災害情報の収集
②　沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動の支援及び連絡調整
③　沿岸市町、防災関係機関等への災害情報の収集伝達
④　自衛隊、他府県等に対する応援要請
⑤　関係機関が実施する応急対策への必要な協力
⑥　その他の災害の規模に応じた措置

(5) 県警察の措置

① 災害情報の収集及び伝達
② 危険区域内への立入禁止等
③ 被災者の救助
④ 避難の指示及び誘導
⑤ その他の災害の規模に応じた措置

(6) 市町の措置

① 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整
② 災害情報の収集及び伝達
③ 住民に対する広報
④ 避難の指示及び誘導
⑤ 防災資機材の調達搬入
⑥ 他市町に対する応援要請
⑦ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求
⑧ その他の災害の規模に応じた措置

(7) 消防本部の措置

① 災害情報の収集及び伝達
② 陸上での火気使用禁止措置
③ 流出油等拡大防止の指示及び危険区域の設定
④ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
⑤ 海上保安庁との連絡調整
⑥ その他の災害の規模に応じた措置

(8) 海上保安庁等の措置（推進計画）

① 災害情報の収集及び伝達
② 海上での消火及び火気使用禁止措置
③ 船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
④ 流出油等の拡大防止措置
⑤ タンカーの船長がとるべき措置の指示
⑥ 流出油等に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
⑦ 危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
⑧ 消防本部との連絡調整
⑨ 人命救助及び負傷者等の救急搬送
⑩ 協議会に対する協力要請
⑪ 自衛隊の災害派遣要請
⑫ その他の災害の規模に応じた措置

(9) その他の防災関係機関

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

第２節　危険物施設等の保全(発災26)

【主担当部隊】: 総括部隊（対策班）
保健医療部隊（保健衛生班）
警察部隊

第１項　活動方針

○ 大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第２項　主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	総括部隊(対策班) 保健医療部隊(保健衛生班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・火薬類施設・放射線物質施設の被害情報 (可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) 【市町、防災関係機関】

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　危険物施設（総括部隊＜対策班＞）

(1) 災害発生防止の緊急措置

知事が許可した移送取扱所（消防法第 11 条第１項第４号に規定する移送取扱所）について、関係市町の要請により危険物の取扱い等に関して、災害発生のおそれがあると認められる場合は、所有者、管理者又は占有者に対し、当該移送取扱所の一時停止や使用の制限を行う。（消防法第 12 条の３）

２　高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

ア　高圧ガス施設（総括部隊＜対策班＞）

高圧ガス施設において災害発生のおそれがあると認められる場合は、災害発生防止の緊急措置として、以下の措置を講ずる。

① 高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は特定消費のための施設の全部又は一部の一時使用停止命令
② 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
③ 高圧ガス又はこれを充てんした容器等の所有者又は占有者に対する廃棄又は場所の変更命令

イ　火薬類施設（総括部隊＜対策班＞、警察部隊）

火薬類施設において災害発生のおそれがあると認められる場合は、災害発生防止の緊急措置として、以下の措置を講ずる。

①　火薬類の製造施設又は火薬庫の全部又は一部の一時使用停止命令

②　火薬類を取り扱う（製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄）者に対し、その行為の一時禁止又は制限

③　火薬類の所有者又は占有者に対する、火薬類の所在場所の変更又は廃棄命令

④　火薬類を廃棄した者に対する、廃棄した火薬類の収去命令

(2) 災害応急対策（警察部隊）

ア　住民の安全の確保

警察官は、地震による二次災害の発生又は発生のおそれのある場合で、事業者から通報を受けた時は、直ちに事故現場に出動し、互いに連絡を取りつつ、速やかに危険が生じるおそれのある区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ　交通規則

警察官は、市町、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域を中心に交通規制を行い、当該区域への立ち入り規制を実行する。

３　毒劇物施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

(1) 災害応急対策

県は、警察本部、市町、消防署と毒物劇物の漏洩等に関する情報共有を行う。

また、県及び警察本部は、市町等関係機関と協調し、以下の措置を講ずる。

①　住民に対する広報

②　汚染区域の拡大防止措置

③　警戒区域の設定

④　被災者の救出救護及び避難誘導等の措置

⑤　飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

４　放射性物質施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）

(1) 災害応急対策

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

①　住民に対する広報

②　汚染区域の拡大防止措置

③　警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置

④　避難の指示

⑤　被ばく者の救出及び救護

⑥　飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

⑦　輸送中の事故にあっては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

■市町が実施する対策

１　危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

市町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行う。（消防法第 12 条の３）

２　高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市町長は次の措置をとる。

①　消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請

②　警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去

③　物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2)　災害応急対策

ア　住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ　火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ　避難の指示及び場所

市町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

３　毒劇物施設

「＜県が実施する対策＞３毒劇物施設」に準ずる。

４　放射性物質施設（市町役場、所轄消防本部又は消防署）

「＜県が実施する対策＞４放射性物質施設」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 施設別対策

(2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜関係事業者が実施する対策＞

１　危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市町の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

①　危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止

② 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
③ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
④ 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

２　高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。
① 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
② 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
③ 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市町、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に通報する。
④ 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合においては、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

３　火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防及び必要に応じ海上保安庁に届け出る。

４　毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、所轄の保健所、警察署又は消防署に届け出る。（毒物及び劇物取締法第 17 条）

５　放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。
① 所轄保健所
② 所轄警察署
③ 所轄消防本部又は消防署
④ 市町役場

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

＜中部近畿産業保安監督部が実施する対策＞

１　高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

①　液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
②　高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
③　県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

＜海上保安庁が実施する対策＞

１　海上の危険物対策

地震時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

①　危険物積載船舶等（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。
②　危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
③　危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

２　停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

第７章　復旧に向けた対策

第１節　廃棄物対策活動（発災27）

【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）

第１項　活動方針

○　大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
障害物の除去	社会基盤対策部隊（公共土木対策班、廃棄物対策隊)	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況（地方部、市町） ・応援要請（市町）
し尿処理	社会基盤対策部隊(廃棄物対策隊)	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況（地方部、市町） ・応援要請（市町）
生活ごみ等処理	社会基盤対策部隊(廃棄物対策隊)	【発災３日以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況（地方部、市町） ・応援要請（市町）
災害廃棄物処理	社会基盤対策部隊(廃棄物対策隊)	【発災１ヶ月以内】 災害廃棄物処理体制が確立した時点	・被害状況（地方部、市町） ・応援要請（市町）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　障害物の除去（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班・廃棄物対策隊＞）

県が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、道路啓開等に関する計画に基づき障害物等を撤去することにより、緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行い、そこで発生した災害がれき等については、適正かつ円滑に処理を行う。

また、市町等から障害物の除去について応援、協力の要請があったときは、必要に応じ適切な措置を講ずる。

２　し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

市町において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時に

おける一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、民間団体の協力のもと、県域内での処理体制の調整を図る。

３　生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

県は、避難所をはじめ被災地における生活ごみ等の発生状況と処理状況を適切に把握し、市町等から「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」に基づく応援要請があった場合には、県域内での処理体制の調整を図る。

なお、県域内で生活ごみの処理を行うことが困難と考えられる場合には、県は国や他府県に対し支援を要請する。

４　災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）

(1) 処理体制

市町の災害廃棄物処理の進捗管理を行うために、「県災害廃棄物処理計画」を策定する。

市町において、対応が困難と判断される場合は、早期に災害廃棄物を処理する必要があることから、県災害廃棄物処理計画に基づき、県が主体的に災害廃棄物処理に関わる。

また、必要に応じて各種協定により市町間の調整、民間事業者、関係団体等へ支援を要請する。県域内での処理を行うことが困難であると認めた場合には、国、他府県に対し支援を要請する。

(2) 処理の方法

災害廃棄物の処理については、県災害廃棄物処理計画に基づき適正かつ迅速に行う。

災害廃棄物の仮設焼却炉の設置や広域処理を含めた処理処分方法を確立し、技術的助言等市町に対する支援を行い、計画的な収集運搬、処分を実施する。

なお、災害廃棄物の処理にあたっては、災害対策基本法第 87 条に基づく災害復旧の事業として、適切な分別と可能な限りリサイクルに努める。

■市町が実施する対策

１　障害物の除去

市町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体処理を行う。

２　し尿処理

(1) 処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、貯蓄容量を越えることがないように配慮する。（し尿の発生量は、ひとり１日あたり 1.7 リットルを目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合には、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とする。

３　生活ごみ等処理

(1) 処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置場への集積や分別の協力依頼を行う。

人員、処理機材等については、可能な限り市町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受けた市町で、人員、機材等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行うものとする。なお、施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別とリサイクルに努める。

４　災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「市町災害廃棄物処理実行計画」を策定して適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した市町においては、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

市町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) し尿、生活ごみ等、災害がれき処理班の編成
(2) 処理の方法
(3) 必要な機材等の調達
(4) 仮置場の確保
(5) その他必要な事項

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市町の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

２　生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市町の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市町の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第２節　住宅の保全・確保(発災28)

【主担当部隊】：被災者支援部隊（応急住宅班）

第１項　活動方針

○ 市町と密接に連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
○ 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
○ 住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
○ 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもとあらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後 24 時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ （市町、住宅相談窓口）
被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災 24 時間以内】 市町が被災建築物応急危険度判定実施本部、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、支援要請があり次第、速やかに	・危険度判定対象建築物及び危険度判定対象宅地に関する情報 (市町)
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊(応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会)

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　住宅関連情報の受発信

(1)　住宅相談窓口等の設置支援（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

市町における住宅相談窓口等の設置を支援し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握できる体制を構築する。

余震や住宅の修理に備えて、住宅の被害拡大防止の応急措置や雨風をしのぐ措置について広報する。

(2)　住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

各市町の住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量など、県災対本部における市町支援方針を検討するための情報を把握する。

２　被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、県災対本部に被災建築物応急危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災建築物応急危険度判定士を派遣する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者等だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県は、市町から支援要請があった場合、又は市町の被害が甚大で災害対策機能が著しく低下していると認められた場合は、三重県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、県災対本部に被災宅地危険度判定支援本部(県土整備部内)を設置し、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

３　応急仮設住宅等の確保

救助法が適用され、応急仮設住宅の確保等に関する市町長の要請があった場合、県は被災者の住宅確保対策のための体制を県災対本部に設け、以下の対策を講じる。

ただし、被災市町の状況を鑑み、救助法に基づく対策について、知事が市町長に委任する場合がある。

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

県営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、一時的な居住の安定を図る。

県は、発災時に応急仮設住宅(借上げ)として活用可能な民間賃貸住宅に関する情報が迅速かつ的確に把握できるよう、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会と平時から連携体制を構築しておく。

公営住宅や応急仮設住宅(借上げ)への入居者決定においては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、必要に応じ、三重県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会三重県本部に対し、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に係る報酬額の低減についての協力を求める。

(2) 住宅の応急修理（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を修理することができない避難者の避難所からの早期帰宅につなげるため、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、市町の行う応急修理を支援する。

また、修理による自宅の活用は被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、応急対策をすれば居住を継続できる住宅の居住者に対し、応急修理を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）

自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国

木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合においては、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。

応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、適地の把握に努める。

応急仮設住宅への入居者は市町において決定するが、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。

■市町が実施する対策

１　住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を県災対本部に報告する。

２　被災建築物応急危険度判定等の実施

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

市町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定士は、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保のため、建築物の被災状況を現地調査して余震等による二次災害発生の危険の程度を応急的に判定し、建築物に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市町災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置すると共に、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、液状化や擁壁の状態等宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行う。

３　応急仮設住宅等の確保

(1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

市営住宅を始めとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、罹災した者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、県建設労働組合等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促す。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。

市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 応急仮設住宅の建設予定地
(2) 住宅相談対策
(3) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施方法
(4) 公営住宅及び応急仮設住宅(借上げ)の確保及び提供の実施方法
(5) 応急仮設住宅の確保及び提供の実施方法
(6) 住宅の応急修理の実施方法
(7) その他必要な事項

第３節　文教等対策 (発災29)

【主担当部隊】: 被災者支援部隊（教育対策班）

第１項　活動方針

○ 通常の教育が行えない場合の応急教育を実施する。
○ 教育機能の早期回復をめざす。
○ 災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
○ 文化財の被害情報を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第２項　主要対策項目

＜共通＞

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県有学校施設等の一時使用措置	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後１日以内】	・避難状況等（市町、災対本部） ・一時使用要請（市町、災対本部）
応急教育の実施判断	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況（市町・県立及び私立学校）
教職員の確保	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況（市町・県立及び私立学校）
被災児童生徒等の保健管理	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後１週間以内】	・被害状況（市町・県立及び私立学校）
授業料の減免等の判断	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後１週間以内】	・被害状況（市町・県立及び私立学校）
文化財・歴史的文化的資料の保護	被災者支援部隊(教育対策班)	【発災後3日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　県有学校施設等の一時使用措置（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

災害応急対策のため、県立学校及び県営施設等の一時使用の要請があった場合、その調整にあたる。

２　応急教育の実施判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

①　校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、学校と、

使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等の調整を行う。

② 施設の借り上げが困難な場合は、仮校舎を設置する。（私立学校を除く。）

③ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を行う。

３　教職員の確保（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県内市町等教育委員会との連携のもとに、学校間等での教職員の応援を図るとともに、非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、全国知事会等を通じて他県等に対し教職員の派遣を要請し、県内市町等教育委員会と受入、配置先等の調整を行う。

４　被災児童生徒等の保健管理（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

救急処置器材を各学校に整備する。

被災学校の教職員に対し、児童生徒等の安全指導、生活指導及び心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校へ専門家を派遣する。

５　授業料の減免等の判断（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成 14 年教育委員会告示第 4 号)により、授業料の支弁が困難な者に減免の措置を講ずる。

また、保護者等が被災により従前得ていた収入を得ることができなくなり要件を満たした場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)により高等学校等就学支援金を支給する。

災害に伴い市町民税が非課税又は減免となった場合及び災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の緊急採用の措置を講ずる。

６　文化財・歴史的文化的資料の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国(文化庁)に報告する。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的文化的資料の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指導・助言を行う。

■県立学校が実施する対策

１　県有学校施設等の一時使用措置

避難所に指定されている学校においては、施設管理者として、避難所設置初期対応及び避難所運営

に対し協力するとともに、災害応急対策のため、県立学校の一時使用の要請があった場合、当該施設管理者は支障のない範囲において、これを使用させる。

また、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所及び災害応急対策のために開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者等の協力を得る。

２　応急教育の実施判断

施設管理者は、被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

② 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等を行う。

③ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

３　被災児童生徒等の保健管理

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、養護教諭等が応急処置にあたる。

■市町が実施する対策

１　応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 学校施設の被災建築物応急危険度判定を行う。

② 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

③ 校舎の被害が相当に大きく、学校として使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、公会堂及びその他民有施設の借り上げ等により、仮校舎を設置する。

④ 応急教育実施にあたっては、児童生徒等及び保護者等に対し、メールやホームページなどで実施時期等の周知を図る。

⑤ 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市町等教育委員会は被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

２　教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等での教職員の応援を図るとともに非常勤講師の任用等を行う。

教職員の不足が補えない場合は、県と連携し、他県等への教職員の派遣要請、受入配置等の調整を行う。

３　被災児童生徒等の保健管理

「＜県が実施する対策＞４被災児童生徒等の保健管理」に準ずる。

４　授業料等の減免等の判断

「＜県が実施する対策＞５授業料の減免等の判断」に準ずる。

５　学校施設等の一時使用措置

「＜県立学校が実施する対策＞１県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

６　学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、修学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市町長(救助法が適用された場合は知事の委任による市町長)が行う。

７　文化財・歴史的文化的資料の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあってはその長。以下「市町教育委員会等」という。）はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊＜教育対策班＞に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に連絡の上、県との協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的文化的資料が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊＜教育対策班＞の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指導・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 応急教育の方法
(2) 教育実施者の確保
(3) 学用品の給与
(4) 文化財の保護
(5) その他必要な事項（休校園措置、給食の措置等）

■事業者等が実施する対策

１　応急教育の実施判断（私立学校管理者）

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

① 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
② 施設の安全が確保できない等により応急教育が長期間実施できない場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等の公立学校等への一時的な転入学等を要請する。

③　施設の早期復旧の目途がたたず、仮校舎の設置もできない場合は、被災者支援部隊＜教育対策班＞に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

２　教職員の確保（私立学校管理者）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、非常勤講師の任用等を行う。

３　被災児童生徒等の保健管理（私立学校管理者）

教職員が分担し児童生徒等の状況を把握し、安全指導、生活指導及び心のケア等を行う。

また、学校の設置者は、救急処置器材を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたる。

４　授業料の減免等の判断（私立学校管理者）

「＜県が実施する対策＞５授業料の減免等」に準ずる。

５　学校施設等の一時使用措置（私立学校管理者）

「＜県立学校が実施する対策＞１県有学校施設等の一時使用措置」に準ずる。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

第４節　災害義援金等の受入・配分 (発災30)

【主担当部隊】: 生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）

第１項　活動方針

○　災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
三重県災害義援金募集推進委員会の設置	生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）	【発災３日以内(災害救助法適用後１日以内)】 災害発生後速やかに	・被害状況の把握 （市町）
災害義援金の募集	生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）	【発災 2 週間以内(災害救助法適用後 2 週間以内)】 募集体制が整い次第速やかに	
災害義援金の保管	生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）	【発災 2 週間以内(災害救助法適用後 2 週間以内)】 災害義援金を受け入れた時点	・災害義援金の受入状況 （三重県災害義援金募集推進委員会）
三重県災害義援金配分委員会の設置	生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）	【発災 3 週間以内(災害救助法適用後 3 週間以内)】 災害義援金が配分できる程度に集まった時点	・被害状況の把握 （市町）
災害義援金の配分	生活・経済再建支援部隊（義援金受入・配分班）	【発災1ヶ月以内(災害救助法適用後 3 週間以内)】 災害義援金が配分できる程度に集まった時点	・被害状況の把握 （市町）

※「活動開始（準備）時期等」の時間は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

第３項　対策

■県が実施する対策

１　三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

災害義援金の募集及び受入・配分は、三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会を設置して行うこととし、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、市町（配分委員会のみ）、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

２　災害義援金の募集（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

県内で大災害が発生した場合、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。募集にあたっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

なお、他の都道府県で大災害が発生した場合の募集については当該都道府県の状況等を十分考慮して行う。

３　災害義援金の保管（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

災害義援金については、県災対本部（出納局）において一括とりまとめ保管する。

４　災害義援金の配分（生活・経済再建支援部隊＜義援金受入・配分班＞）

配分の単位を市町として、被災地の状況及び災害義援金の応募（入金）状況等を検討し、速やかに罹災者に届くよう配分する。また、他の都道府県に配分する場合は、該当する都道府県に送付する。

なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

■市町が実施する対策

１　実施機関の設置

市町自ら又は「＜県が実施する対策＞１三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準じて実施する。

２　災害義援金の募集

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞２災害義援金の募集」に準ずる。

災害義援品については、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

３　災害義援金の保管

災害義援金については、「＜県が実施する対策＞３災害義援金の保管」に準ずる。

災害義援品については、各関係機関において保管する。

４　災害義援金の配分

「＜県が実施する対策＞４災害義援金の配分」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

⑴　災害義援金の取扱い
⑵　災害義援金品の受入、配分方法
⑶　その他必要な事項

■その他防災関係機関が実施する対策

＜三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、その他各種団体＞

１　実施機関の設置

「＜県が実施する対策＞１三重県災害義援金募集推進委員会、三重県災害義援金配分委員会の設置」に準ずる。

２　災害義援金の募集

「＜県が実施する対策＞２災害義援金の募集」に準ずる。

３　災害義援金の保管

「＜市町が実施する対策＞３災害義援金の保管」に準ずる。

４　災害義援金の募集及び配分にかかる経費

災害義援金品の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

■地域・住民が実施する対策

１　災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。